
かすみがうら市総合計画「後期基本計画」(素案)

目次（案）

| | |
|----------------------------|-----|
| はじめに..... | |
| 総論..... | 1 |
| 序章 後期基本計画策定の意義..... | 3 |
| 第1節 策定の趣旨と役割..... | 4 |
| 第1章 後期基本計画策定の前提..... | 6 |
| 第1節 計画策定の前提..... | 7 |
| 第2章 計画策定の視点..... | 21 |
| 第1節 策定の視点..... | 22 |
| 第2節 分野別の視点..... | 24 |
| 後期基本計画..... | 27 |
| 序章 重点プロジェクト..... | 29 |
| 第1節 重点プロジェクトの設定..... | 30 |
| 第1章 自然と調和した快適なまちづくり..... | 33 |
| 第1節 適正な土地利用の推進..... | 34 |
| 第2節 交通基盤の充実..... | 38 |
| 第3節 快適な住環境の整備..... | 42 |
| 第4節 循環型社会の形成..... | 51 |
| 第5節 防犯・防災機能の充実..... | 57 |
| 第2章 健やか・安心・思いやりのまちづくり..... | 65 |
| 第1節 健康づくりの推進..... | 66 |
| 第2節 高齢者福祉の充実..... | 72 |
| 第3節 障害者福祉の充実..... | 78 |
| 第4節 次世代育成の支援..... | 81 |
| 第5節 地域福祉の推進..... | 85 |
| 第3章 豊かな学びと創造のまちづくり..... | 92 |
| 第1節 教育の充実..... | 93 |
| 第2節 生涯学習の充実..... | 98 |
| 第3節 青少年の健全育成..... | 104 |
| 第4節 地域文化の継承と創造..... | 106 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第4章 活力ある産業を育てるまちづくり..... | 112 |
| 第1節 農林業の振興..... | 113 |
| 第2節 水産業の振興..... | 118 |
| 第3節 商工業の振興..... | 120 |
| 第4節 観光の振興..... | 126 |
| 第5章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり..... | 130 |
| 第1節 市民活動の支援..... | 131 |
| 第2節 男女共同参画の推進..... | 135 |
| 第3節 広報・公聴活動の充実..... | 137 |
| 第4節 行政サービスの向上..... | 139 |

| | |
|---------------------|--|
| 資料..... | |
| 1. 基本構想の概要..... | |
| 2. 後期基本計画策定の経過..... | |
| 3. 総合計画審議会..... | |
| 4. 庁内策定体制..... | |
| 5. 市民参加事業の記録..... | |
| 6. 用語解説..... | |

総論

序章 後期基本計画策定の意義

第 1 節 策定の趣旨と役割

〔 1 〕 計画策定の趣旨

平成 17 年 3 月 28 日に霞ヶ浦町・千代田町の合併により、「かすみ
がうら市」が誕生しました。その後、霞ヶ浦町・千代田町合併協議
会が策定した「新市建設計画」を踏まえつつ、地方自治法第 2 条第
4 項に基づき平成 19 年 3 月に「かすみがうら市総合計画」（基本構
想／平成 19 年度～平成 28 年度、前期基本計画／平成 19 年度～平成
23 年度）を策定し、計画的な行財政運営に取り組んでいます。

しかし、世界的な経済情勢の大きなうねりを受け、我が国を取り
巻く状況は厳しさを増しています。一方、高齢社会を迎える中での
福祉施策や市民の価値観やニーズの多様化等、社会情勢の変化と相
まって、新たな行政需要への対応が求められています。

かすみがうら市総合計画「後期基本計画」は、本市が置かれてい
る新たな状況と市民意識を十分に認識し、計画的かつ効率的な行財
政運営を図ることを目的に平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 ケ
年を計画期間として策定するものです。

[2] 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画より構成されており、市が各分野において策定する様々な計画の最上位に位置づけられる計画です。

(1) 基本構想

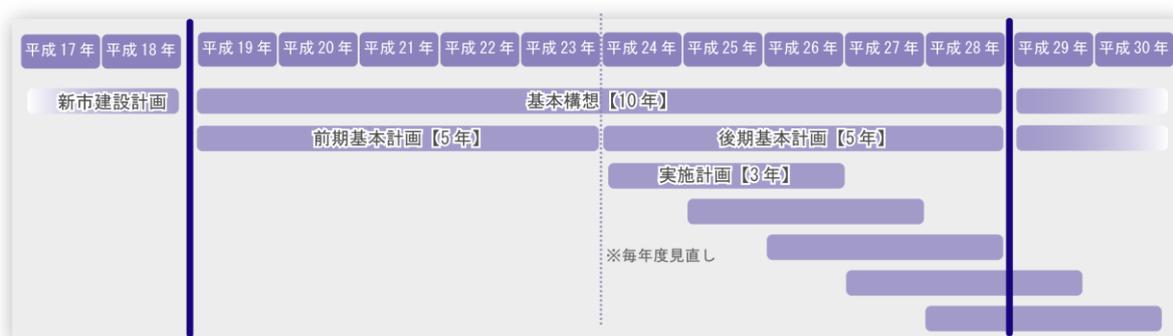
基本構想は、市政を総合的・計画的に進めていくために市の将来都市像を明らかにし、その実現に向けた施策の大綱を示すもので、基本計画や実施計画を策定するための基本指針となるものです。

(2) 基本計画（前期・後期）

基本計画は、基本構想の施策の大綱に基づいて、将来都市像を実現するために具体的施策を体系的に示すものです。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づいて、現実の社会情勢の変化に対応しながら、施策の優先度、緊急度、効果度を総合的に勘案して定めるものです。



第 1 章 後期基本計画策定の前提

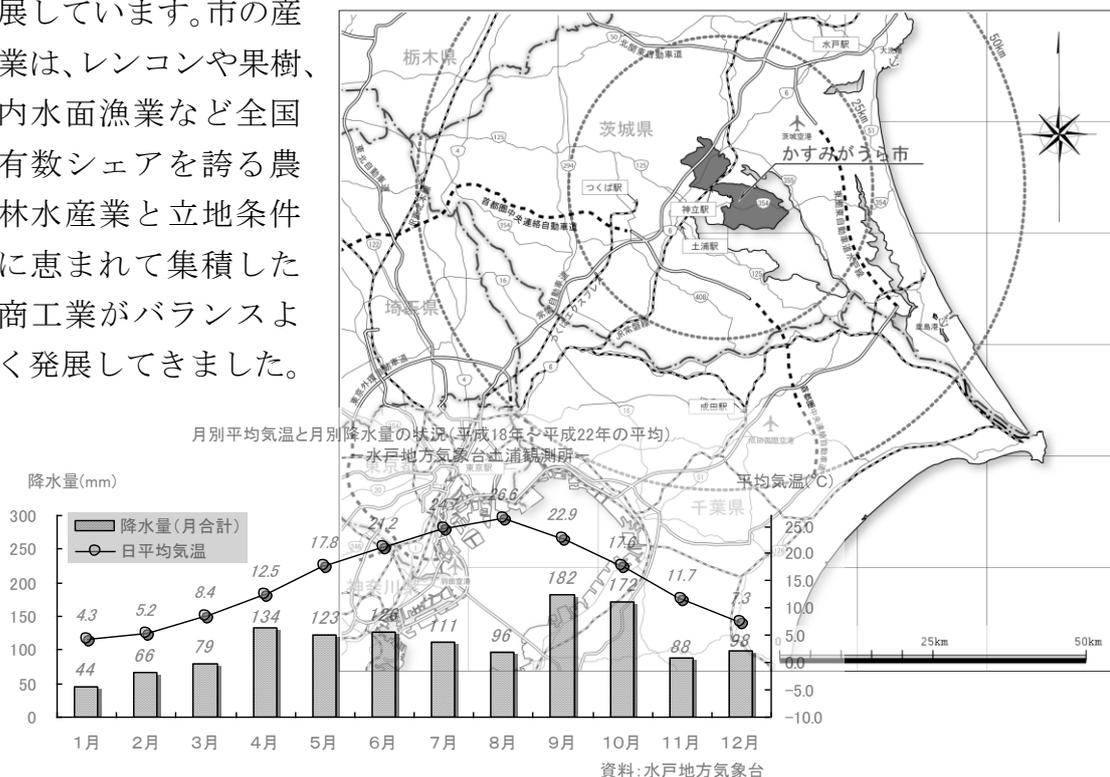
第1節 計画策定の前提

[1] 本市の自然・社会的な背景

1. 位置・地勢・気候等の条件からみた「かすみがうら市」

▶ 本市は、茨城県南部のほぼ中央に位置し、我が国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓に挟まれ、その一部は水郷筑波国立公園に指定されるなど、風光明媚な優れた自然環境を有しています。土浦市、石岡市に隣接し、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離にあり、JR常磐線、千代田石岡インターチェンジを市内に有する常磐自動車道、国道6号、国道354号などの幹線交通網が各都市を結ぶ、恵まれた立地条件となっています。

▶ 豊かな自然環境を財産として、台地には梨や栗などの畑や平地林、低地には水稲やレンコンなどの水田が広がり、また、霞ヶ浦沿岸ではワカサギやシラウオなどの内水面漁業も行われています。さらに、JR常磐線の神立駅周辺や幹線道路沿いでは、商業・業務系や住居系の市街地が形成され都市化が進展しています。市の産業は、レンコンや果樹、内水面漁業など全国有数シェアを誇る農林水産業と立地条件に恵まれて集積した商工業がバランスよく発展してきました。



2. 歴史・沿革からみた「かすみがうら市」

一 古代～中世から近世

- ▶ 本市では、霞ヶ浦沿岸などを中心に各所から貝塚や古墳群などが発見され、縄文時代以前からすでに人々の暮らしが営まれていたことが分かっています。
- ▶ 中世鎌倉時代には本市の北部に鎌倉街道が整備され、江戸時代に入ると、千住を起点に松戸、取手、牛久、土浦、稲吉、石岡を経て水戸へ向かう水戸街道が整備され、本市の稲吉は主要な宿場町として繁栄しました。当時は大名が宿泊する本陣や17軒の旅籠でにぎわい、稲吉宿本陣、水戸街道の旅籠としては唯一残された旅籠皆川屋などが街道の面影を偲ばせています。

一 明治時代～現在

- ▶ 明治22年(1889年)の市制・町村制の施行により本市の基礎となる9ヵ村が成立。続いて昭和の大合併が進んだ昭和29年(1954年)には、9ヵ村のうち志筑村、新治村、七会村の合併により千代田村が誕生、その翌年、昭和30年(1955年)には、下大津村、美並村、牛渡村、佐賀村、安飾村、志士庫村の6ヵ村が合併して出島村が誕生しました。
- ▶ その当時の両村は水と緑に囲まれた純農村地帯でしたが、工業団地の開発や交通体系の整備、住宅地の整備などを進め、それら都市化の進展に伴い、人口も増加することとなりました。このような時代の流れの中で、千代田村は平成4年(1992年)に町制を施行、また、出島村は平成9年(1997年)に霞ヶ浦町へと名称変更するとともに町制を施行し、発展してきました。
- ▶ そして、元号が平成に変わり、政治・経済・社会ともに大きな転換期を迎える中、平成17年に両町は合併し、「かすみがうら市」が誕生しました。

【かすみがうら市の変遷】



[2] 本市に影響を与える様々な時代潮流

1. 成長型から成熟型への転換期

(1) 人口構造の変化（少子高齢化・人口の減少）

▶ 人口構造の変化は、人手不足や消費市場の縮小など経済分野における活力低下に影響を及ぼすだけでなく、社会保障の負担増などに伴う高齢者世帯の社会的・経済的自立や子育て環境の格差の拡大といった面でも懸念されています。

(2) 価値観の変化（市民意識の多様化・心の豊かさを求める時代の変化）

▶ 都市化が進み、日常の中で自然に親しむ機会が減少するにつれて、生活の利便性よりも自然とのふれあいを重視するという自然志向の高まりがみられ、自由時間を過ごしたり、子供を育てる場として、自然の豊かな地域を高く評価する人々が増えてきています。

(3) 産業形態の変化（産業構造のソフト化・サービス化）

▶ 産業技術の高度化や消費生活ニーズの多様化は、わが国の産業構造を大きく変化させ、経済構造全般がソフト化・サービス化へと移行している状況にあります。国内企業等においては、付加価値の高い製品やサービスへの転換、先端的な技術の積極的な開発などが求められています。

2. グローバル時代の到来

(1) 地球的規模で対応が求められる環境問題（資源循環型社会／環境共生型社会）

▶ 今や地球温暖化対策は、発展途上国を含めた世界各国が協力して取り組むべき課題となっており、我が国においても、環境問題に積極的に取り組む姿勢を示し、施策を展開しているところです。

(2) グローバル化する社会情勢、変ぼうする社会経済システム（経済の国際化）

▶ グローバル化は経済活動にとどまらず、社会、文化、技術、組織などの幅広い分野に及んでいます。効率化の流れの中で一元化、単純化が進み、各々の国のもつ独自性の喪失が指摘されているとともに、人々の日常生活のリスクも拡大傾向にあると言われています。

(3) グローバル化がもたらす技術革新と人々の交流の拡大

▶ 技術革新のめざましい進展は、私たちの暮らしにも大きな変化をもたらしつつあります。国内外における高速通信・情報ネットワークが急速に拡充するとともに、ITの革新が進み、経済面のみならず文化、学術研究など様々な分野における交流や活動が活発化しています。

3. 依存から自立への変革

(1) 地方分権型社会への移行（地域の自立／自治体の自己決定権と自己責任の拡大）

▶ 地方分権の進展により、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られてきました。このような中で、地方自治体は、良質な行政サービスの提供を目指すとともに、より自立性の高い、行政経営を目指した取り組みを推進していく姿勢が求められています。

(2) 地域の独自性、主体性の重視（地域間競争／地域アイデンティティの再認識）

▶ 人々の価値観の多様化に伴い、暮らしの選択可能性も大きく広がっており、また、交通体系や交通手段の整備により、日常生活や就業などの面で生活圏が拡大しています。技術の高度化や情報化の進展によって「人」「モノ」「資本」が国境を越えて移動するグローバル化、ボーダレス化があらゆる分野で加速しており、地域づくり全般において地域間の競争をますます激しいものにしていきます。

(3) 個人の自主選択（個性の尊重／自己実現型社会）

▶ 人々の価値観や生活様式も多様化し、一人ひとりの個人が様々な分野で自由な選択を求めるようになってきています。多様化する生活のあり方を許容していくシステムの構築が求められるとともに、様々な分野について、多様な選択が可能となる社会づくりを進めていくことが求められています。

4. 連携・協力が自治体の総合力を高める時代に

(1) 市民と行政の連携（まちづくりへの市民参画／協働）

▶ 近年、様々な分野における市民参画・協働への関心が高まっており、市民・NPO・事業者等と行政による協働の領域が拡大しています。市民と行政の相互の協力体制を確立し、市民の視点にたった、より効率的で弾力的な行政サービスの提供に努めるなど、協働領域の拡大に対応するシステムの確立が求められています。

(2) 自治体相互の連携（地域づくりと行政運営の広域化／広域市町村合併）

▶ 行政サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、地方自治体同士の連携強化や共同的な事業の推進が求められ、国の方針としても広域行政の強化や市町村合併の促進などが打ち出されています。広域的な視野に立って行政運営やまちづくりを見直し、各自治体が有する特性や資源、社会資本などを相互に補完し、有効に活用していくための連携方策を多面的に検討していくことが必要です。

(3) 男性と女性の連携（男女の平等／男女共同参画型社会）

▶ 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備が進み、男女平等意識の高揚や女性の社会参画に対する支援が強化される一方、従来からの性別による役割分担意識や偏見などが依然として残っているのが現状です。男女がそれぞれの個性や能力を認めあい、それらが家庭や地域、職場などで十分に発揮され、責任を担いあう男女共同参画社会を構築していくことが必要です。

5. 東日本大震災を教訓とした安全・安心体制の確立

(1) 地域防災計画等の見直しによる、非常時体制の強化・充実

▶ 本市は以前より安心・安全のまちづくりを目指し、地域防災計画を策定するなどその対策を着実に進めてきました。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超えた被害も多く発生しており、国や県などの対策を踏まえながら、より安全な新しい基準に基づく、安心なまちづくりを組み直す必要があります。

(2) ライフラインをはじめとした都市基盤の整備

▶ 東日本大震災では、本市においても長期における断水をはじめとし、市民生活にも様々な支障が生じました。現在の社会生活においては、電気、ガス、上・下水道、情報などのライフラインが欠かせないものとなっており、これらの確保は必要不可欠です。また、緊急の避難場所や救急の医療機関へのアクセス道路の確保など、安定的な移動経路の整備・充実も必要です。

(3) 地域協働など市民のネットワークによる地域ケア体制の強化

▶ 突発的で広域的な災害においては、常備消防等既存の体制だけでは対応できません。そのためには、消防団などとともに、近隣相互の助け合いによる対応が必要不可欠となります。そのためにも日常からの地域コミュニティの形成によるケア体制の確立が求められています。

(4) 原子力発電所の事故に対する対応

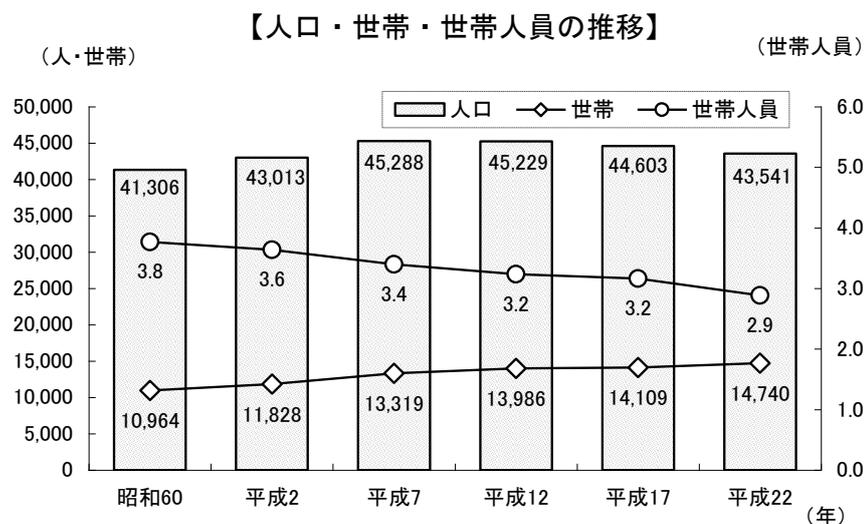
▶ 福島第一原子力発電所の事故による放射能の飛散は、本市を含む関東地方一円にも及び、特に子ども達への影響も懸念されています。国や県等と連携の下で、適切な対応を行うことはもちろんですが、市民の不安を払拭するためにも、必要に応じて市独自の判断での対応も必要です。また、根拠のない風評被害に対しては、検査の強化による正確な情報発信など官民一体となった対応が求められます。

[3] 本市の現状等の整理・分析

1. 人口・世帯の状況からみた「かすみがうら市」

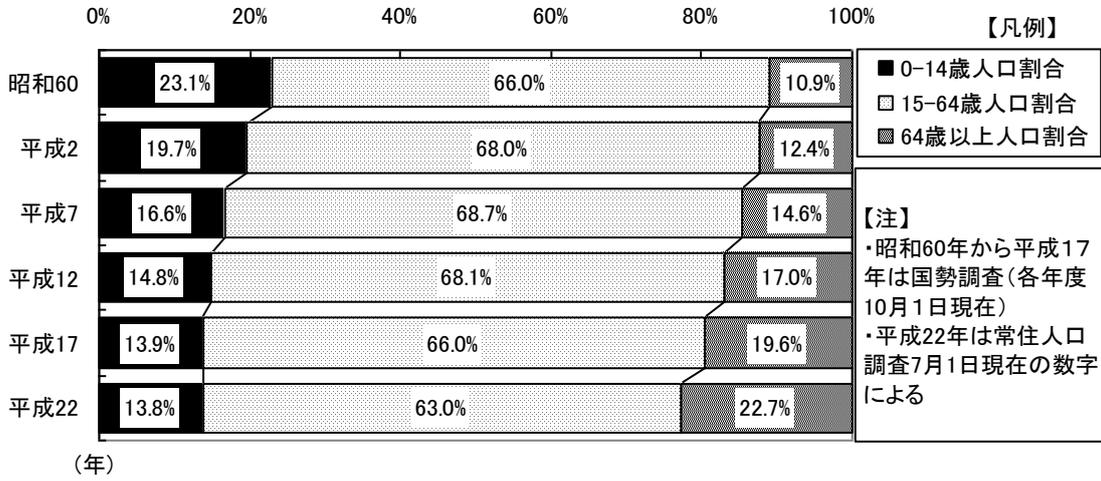
(1) 人口・世帯の推移

- ▶ 本市の人口を5年ごとの推移で見ると、平成7年までは、首都圏の外延化や都市化の影響を受け急速な増加傾向を示し、その後、減少しています。
- ▶ 世帯数は平成22年まで、一貫して増加しており、人口が減少傾向に転じても、世帯数の増加傾向は続いている結果となっています。
- ▶ 0～14歳の年少人口は、昭和60年からの年齢3区分別人口の推移で見ると、少子化の影響などにより減少傾向にあり、平成22年には13.8%となっています。
- ▶ 15歳～64歳の生産年齢人口は、平成7年まで増加し、その後減少に転じています。
- ▶ 65歳以上の老年人口は、平成22年現在まで一貫して増加している状況です。昭和60年には10.9%を占めていた老年人口は、平成22年には22.7%と倍以上の割合となり、高齢社会（高齢化率14%～21%）から超高齢社会（高齢化率21%以上）の時代へと移ってきています。
- ▶ 人口動態（自然動態）をみると、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いています。特に、平成17年以降については、増減しながらも、全体的には、自然減の状態が拡大している傾向にあります。
- ▶ 人口動態（社会動態）をみると、社会増減率は転入者より転出者の方が多い転出超過の状態が続いています。特に、平成17年以降については転出超過が拡大する傾向にあります。



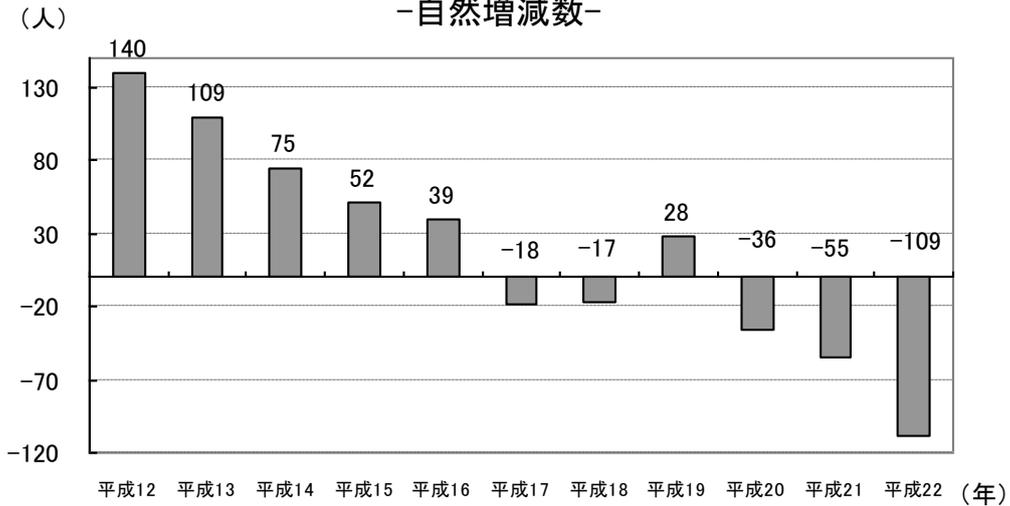
資料: 国勢調査(平成22年は国勢調査速報値による)

【年齢3区分人口の推移】



【人口動態の推移】

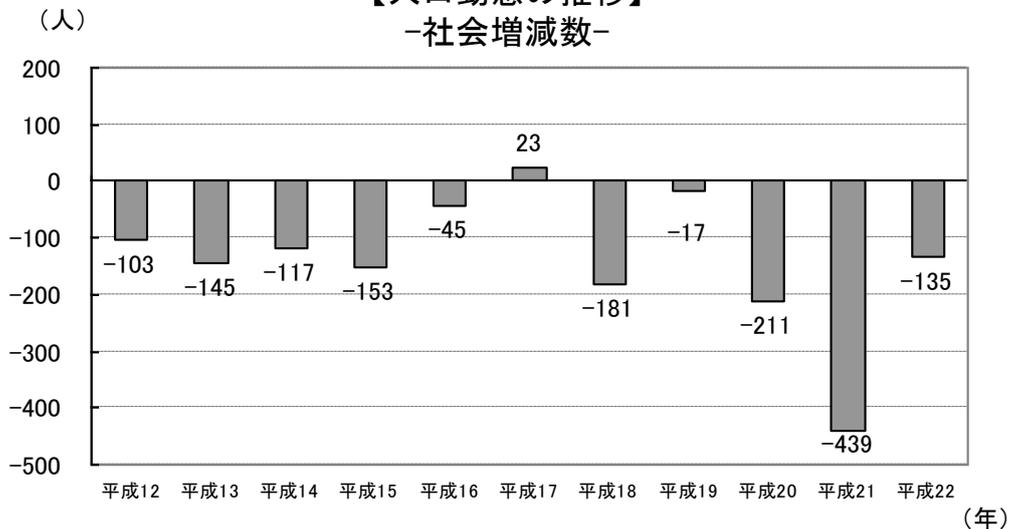
-自然増減数-



資料:常住人口調査

【人口動態の推移】

-社会増減数-



資料:常住人口調査

2. 産業構造からみた「かすみがうら市」

(1) 産業構造

▶ 本市の就業者数の推移をみると、昭和 50 年以降、平成 7 年まで増加傾向を示していましたが、平成 7 年をピークに減少傾向に転じており、総人口と同様の傾向を示しています。昭和 50 年では第 1 次産業が最も多く第 2 次産業と第 3 次産業が同程度でしたが、現在では第 3 次産業が全産業の過半数を占める構造となっています。

(2) 農業・林業・漁業

▶ 平成 2 年から平成 22 年の農業指標の推移をみると、農産物の自由化や後継者不足などの影響を受けて、総農家数、経営耕地面積ともに減少しています。特に農家数の減少は著しく、1,627 戸、37.8%の減少となっています。

▶ 林野面積の推移をみると、平成 7 年までは国有林、民有林ともに減少していますが、平成 7 年以降は、ほとんど変動がありません。一方私有林については、減少傾向が継続していましたが、平成 22 年には再び増加に転じています。

▶ 水産業における漁獲高の推移をみると、霞ヶ浦全体では減少傾向を示しています。

(3) 工業

▶ 平成 2 年から平成 22 年までの工業の推移をみると、製造品出荷額は、平成 12 年に減少する傾向になったものの、その後、社会経済の回復傾向により増加に転じています。一方、事業所数については、全体的に減少傾向となっています。

(4) 商業

▶ 平成 3 年から平成 19 年の商業の状況をみると、従業者数は、平成 11 年まで順調に増加し、平成 14 年には一時減少したものの、平成 16 年には再び増加に転じています。また、年間販売額は平成 11 年まで増加したものの、平成 14 年には大きく減少しましたが、平成 19 年には再び増加に転じています。一方で売り場面積は、全体的には伸びる傾向にありますが、平成 19 年には減少に転じています。

【産業別就業者数の推移（旧千代田町・旧霞ヶ浦町合計）】

（単位：人，％）

| 区分 | 年 | 昭和 50 | 昭和 55 | 昭和 60 | 平成 2 | 平成 7 | 平成 12 | 平成 17 |
|-------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1産業 | | | | | | | | |
| 就業者数 | | 8,298 | 7,294 | 6,181 | 4,834 | 3,952 | 3,477 | 3,153 |
| 構成比 | | 42.9% | 35.8% | 29.1% | 21.5% | 16.2% | 14.4% | 13.6% |
| 第2次産業 | | | | | | | | |
| 就業者数 | | 5,599 | 6,022 | 6,592 | 7,878 | 8,762 | 8,195 | 7,466 |
| 構成比 | | 29.0% | 29.6% | 31.0% | 35.0% | 35.9% | 34.0% | 32.1% |
| 第3次産業 | | | | | | | | |
| 就業者数 | | 5,379 | 7,018 | 8,438 | 9,667 | 11,470 | 12,115 | 12,404 |
| 構成比 | | 27.8% | 34.5% | 39.7% | 42.9% | 47.0% | 50.3% | 53.4% |
| 総就業者数 | | 19,322 | 20,362 | 21,247 | 22,510 | 24,380 | 24,094 | 23,250 |

資料：国勢調査

※総就業者数は、分類不能の就業者数を含む数字である。

【農業関係指標の推移】

（旧千代田町・旧霞ヶ浦町合計）

| 区分 | 総農家数 | 自給的農家数 | 販売農家数 | | | 農業産出額 (農業粗生産額) | 経営耕地面積 |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------------------|--------|
| | | | 専業農家数 | 第1種兼業 | 第2種兼業 | | |
| 年 | (戸) | (戸) | (戸) | (戸) | (戸) | (百万円) | (ha) |
| 平成 2 | 4,305 | 551 | 568 | 857 | 2,329 | 13,790 | 4,597 |
| 平成 7 | 3,991 | 481 | 452 | 609 | 2,449 | 11,670 | 4,421 |
| 平成 12 | 3,224 | 526 | 424 | 521 | 1,753 | 10,870 | 3,932 |
| 平成 17 | 2,994 | 690 | 391 | 533 | 1,380 | 11,020 | 3,582 |
| 平成 22 | 2,678 | 741 | 443 | 287 | 1,207 | - | 3,370 |

資料：農林業センサス/茨城農林水産統計年報

※農業産出額(農業粗生産額)については、平成 19 年以降は市町村別集計の公表がないため <—> 表示としている。

【林野面積の推移】

（単位：ha）

| 区分 | 森林面積 | 国有林 | 公有林 | 私有林 |
|-------|-------|-----|-----|-------|
| 年 | 総数 | | | |
| 平成 2 | 2,350 | 164 | 57 | 2,129 |
| 平成 7 | 2,161 | 141 | 13 | 2,007 |
| 平成 12 | 2,069 | 141 | 13 | 1,915 |
| 平成 17 | 2,055 | 144 | 13 | 1,898 |
| 平成 22 | 2,060 | 141 | 15 | 1,904 |

資料：茨城県林政課/農林業センサス

【漁獲量】（単位：t）

| 区分 | 霞ヶ浦(全体) |
|-------|---------|
| 年 | |
| 平成 2 | 4,331 |
| 平成 7 | 4,015 |
| 平成 12 | 2,037 |
| 平成 17 | 1,655 |
| 平成 21 | 1,934 |

資料：茨城農林水産統計年報

【工業の推移】 (旧千代田町・旧霞ヶ浦町合計)

| 年 | 区分 | 従業者数 (人) | 事業所数 (事業所) | 製造品出荷額等 (万円) |
|-------|----|-------------|---------------|-----------------|
| 平成 2 | | 3,966 | 110 | 12,636,585 |
| 平成 7 | | 4,823 | 123 | 16,405,895 |
| 平成 12 | | 3,978 | 110 | 12,002,807 |
| 平成 17 | | 4,229 | 98 | 13,332,202 |
| 平成 22 | | 4,352 | 86 | 18,681,020 |

資料: 工業統計調査

※従業者数4人以上の事業所に限る。

【商業の推移】 (旧千代田町・旧霞ヶ浦町合計)

| 年 | 区分 | 従業者 (人) | 事業所数 (人) | 年間商品 販売額 (千万円) | 売場面積 (㎡) |
|-------|----|------------|-------------|----------------------|-------------|
| 平成 3 | | 1,859 | 409 | 6,584 | 18,846 |
| 平成 6 | | 2,074 | 389 | 7,240 | 21,585 |
| 平成 9 | | 2,302 | 374 | 7,634 | 33,137 |
| 平成 11 | | 2,630 | 390 | 8,491 | 33,242 |
| 平成 14 | | 2,336 | 367 | 6,178 | 38,691 |
| 平成 16 | | 2,667 | 351 | 6,146 | 48,508 |
| 平成 19 | | 2,630 | 336 | 7,059 | 45,736 |

資料: 商業統計調査

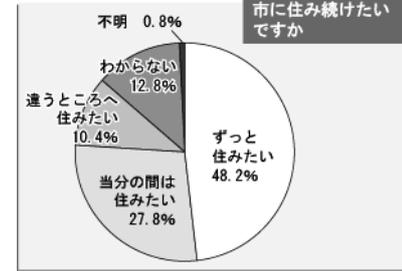
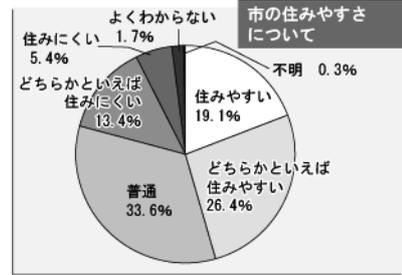
[4] 本市のまちづくりに対する市民意識

1. 後期基本計画策定に係るまちづくりアンケート結果

住みやすさについて

・「住みやすい」「どちらかと言えば住みやすい」と回答された方は 45.5%を占めており、この割合は、前回アンケート（平成 17 年 10 月実施）と比較して 2.8 ポイント上昇しています。

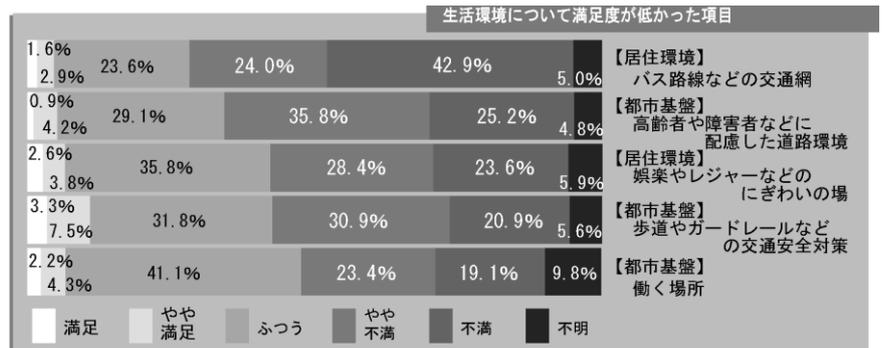
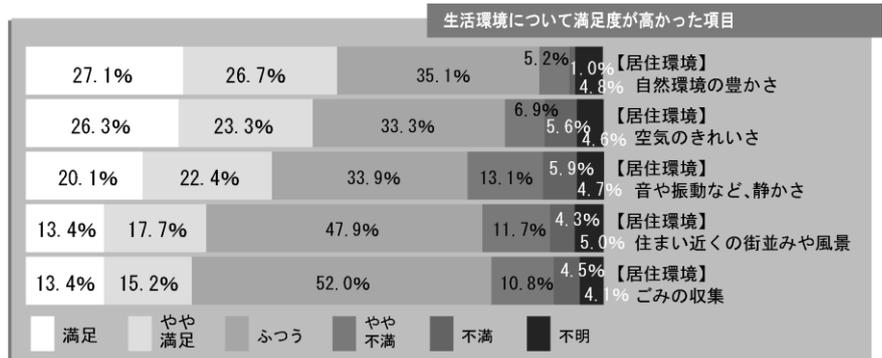
・「ずっと住みたい」と「当分の間は住みたい」と回答された方は、全体の 76.0%を占めています。「ずっと住みたい」は年齢が高いほど割合は多くなっており、「当分の間は住みたい」と考えている方は、年齢が低いほど、割合は多くなっていきます。さらに、長年住んでいる人ほど「住みたい」割合は多くなっていきます。



市の生活環境に関する満足度

・生活環境では「都市基盤」「居住環境」「健康づくりや福祉の環境」「教育や文化の環境」「地域コミュニティや行政サービスの環境」の 5 つの分野について、それぞれ細かく項目を設定し、満足度を評価してもらいました。

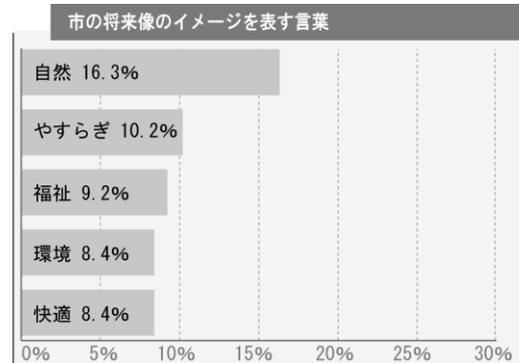
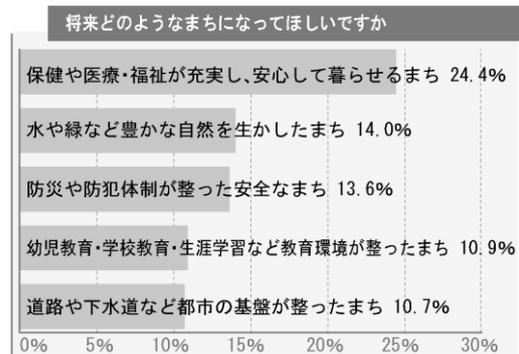
・豊かな自然、きれいな空気や静かな環境が、市民生活の一部となっており、これらについて満足されている方が多いという結果となっています。一方、交通網や道路、にぎわいの場など利便性を高める施設等に対して、不満足であるという結果となっています。



市の将来のイメージや姿

・本市の将来に関する設問では、「保健や医療・福祉が充実し、安心して暮らせるまち」が全体の 24.4%を占め、最も多くなっています。以下「水や緑など豊かな自然を生かしたまち」(14.0%)、「防災や防犯体制が整った安全なまち」(13.6%) となっています。

・市の財産である豊かな自然環境を大切に守りつつ、安心して暮らせる快適な環境が将来できることを望んでいます。



市の今後のまちづくりについて

・都市基盤整の分野では、J R 神立駅周辺などの市街地の整備充実や生活道路環境の充実が求められています。

・居住環境の分野では、交通手段や自然環境、防犯の取り組みなどの充実が求められています。

・健康や福祉の分野では、救急医療・保健サービス、福祉サービスなどの充実が求められています。

・子育て支援の分野では、具体的な施設よりも、地域全体で子どもを育てる環境づくりや医療福祉の充実が求められています。

・教育や文化の分野では、施設よりも教育内容、地域との連携への要望が高くなっています。

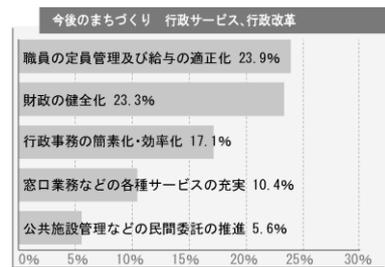
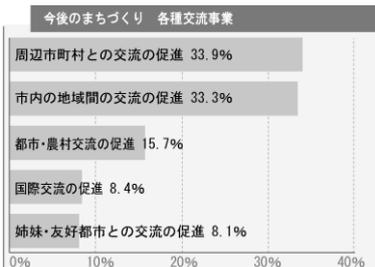
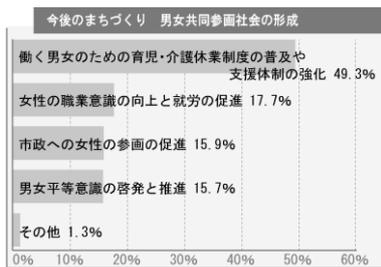
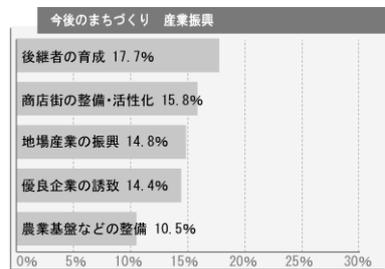
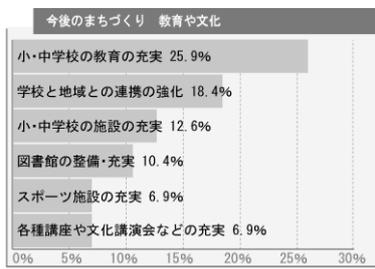
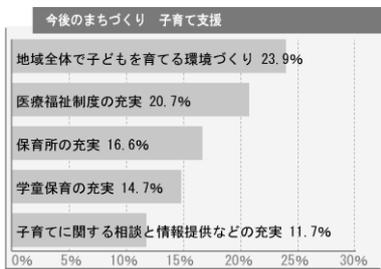
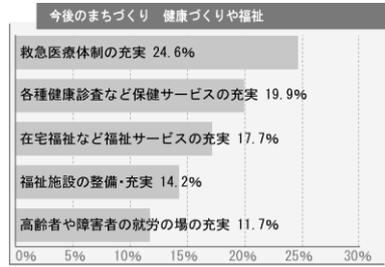
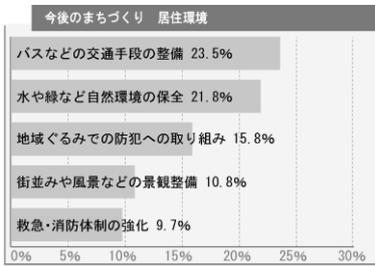
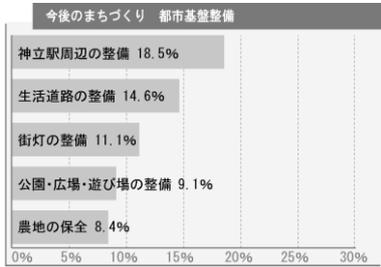
・産業振興の分野では、後継者の育成や商店街の整備、活性化、地場産業の活性化への対応が求められています。

・男女共同参画社会の形成では、育児や介護休業制度など共働き世代の家庭環境の維持に関する施策が求められています。

・各種交流事業関係では、合併後の新たな市域を基本単位とした交流の促進とさらなる周辺市町村との交流が求められています。

・行政サービスでは、「職員の定員管理及び給与の適正化」「財政の健全化」「行

「政事務の簡素化・効率化」が求められています。



第2章 計画策定の視点

第1節 策定の視点

視点1 地域総合力を高め、ニーズを引き寄せる —首都圏の中で存在感を高める“かすみがうら”へ—

- ▶ 「まちづくりアンケート調査」や「中学生と高齢者のワークショップ」、「まちづくり座談会」などからは、市民は「かすみがうら」をととても愛していることが伝わってきます。しかし、こんなにいいと感じている「かすみがうら」の良さを知ってもらえていない、美味しい地域の名産や美しい自然や歴史の風景が、「かすみがうら市」のブランドに成長していない、という点が、課題として感じているようです。
- ▶ 首都圏におけるこの豊かな自然環境は、地域間競争が言われている中で、他にはない大きなメリットです。そのため、これからの「かすみがうら市」のまちづくりにおいて、「千代田」「霞ヶ浦」が持っていた地域の宝を“かすみがうら”のブランド力として高め、県内の中でもその存在感を高めていくことが必要です。

視点2 都市成熟力を高め、暮らしやすさの満足度を高める —時代が求める方向性に合わせ施策を最適化する“かすみがうら”へ—

- ▶ 震災を経験し、暮らしやすい都市づくり、誰もが健康や生活に安心できる生活環境づくり、農業や工業、商業も含めた産業基盤の充実などへの要求が高まっています。そのためには、あらゆる分野に対して、厳しい社会経済情勢に積極果敢に立ち向かう行財政運営を行っていくことが求められています。
- ▶ 行政課題に対応した施策の創意工夫、合併や広域連携など新たな広域的な枠組みに基づく行政運営に対する検討など、これまでの慣習やしきたり、前例にとらわれない、新しい取り組みを考え展開することが、都市成熟力を高め、いく上で必要となっています。

視点3 市民協働力を高め、時代の荒波を協力して乗り越える
—市民・事業者・行政との連携が力を発揮する“かすみがうら”へ—

- ▶ 人口減少や少子高齢化などに伴う社会構造の転換、グローバル化に伴う経済情勢の大きな変動、地球規模で対応が迫られる環境問題など、時代の流れは大きく変わってきています。産業や就労をはじめ、教育、消費、福祉、交通など、日常の暮らしにおいて、今後予測される将来の人口規模や年齢構成に応じた成熟した都市社会にふさわしい「まちづくり」を推進する必要があります。そのため、市民・事業者・行政が知恵と力を出し合い、緊密な連携を図りながら、災害時における地域ケアも含めた様々な行政課題に取り組む「協働のまちづくり」の実現に向けて努力していくことが重要です。

第2節 分野別の視点

(1) 「自然と調和した快適なまちづくり」に関する視点

- ①豊かな自然と調和したバランスのある土地利用の展開が求められています。
- ▶ 北西部の筑波山系の丘陵地を持つ千代田地域、小河川によって刻まれた起伏のある緩やかな台地や谷津や湖岸の低地によって形成される霞ヶ浦地域、それぞれの地域の持つ役割を大切にしながら、それぞれの良さを生かしたバランスのあるまちづくりをしていくことが求められています。
- ②一体的な都市構造の構築に向けてJR神立駅周辺整備が求められています。
- ▶ 千代田地域と霞ヶ浦地域が隣接している箇所はわずかであり、またJR線により分断されているなどの状況にあります。JR神立駅周辺を中心とした拠点的土地利用を積極的に行い、市内各所を結ぶ交通ネットワーク等の検討を進め、一体の都市としての都市構造を構築することが必要です。
- ③本市の特徴である自然環境を守り育てることが必要です。
- ▶ 首都東京にも近い非常に恵まれた交通立地条件を持ちながらも「豊かな自然環境」という部分が本市の特徴でもあります。筑波山系と霞ヶ浦をはじめとした豊かで特徴ある自然環境とそれに育まれた暮らしの営みを大切な宝物として、将来にわたって保全していく必要があります。
- ④環境と共生する循環型社会を目指し、環境にやさしい“まち”を創っていくことが必要です。
- ▶ 新エネルギーの導入などの新たな環境づくりへの取り組みを支援し、環境と共生する循環型社会の形成を目指していくことが必要です。
- また、霞ヶ浦を有する自治体として、その水質問題に取り組んでいく必要があります。

(2)「健やか・安心・思いやりのまちづくり」に関する視点

①高齢者が安心して暮らすことのできる、充実した福祉の環境づくりが必要です。

▶全国的な規模で高齢化が進むなか、本市においても高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者も増加することが予想されます。高齢者が住み慣れた地域や家庭で、社会の一員として生きがいをもって安心して暮らすことができる地域づくりを、市民と行政が連携しながら構築していくことが必要です。

②安心して子育てができる地域づくりを進めていくことが必要です。

▶市街地では子育て世代の転入に伴う子育て環境の充実のニーズが高まっています。保育所、幼稚園、学校、職場、地域社会などが、それぞれの養育機能を充実し、相互に連携しながら、子育てに安心感がもてる環境づくりに取り組むことが急務の課題となっています。

③充実した医療環境の整った地域づくりを進めていくことが必要です。

▶市民が安心して医療が受けられるよう、地域医療体制・救急医療体制の充実が望まれています。そのため、拠点病院が立地する土浦市なども含めた広域的な地域の中で医療の受けられる環境づくりを重視し、市民が安心して医療を受けることができる医療の充実が必要となっています。

(3)「豊かな学びと創造のまちづくり」に関する視点

①豊かな心を育て、子どもたちの学ぶ環境の充実を図ることが必要です。

▶アンケートやヒアリング等においても、次代を担う子どもたちが心豊かに成長できるよう、その環境を整えていくことが重要だ、という意見も多く聞かれました。学校区の再編の問題などを解決しながら、市民ニーズを的確に把握し、将来を担う子どもたちの教育環境の充実を図っていく必要があります。

②市民が融和しニーズに適した生涯学習の場を提供していくことが必要です。

▶合併後、様々な文化・芸術などの市民活動団体の一体化が進んできています。しかし、施設の利便性が損なわれていたり老朽化の問題があるなど様々な課題を持っています。これらの課題を解決しながら、市民ニーズに即した学習機会の提供に努めていく必要があります。

(4)「活力ある産業を育てるまちづくり」に関する視点

①着実な発展を支える農業・商業・工業などの産業の育成と充実が必要です。

▶本市の基盤を支えてきた農林漁業・工業・商業などの産業をさらに活力あるものとするために、それぞれの産業に適した「まちづくり」を行うことが必要です。「優良企業の誘致や事業所の支援などによる工業の振興」、「農業の経営安定化や後継者不足への対応などによる農業の振興」、「神立駅周辺、幹線道路沿いの商業環境の振興」など、きめ細かな振興策を展開していく必要があります。

②地域の特徴を生かした独自の産業育成により、市の個性をさらに高めていく必要があります。

▶都心からのアクセスにも恵まれ、自然豊かな環境を持つ本市の特徴を生かした産業を育成、充実させていくことが求められています。そのため、特産品のブランド化や体験型の観光の拡大、水と緑に囲まれた豊富な地域資源を活用した新たな観光資源の掘り起こしなど、基幹産業と観光が連携した独自のまちづくりを展開しながら、「かすみがうら」としての個性を打ち出していくことが必要です。

(5)「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」に関する視点

①市民参加と協働のまちづくりに向けた体制の構築が必要です。

▶地域のコミュニティ活動や様々なまちづくり活動などの高まりに伴い、市民やNPO、ボランティア、事業者等の参画による協働のまちづくりが進展してきています。今後は、まちづくりに協力できる人材育成を図りながら、協働と参画によるまちづくりの推進に対応するシステムの確立を図る必要があります。

②自治体としての執行体制の強化を図り、持続可能な自治体運営を進めることが必要です。

▶景気の動向や国、県の制度改正、地方分権等の影響を受けて、財政的にも、本市は、厳しい状況が経常的なものとなりつつあります。そのため、行政評価システムの推進、組織・機構の見直し、職員数の適正化、職員の能力開発など、強力行財政改革に取り組み、限られた財源を重点的かつ効果的に配分しながら、健全な財政運営を図っていくことが重要です。

後期基本計画

序章 重点プロジェクト

第 1 節 重点プロジェクトの設定

〔1〕重点プロジェクトとは

重点プロジェクトは、基本構想における本市の将来都市像である『きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野』及び、基本理念である『豊かな自然を守り、生かした「ふるさと」と呼べるまちを目指して』、『交通利便性や地域資源を生かした「活力」ある元気なまちを目指して』、『各地域の持つ役割を大切にした「個性と連携」のまちを目指して』を実現していくために、今後 5 年間に於いて重点的かつ積極的な展開を図るものです。

〔2〕重点プロジェクトの設定にあたって

重点プロジェクトの設定にあたっては、基本構想に示される将来都市像や基本理念を踏まえるとともに、合併後はじめての計画となる前期基本計画の命題である「合併による市民・市域の一体化の推進」を継続することを前提としました。

また、前期基本計画が施行されてきたなかで、市民が感じ、想ってきたまちづくりの方向性に関する意見を「まちづくりアンケート」、「まちづくり座談会」、「中学生と高齢者によるワークショップ」などから集約し、後期基本計画策定の視点としてまとめた

「都市成熟力を高め、暮らしやすさの満足度を高める

時代が求める方向性に合わせ施策を最適化する”かすみがうら”へ」

「地域総合力を高め、ニーズを引き寄せる

首都圏の中で存在感を高める”かすみがうら”へ」

「市民協働力を高め、時代の荒波を協力して乗り越える

市民・事業者・行政との連携が力を発揮する”かすみがうら”へ」
を目指すものとししました。

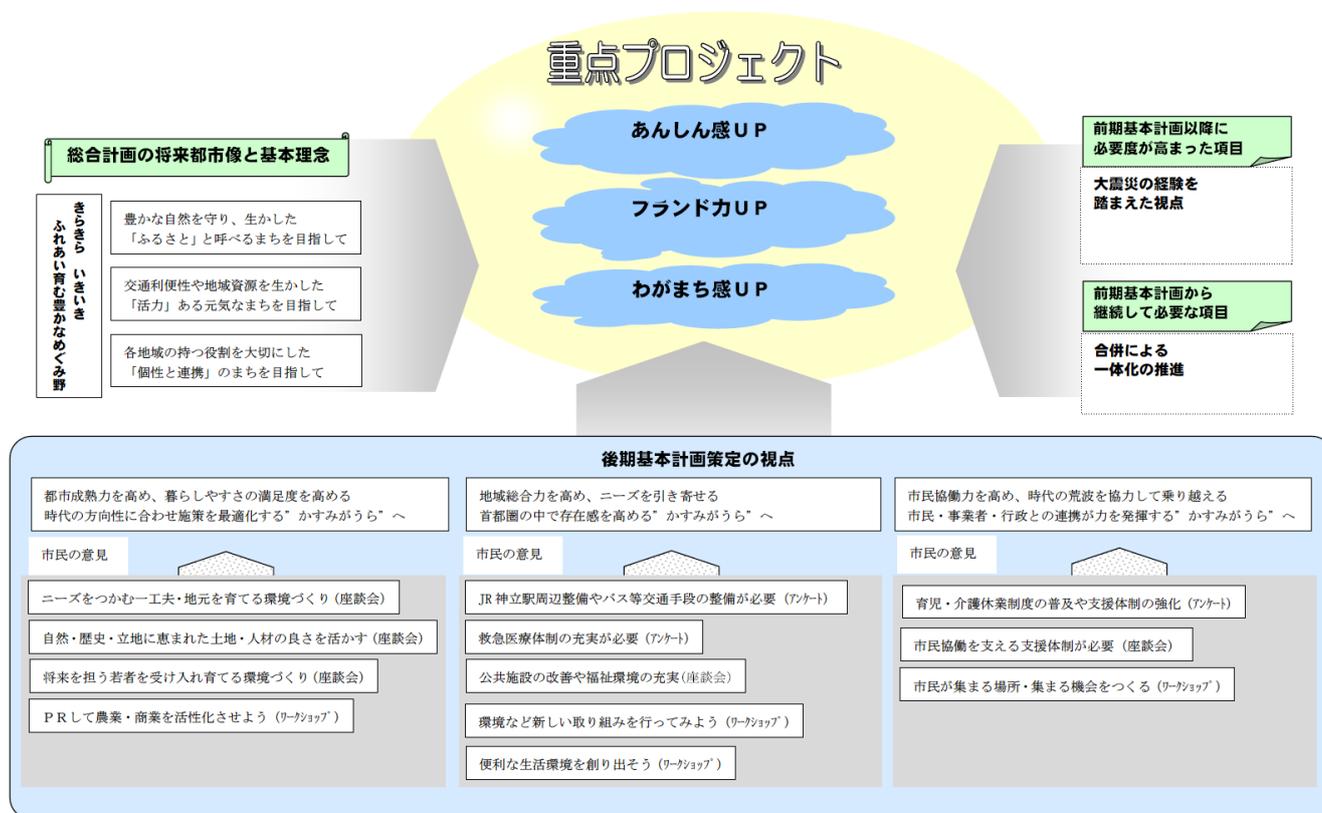
一方で本市においても、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、上水道をはじめとして大きな被害を受け、さらに今後、高い確率で東海・東南海地震の発生も予測されているため、この 5 年間は、先の大震災における被害のすみやかな復興と、今後の地震

に対する対策を最重点項目としてとらえました。当然これらによる対策は、日常生活における安心・安全にもつながります。

これらを基に、わかりやすくキーワード的に以下の3つの重点プロジェクトを設定しました。

- 「あんしん感UPプロジェクト」
- 「ブランド力UPプロジェクト」
- 「わがまち感UPプロジェクト」

重点プロジェクト設定の概念



[3] 重点プロジェクト

あんしん感UPプロジェクト

東日本大震災で、本市は上水道をはじめ大きな被害を受けました。震災後最初の計画であるこの基本計画では、災害に強い安心して暮らせるまちを目指して、安全性の強化やライフラインの整備とともに、災害時の情報伝達や支援体制など、今回の震災の復興と合わせ、その経験を活かして安心感のあるまちづくりを目指します。

また、日常生活においても、市民がより安心して暮らせるよう、防災救急体制をはじめ、子育てや介護など、それぞれの分野での安心感の向上を目指します。

ブランド力UPプロジェクト

市民の声としても、「本市には良いところが多いけれども、それを活かさきれていない、もっとアピールするべきだ。」という意見が多数寄せられました。

市の顔となるJR神立駅周辺整備を進めるとともに、首都近郊にありながら豊かな自然やおいしい食べ物等にあふれている全国有数の湖の名を冠した「かすみがうら」のブランド力の向上を目指します。

わがまち感UPプロジェクト

合併して7年が経過し、協働力を高めるための一体感の醸成は今後とも大事です。かすみがうら市を「わがまち」として誇りを持つような、そして、市民が本市に住み続けたい、また、他の地域の人達が、かすみがうら市に住みたいと思えるようなまちづくりを目指します。

※：基本計画文中の該当施策に、それぞれのマークが付いています。

第 1 章 自然と調和した快適なまちづくり

第 1 節 適正な土地利用の推進

[1] 土地利用

《現況と課題》

本市は筑波山系の山々から南東方向に霞ヶ浦へとつづく、なだらかな地形を有しており、中央部には市街地が形成され、その周辺の台地と湖岸地域には田園地帯が広がっています。また、北西部の丘陵部は森林地域となっています。

総面積は平成 21 年 3 月に霞ヶ浦の境界が確定したことから、水面の面積 37.82km² を含め、156.61km² です。

陸地の約 70% が土浦・阿見都市計画区域に編入されており、その約 90% を市街化調整区域が占めています。

J R 神立駅周辺整備など計画的な市街地の形成に向けて土地区画整理事業などに着手していますが、市街化区域には、まだ多くの未利用地が残っており、空洞化とともに、その利用の促進が課題となっています。また、市街化調整区域は農業を中心とした土地利用が行われていますが、遊休地が増加しており、優良農地の確保や新産業の導入など、土地の有効利用も求められています。

都市計画区域外では、農地や林地などに住居系や工業系の開発の混在が見られるため、今後は開発の適正な誘導と周辺環境の保全に配慮した秩序ある土地利用を図る必要があります。

一方、水郷筑波国定公園に指定されている地域では、森林と水面のもつ多面的機能や優れた景観を有しており、将来に残すべき貴重な財産として保全と活用が求められています。

今後も各地域に適した効率的な土地利用により、都市と自然が調和した環境づくりに努める必要があります。

【都市計画等の指定状況】

単位：h a

| 指定区分 | 面積等 |
|------------|-------|
| 都市計画区域 | 9,000 |
| 市街化区域 | 754 |
| 市街化調整区域 | 8,246 |
| 都市計画区域外 | 6,930 |
| 水郷筑波（歩崎地区） | 54 |
| 国定公園（雪入地区） | 450 |

資料：都市整備課 県環境政策課

※市街化調整区域面積には霞ヶ浦 867haが含まれています。

【地目別面積】

単位：h a

| | |
|-----|--------|
| 総面積 | 15,661 |
| 田 | 2,356 |
| 畑 | 3,443 |
| 宅地 | 1,305 |
| 山林 | 2,545 |
| 原野 | 249 |
| 雑種地 | 676 |
| その他 | 5,087 |

資料 県市町村課

※茨城県市町村概況(平成22年度版)

《施策の方向》

1. 計画的な土地利用の推進

活気ある商・工業地や良好な住宅地の形成に向けた都市基盤の整備を図るとともに、森林や水辺などの環境を保全しつつ、自然と農業環境との調和に配慮し、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用を推進します。

施策の内容

- ① 土地利用構想に基づき、自然環境と都市環境の調和を基本として、地域の特性に合った適切な土地利用を誘導します。
- ② 市街地内未利用地や空洞化した工業系、商業系の土地利用については、周辺の環境と調和に配慮しながら、地域の活力向上に資する機能の立地誘導を図ります。
- ③ 住宅地については、周辺の住宅開発計画との調整を図り、快適性や防災機能の充実を図りながら、良好な生活環境の維持と居住環境の創出に努めます。
- ④ 農村地域においては、適切な生活環境や居住環境を維持するとともに、区域指定制度などを活用しながら、活力ある集落環境づくりを図ります。
- ⑤ 農用地については、農業振興地域整備計画に基づき、生産性の高い農地利用を推進するため、優良農地の保全と遊休地の解消に努めます。
- ⑥ 森林については、水源のかん養や防災などの公益的機能を高めながら、市民が身近に自然と接することができる空間として、適切な維

持管理を支援します。

- ⑦ 荒廃地の増加に対応し、農用地や山林の復元対策を強化するとともに地域特性を踏まえた適正な開発の誘導など、効率的な土地利用を促進します。

2. 都市計画の推進

都市機能の充実や計画的なまちづくりを行うため、都市施設の適正な配置や都市計画区域の見直しなど、地域の実情に合わせた都市計画を推進します。

施策の内容

- ① 都市計画マスタープランの進行管理を行いながら、都市計画の計画的かつ総合的な推進を図ります。
- ② 都市計画に関する基礎的資料の収集把握を行い、計画的な土地利用を推進します。
- ③ 市街化区域については、用途地域に即した土地利用の誘導や都市施設の整備等を進めながら、用途地域の見直しや地区計画の指定などの検討を行います。
- ④ 市街化調整区域については、無秩序な開発を抑制し、自然・農業環境と調和した良好な集落地の保全を図ります。
- ⑤ 都市計画区域外については、環境の保全や開発の適切な規制や誘導が図れるように都市計画区域への編入も視野に入れた検討を行います。

3. 中心市街地の整備

市街地の中心である J R 神立駅周辺については、関係機関と連携し、市街地整備事業などを推進するとともに、長期的な視野に立った商業機能や交流機能を備えたにぎわいのある中心市街地の形成に努めます。

施策の内容

- ① J R 神立駅周辺については、土浦市と連携しながら、交通結節点や商業業務集積地であることを生かし、計画的に駅舎の整備や市街地整備を推進します。
- ② J R 神立駅周辺整備の進捗状況を考慮しながら、都市計画道路神立停車場線の整備を進めます。



- ③ 中心市街地の機能を高めるため、必要性の高い新たな路線については、積極的に都市計画決定等を行い、その整備促進を図ります。
- ④ 市街地の住居表示未実施地域については、地域住民の意向を踏まえながら、分かりやすい住居表示整備を検討します。

4. 地域の特性を生かした景観保全

落ち着いたある農村集落景観や神社などの歴史的建造物の保全、景観に配慮した潤いのある住宅地の形成を図り、地域の特性を活かした景観保全に努めます。

施策の内容

- ① 筑波山系の山並みや霞ヶ浦、河川など本市を特色づける骨格的な郷土景観の保全を基本としながら、それらと調和した美しい景観の維持に努めます。
- ② 周辺環境と調和のとれた街なみ景観の形成とともに地域の特性にふさわしい一体的な街なみや景観形成の方針を検討し、地区計画や建築協定などの規制、誘導を進めます。

「第1節 適正な土地利用の推進」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|-------------------------|-------------------|--------|-------|----------------------------------|
| | | H22年度末 | H28年度 | |
| [1]土地利用 1. 土地有効利用の推進 | 市街化区域内 宅地化率(%) | 61 | 65 | 基礎調査における宅地化率が低いことから宅地化率向上を目標とする。 |

第 2 節 交通基盤の充実

[1] 道路・交通

《現況と課題》

本市の広域的な交通処理機能を担う路線として、常磐自動車道、国道 6 号、国道 354 号の主要広域幹線道路が整備されています。国道 354 号は、土浦北インターチェンジと霞ヶ浦大橋との道路整備が完了するなど道路環境の改善により、市民生活の利便性向上や本市の産業活動の活性化が期待されています。また、国道 6 号の慢性的な交通渋滞の解消の対策として、国道 6 号バイパスの早期完成を目指して、周辺自治体との連携を高めていく必要があります。

県道については、つくば千代田線、土浦笠間線、石岡田伏土浦線、石岡つくば線、牛渡馬場山土浦線、戸崎上稲吉線があり、主要広域幹線道路を補完し、市内の道路ネットワークの骨格として、市道との連携を高めています。今後は、狭隘や屈曲した危険箇所の整備などを促進し、機能充実が求められているとともに、土浦市と連携して進めている神立駅周辺整備に伴う都市計画道路をはじめとした幹線道路の整備などが課題となっています。

市民生活の軸となって機能する市道については、日常の安全性や利便性の向上を図るなど、生活道路としての機能向上が求められています。

公共交通は、神立駅、土浦駅、石岡駅を拠点とする民間バス路線がありますが、平成 21 年 3 月に霞ヶ浦地区のバス路線が全廃となり、これを補完する意味でも市の運営する公共交通等との連携がますます重要となっています。

また、JR 常磐線については、利便性の向上を図るため、関係機関と連携をとりながら、東京駅乗入れや神立駅の橋上化の実現等を目指します。

【市道整備状況】

| 年度 \ 区分 | 実延長 (m) | 改良 (m) | 舗装 (m) | 道路改良率 (%) | 道路舗装率 (%) |
|---------|------------|-----------|-----------|--------------|--------------|
| 平成 18 | 1,439,647 | 329,924 | 749,428 | 22.9 | 52.1 |
| 平成 19 | 1,439,531 | 338,924 | 759,729 | 23.5 | 52.8 |
| 平成 20 | 1,440,285 | 343,587 | 765,356 | 23.9 | 53.1 |
| 平成 21 | 1,440,494 | 343,693 | 765,565 | 23.9 | 53.1 |
| 平成 22 | 1,443,415 | 353,168 | 771,706 | 24.5 | 53.5 |

資料：道路管理課（各年 4 月 1 日現在）

《施策の方向》

1. 広域的な道路体系の確立

周辺市町村と連携しながら国道や県道の建設促進を図るほか、関係機関への要望活動を行い、広域的な道路体系の確立を図ります。

施策の内容

- ① 国道 6 号千代田石岡バイパスの早期整備を促進します。
- ② 狭隘や屈曲した県道については、バイパス化などを含めた改良を要望するとともに、道路側溝や交通安全施設整備を要望します。
- ③ 霞ヶ浦によって分断されている交通アクセス改善を目指し、霞ヶ浦二橋の建設促進について、周辺市町村と連携し、国や県へ要望していきます。
-  ④ 広域化する市民の生活圏に対応するため、近隣市との連携や役割分担の下、広域的な視点での道路体系の確立を図ります。
- ⑤ 市内観光の活性化や企業誘致を促進するため、スマートインターチェンジやアクセス道路などの整備について検討します。

2. 幹線道路の整備

常磐自動車道「千代田石岡インターチェンジ」、国道6号、国道354号及び県道等の広域道路網と連携し、市内道路ネットワークの主軸となる幹線道路の整備を進めます。

施策の内容

- ① 恋瀬川河川改修事業に伴い、安全で快適な交通環境整備を図るため、五輪堂橋の整備を促進します。
- ② 市街地内の交通体系の基となる、神立停車場線をはじめとする幹線道路の整備を促進します。
-  ③ 主要な施設や地域間の連絡を円滑にする幹線道路については、補助制度などを活用しながら計画的な整備を進めます。

3. 生活に身近な道路の整備

市民の生活の軸となって機能する道路の利便性の向上を図るため、生活に身近な道路の整備を進めます。

施策の内容

- ① 生活道路については、行政区の要望を踏まえ整備の優先度を判断しながら、狭隘部の解消や変形交差点の改良、排水整備などを実施します。
-  ② 歩行者などの安全性や快適性を向上させ、安心して通行できる道路環境を確保するため、段差の解消や十分な幅員のある歩道など、地域の実情に合った整備に努めます。
- ③ 水辺の自然環境を活かした観光・レクリエーションの資源としても期待されている霞ヶ浦自転車道の整備促進を国、県等関係機関へ要望します。

4. 公共交通の充実

市民生活や経済活動の利便性の向上を図り、誰もが住みよいまちづくりを進めるため、鉄道、バス、タクシー、さらには自家用車や自転車利用なども含めた、新しい公共交通体系の構築に努めます。

施策の内容



- ① シャトルバスやデマンド型乗合タクシーの試行運行の結果を踏まえ、各地区と主要な公共施設を結び、市民が身近に利用できる公共交通の充実に努めます。
- ② 鉄道の利便性向上を図るため、JR常磐線の東京駅乗入れ、ダイヤの改正や神立駅の橋上化など、利用者の定着に向けた取り組みを進めます。
- ③ 身近な移動手段としてのバス交通の利用促進に向けて、現行路線バスの便数や運行ダイヤの見直しなどについて、地域協議会との連携を図りながら、関係機関に働きかけを行います。
- ④ 市民生活の利便性向上や地域振興の期待の大きい茨城空港の利用促進を図ります。

「第2節 交通基盤の充実」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|----------------------------|-------------------------|---------|---------|---|
| | | H22年度末 | H28年度 | |
| [1]道路・交通 1. 広域的な道路体系の確立 | 都市計画道路の整備進捗率(%) | 45 | 60 | 都市計画道路(神立停車場線)の全線整備に向け整備率を目標とする。 |
| [1]道路・交通 3. 生活に身近な道路の整備 | 生活道路の改良延長(m) | 353,168 | 356,000 | 市民生活を支える生活道路の快適性、安全性の向上を目的とし、生活道路の改良を進める。 |
| [1]道路・交通 4. 公共交通の充実 | 市が運営する公共交通1日あたりの利用者数(人) | 70 | 85 | 市が運営する公共交通の乗降客数 |

第3節 快適な住環境の整備

[1] 上水道

《現況と課題》

水道事業は、飲料水の供給を通じ健康で文化的な日常生活や社会経済活動を支える基盤として重要な役割を果たしています。そのため、計画的な施設整備と適正な維持管理を推進し、安全で安心な飲料水の安定的な供給に努めています。

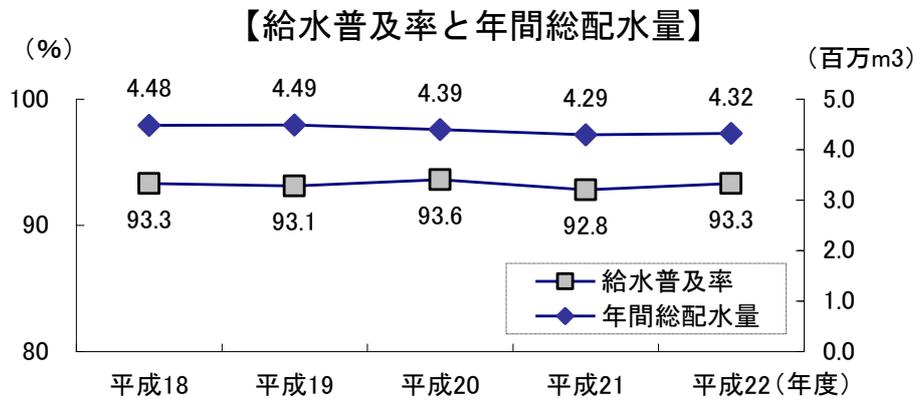
本市の水道施設は、地下水と県中央・県西広域水道からの受水により水の供給を行っていますが、耐用年数を経過した施設もあり、計画的かつ効率的な更新を図り、安定的な水の供給を維持する必要があります。

また、近年の生活様式の向上に伴う水需要の多様化に対し、水資源を確保する必要があります。茨城県における広域的な水需要体系の中で長期的予測に基づく、地下水の最大限の活用と県広域水道用水の購入により対応する必要があります。

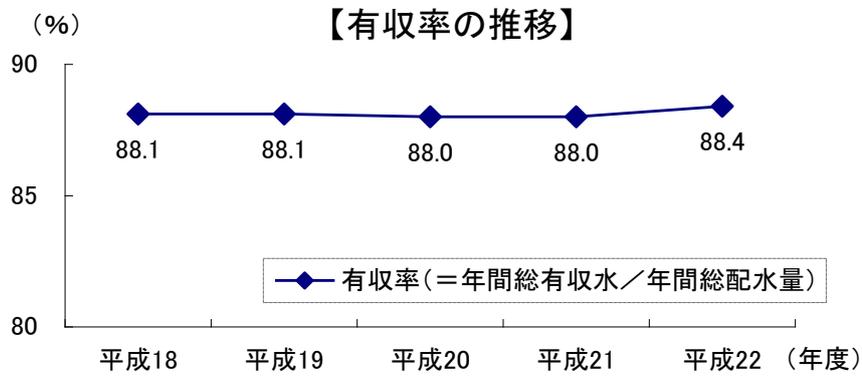
さらに、本市は地下水採取量の規制区域にあることから、今後は県水道用水供給事業からの購入水量が増加することとなります。このことは、水道料金に密接に関係することから、水道水の利用促進を図るとともに、合理性や効率性も踏まえた事業運営が必要となっています。

一方、東日本大震災では、地震による停電、水道管の破損、更には地震の影響により茨城県からの受水ができなくなったこと等により断水が発生し、市民生活に大きな影響を与えることとなりました。そのため、地震災害に強い水道用水供給体制を整える必要があります。

今後も市民生活に必要な水の安定供給に努めながら、限りある水資源を有効に活用するため、市民の節水意識のさらなる向上や漏水防止対策の強化を図り、効率的で健全な事業経営を推進していく必要があります。



資料:水道課 (各年3月31日現在)



資料:水道課 (各年3月31日現在)

《施策の方向》

1. 上水道の整備

災害時にも安定的に水道用水を供給するため、老朽管の更新、水道施設の計画的な改修及び監視体制の強化を進めます。

施策の内容



① 老朽管の布設替えや配水管の新設など、ライフラインとして安全な水を安定給水できるように施設の整備充実を図ります。

② 管理の効率化を図るため、浄水施設や配水施設の監視体制の強化を推進します。



③ 災害や事故などに備え、水源や配水系統の接続により、給水の安定性向上を図ります。



④ 水供給に対するバックアップ体制や応急給水体制の強化、浄配水場における自家発電設備の整備などにより、非常時対応についての管理体制強化を図ります。

2. 水道事業の健全化

効率的な事業運営のために、地下水の取水制限の影響を踏まえながら地下水源を有効活用することで県広域水道からの購入水量の調整を図り、安定的な水源確保と財政運営に努めます。

施策の内容

① 自家用井戸水から上水道利用への切り替えを奨励し、加入率の向上を図ります。

② 広報活動を充実し、強化することにより、節水意識の高揚を図ります。

③ 定期的水質検査の実施により水道水の水質管理を適正なものとし、安全で安心な飲料水の供給に努めます。

④ 有収率や収納率の向上による経営基盤の強化を図り、効率的で健全な事業経営を推進します。

[2] 下水道

《現況と課題》

下水道は、市民の生活に欠かせない重要な都市の基盤であり、市民の衛生的な生活環境を確保し、河川や霞ヶ浦などの公共水域の水質保全、水質汚濁防止を図る上で重要な役割を果たしています。

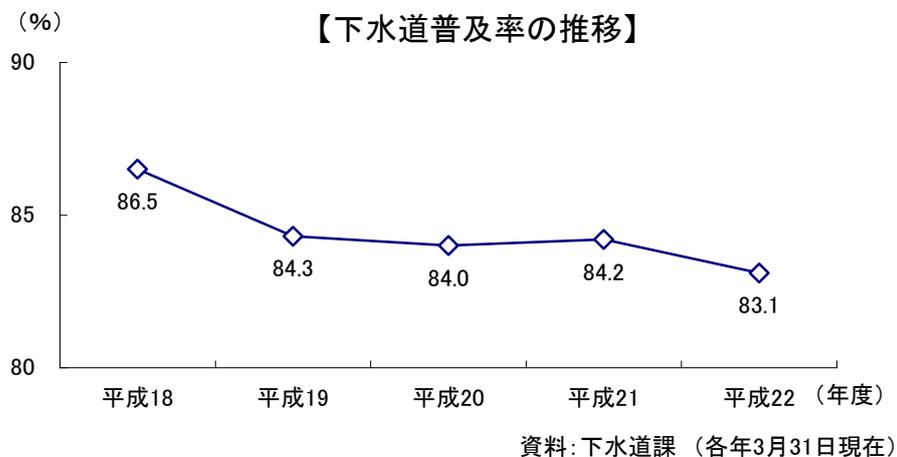
本市では、昭和 48 年に霞ヶ浦湖北流域下水道事業に加入し、市街化区域を中心に昭和 51 年から公共下水道事業に着手し、昭和 57 年から供用を開始しています。

また、公共下水道区域以外においては、農業用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として昭和 61 年に農業集落排水事業に着手し、現在 8 地区すべてが完了し供用を開始しています。

これらの下水道事業、農業集落排水事業とあわせて、高度処理型合併処理浄化槽の設置普及促進に努めています。

今後も、より効率的な整備手法により汚水処理の整備促進に努めるとともに、供用区域内の水洗化の向上を図ることが求められています。さらに、農業集落排水処理既成施設の適正な維持管理、高度処理型合併処理浄化槽の普及に取り組み、水洗化率の向上を図る必要があります。

一方、市街地の雨水流出量が増加傾向にあるため、下水道の雨水管整備については、河川、水路の改修等との調整を図りながら、計画的に整備することが必要になっています。



下水道普及率 = 処理区内加入者人口 / 処理区整備済み人口

《施策の方向》

1. 下水道の整備

快適で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の整備促進に努め、普及率の向上を目指します。併せて、農業集落排水や高度処理型合併処理浄化槽により、生活環境の改善や霞ヶ浦の水質保全を図ります。

施策の内容

- ① 下水道事業計画に基づき下水道施設の整備を促進します。
- ② 下水道施設の適切な維持管理と水洗化の普及率向上に努めます。
-  ③ 公共用水域の水質保全のため、高度処理型合併浄化槽設置事業を推進し、地域の実情に沿った汚水処理により水質汚濁の防止に努めます。
- ④ 下水道事業の安定的な経営を堅持していくため、適正な料金の設定を行うとともに、供用開始区域内における未加入者に対する積極的な加入促進に努めます。
- ⑤ 下水道事業計画の雨水計画に基づき、流末となる河川の改修計画などとの連携を図りながら、雨水排水施設の計画的な整備を推進します。

[3] 河川

《現況と課題》

本市は、北部の筑波山系の山岳地から南部の霞ヶ浦の湖面まで、起伏のある緩やかな台地や湖岸の低地によって形成されており、河川等の整備においては、大規模な災害も想定されることから様々な対応が求められます。

一級河川として、霞ヶ浦、一の瀬川、恋瀬川、天ノ川、雪入川、天王川、菱木川の7河川があり、その他の準用河川として4つの河川（雪入川も含む）が指定されています。これらの河川は、洪水による浸水被害を防止・解消する治水機能、農業用水を供給する利水機能だけでなく、多様な自然環境や水辺空間を生かした憩いの場、地域文化をはぐくむ場としての役割を果たしています。

一級河川、準用河川については、一部の河川を除いて改修が完了しており、現在では、恋瀬川について改修事業が行われ、計画的な改修及び整備を進めているところです。

都市化の進展に伴う河川を取り巻く著しい環境の変化は、河川の持つ治水機能の低下と環境悪化を招いています。雨水の大部分は、農地や山林などへの自然浸透とともに、これらの河川を通じて霞ヶ浦に流入しており、台風等による自然災害の危険性が高くなっています。安全で快適な都市づくりを進めていくためには、河川の整備を積極的に進めていくことが必要です。

今後も引き続き、防災機能の強化に向けた河川及び護岸の改修・整備を促進するとともに、水辺環境に配慮した安全で親しみやすい河川環境の保全や活用を図っていく必要があります。

一方、筑波山系の水郷筑波国定公園における雪入山成沢地区については、県砂防指定区域となっています。現在、河川保護や自然保護を図るため、砂防ダムの整備など適切な対策を推進していますが、地すべり災害や水害など自然災害を最小限に抑え、安全で暮らしやすいまちづくりを進めるため、今後とも継続して基盤整備を進めることが必要です。

《施策の方向》

1. 安全な河川の整備

下水道の整備や農林事業、都市計画等と一体となった治水対策を推進し、市内の各河川において、防災機能の強化に向けた改修・整備を促進します。

施策の内容

- ① 地域開発における排水や霞ヶ浦の水位の上昇に対応し、一級河川の築堤や河川の掘削などの治水整備を促進します。
- ② 霞ヶ浦の治水対策については、消波堤や護岸の整備等を国や県とともに進めます。
- ③ 崖崩れや河川への土砂流入防止など、河川保護や自然保護のため、砂防ダムの整備を促進します。

2. 親水性を高めた水辺環境の整備

市民の身近な自然とのふれあいの場として、また生活に安らぎと潤いを与える空間を創出するため、水辺環境の保全や親水空間の形成に努めます。

施策の内容

- ① 河川におけるレクリエーション機能の向上に向けた整備や、水質の浄化、環境美化対策により、身近で憩いのある環境づくりを推進します。
- ② 霞ヶ浦の水際線については、親水性や憩いの空間を市民に提供するため、国や県と連携しながら、自然と触れ合える水辺環境の整備を促進します。

[4] 公園・緑地

《現況と課題》

公園や緑地は、市民の生活を豊かにし、快適な生活環境の形成に重要な役割を担っています。今後も、うるおいある地域コミュニティの場を提供していけるよう、公園の整備を図るとともに、緑の空間の保全と活用に努めていく必要があります。

本市には、市街地に点在する身近な公園から、観光やスポーツ・レクリエーションの拠点になる公園まで、多種多様な公園があります。都市における貴重な憩いの場としての公園整備や、豊かな自然を生かした交流の場として公園の適切な維持管理を進めていく必要があります。

また、豊かな自然に恵まれた北西部の丘陵地帯や霞ヶ浦湖岸や河川などの水辺や緑地は、古くから地域の人々の生活と結びついた豊かな自然環境が残っています。特色ある自然環境を保全し活用した緑地空間の確保を図り、緑のネットワークの形成を進めていく必要があります。

《施策の方向》

1. 公園・緑地の整備

地域住民の意向、協力、参加を得ながら既存の都市公園などの充実を図るとともに、憩いの場、コミュニティ形成の場として親しみやすい公園の整備を進めます。緑地の適正な維持管理を地域住民と協力して進めながら、貴重な自然緑地などを計画的に保全し、活用を図ります。

施策の内容

- ① 公園としての機能を常時保持させるため、適正な維持管理に努め、地域住民の協力による清掃や管理を促進します。
- ② 都市化の進む中で、うるおいと安らぎを与える空間として、自然環境が残る良好な緑地を積極的に保全します。
- ③ 農村公園の適正な運用と有効活用に努めます。
- ④ 緑地保護の啓発を図るため、緑化推進協議会や緑の少年団などの育成を推進します。
- ⑤ 公共、公益施設の緑化や各公園の整備充実によって、これらを結ぶ主要な道路を緑化することなどにより、緑の街路ネットワークを形

成します。

- ⑥ 河川や斜面緑地など市の特徴となっている豊かな自然環境をつなげ、水と緑のネットワークを形成します。

「第3節 快適な住環境の整備」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|-------------------------|--------------------|--------|-------|---|
| | | H22年度末 | H28年度 | |
| [1]上水道 1. 上水道の整備 | 上水道有収率 (%) | 88 | 90 | 耐用年数を経過した配水管の更新、漏水調査及び漏水修理を行うことにより有収率の向上を図り、安定給水(水源の確保)を図る。 |
| [1]上水道 2. 水道事業の健全化 | 水道普及率 (%) | 93.3 | 95.0 | 水道配水管の新設及び増口径化により、給水人口の増加を図る。 |
| [2]下水道 1. 下水道の整備 | 下水道整備率 (%) | 83.30 | 84.72 | 累加整備面積／事業認可面積 (農業集落排水は100%) |
| | 汚水処理人口普及率 (%) | 70.07 | 73.98 | (下水道処理人口＋農業集落排水処理人口＋合併浄化槽処理人口)／行政人口×100 |
| [4]公園・緑地 1. 公園・緑地の整備 | 市民一人当たりの公園面積 (㎡/人) | 8.3 | 8.5 | 市民の憩いの場として、公園面積の拡大に努める。 |

第4節 循環型社会の形成

[1] 環境保全・公害

《現況と課題》

環境問題は、発展途上国を含めた世界各国が協力して取り組むべき課題となっており、我が国においても、低炭素型社会に向けて、環境問題に積極的に取り組む姿勢を示し、施策を展開しているところです。

本市の身近な環境問題としては、霞ヶ浦や河川の水質汚濁、生活スタイルの変化などに伴う廃棄物の増加、さらには大気汚染や悪臭などがあげられます。本市は、水と緑が豊かで、まだまだ自然のままの山林や水辺も豊富ですが、そういった環境も維持管理の問題から、荒廃が進み、自然とふれあう場は減少している状況にあります。

市民の快適な生活環境を維持するためにも、これらの環境問題に総合的・体系的に対応していくとともに、市民、事業者、行政が一体となって、環境保全への関心を高め、社会経済活動や生活様式を見直すなど、環境にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

なお、原子力発電所事故による放射能の問題については、関係機関と連携しながら市民の安心と安全を守っていく必要があります。

【公害等苦情状況】

(単位：件)

| 区分 年 | 大気 汚染 | 水質 汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 廃棄物 投棄 | その他 | 合計 |
|---------|----------|----------|----|----|----|-----------|-----|-----|
| 平成 18 | 22 | 4 | 4 | 0 | 12 | 34 | 29 | 105 |
| 平成 19 | 51 | 18 | 12 | 0 | 34 | 73 | 59 | 247 |
| 平成 20 | 30 | 6 | 13 | 0 | 11 | 51 | 45 | 156 |
| 平成 21 | 17 | 10 | 4 | 0 | 12 | 79 | 44 | 166 |
| 平成 22 | 26 | 10 | 8 | 0 | 10 | 69 | 23 | 146 |

資料：環境保全課（各年 3 月 31 日現在）

《施策の方向》

1. 環境保全

環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、環境保全に関する市民、事業者等の活動促進を図ります。

施策の内容

- ① 地球レベルでの温暖化など、環境問題の改善に向け、国や県と連携し、市民や事業者への啓発を図ります。
- ② 公共施設における二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減を計画的に進めます。
- ③ 市民の快適な生活環境を守るため、騒音対策や悪臭対策など環境に関する総合的な施策を進めます。
- ④ 土砂等による土地の埋立て等の規制を行い環境の保全を図ります。
-  ⑤ 既存の火葬場の活用を促進するとともに適切な運営に努めながら、本市火葬場の建設を進めます。
- ⑥ 狂犬病予防法に基づき、周知に努めながら、犬の登録・管理を推進します。
-  ⑦ 市民の健康への影響を防ぐため、関係機関と連携を図りながら放射線量の測定等を継続します。

2. 環境美化の推進

市民が主体となった環境美化運動組織を育成し、環境美化の創出と豊かな自然環境の保護や保全に努めます。また、環境保全や環境美化に関するPR活動を通じ、美化意識の啓発とモラルの向上に努めます。

施策の内容

- ① 緑化推進協議会と環境美化委員会の活動を支援しながら、花のみち事業や花いっぱい事業などうるおいのある環境づくりに努めます。
- ② 市内一斉清掃、霞ヶ浦や流入河川のごみ等清掃活動を行い、地域住民のごみに対する意識高揚を図ります。
- ③ 環境美化条例の規定に基づき、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図り、空き地の管理者に対して、適正な指導を行います。

3. 水質浄化の推進

霞ヶ浦などの公共用水域の水質浄化のため、下水道の整備などの生活排水対策とともに、国、県、事業者、市民などとの連携により、水質浄化への取り組みを推進します。

施策の内容

- ① 市民を対象とした湖上研修を実施し、霞ヶ浦の水質浄化について意識高揚を図ります。
- ② 霞ヶ浦問題協議会と連携し、水質浄化に対する市民の意識高揚を図り、霞ヶ浦及びその流入河川の環境保全を図ります。
- ③ 農林水産業との連携により、水質保全への取り組みを行います。
- ④ 茨城県霞ヶ浦環境科学センターを活用し、水質浄化に対する環境学習や市民活動を推進します。
- ⑤ 国や関係機関と連携し、湖岸のヨシ原や砂浜などの再生を促進します。
- ⑥ 生活排水路浄化施設の維持管理を適切に行い、霞ヶ浦に流入する水路の水質向上に努めます。

4. 公害の防止

公害を未然に防止するため、環境監視体制の強化や相談窓口の充実に努めます。また、各種の法規制や協定などにより公害の発生防止に努めます。

施策の内容

- ① 河川水質調査、地下水調査、ゴルフ場農薬調査、工場・事業所の排水調査を実施し、水質汚染を監視します。
- ② 水質監視員を設置し、霞ヶ浦水域における水質汚濁や不法投棄を監視します。
- ③ 土浦市と連携し、土浦千代田工業団地の公害防止協定により、今後とも公害の未然防止に取り組みます。
- ④ 不法投棄監視員や監視カメラの設置などにより市内の不法投棄を監視します。
- ⑤ 公害苦情の処理体制の充実強化を図るとともに、関係機関と連携し迅速かつ適切な対応に努めます。

[2] 廃棄物処理

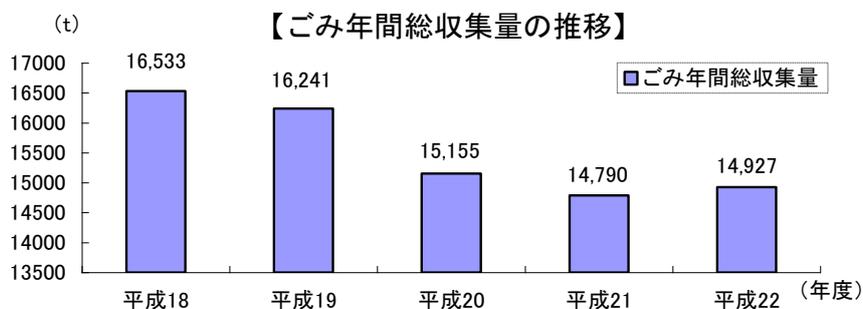
《現況と課題》

人々が将来にわたって健康で安全な暮らしを営むためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」への転換を図っていく必要があります。そのためには、これまでの生活様式を見直すとともに、環境への負荷の少ない社会を実現していくことが求められています。

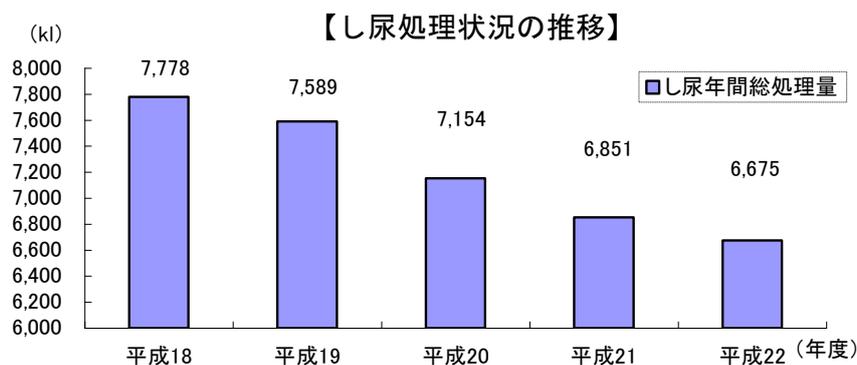
本市においても、廃棄物の減量化・資源化、有効利用、廃棄物行政の効率化等の課題を解決するために、長期的展望のもとに環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいます。

ごみ処理については、土浦市、石岡市とともに共同の処理を新治地方広域事務組合環境クリーンセンターにおいて行っています。市民一人ひとりの理解と協力により、ごみの総収集量は、平成15年をピークに減少している傾向にあります。また、ごみの分別収集も徹底されています。今後、さらに、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの責務を認識し役割を果たしながら、環境への意識を高めていくことが大切です。

し尿及び浄化槽汚泥については、石岡市、小美玉市とともに共同の処理を石岡市内にある湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターにおいて行っています。し尿処理及び浄化槽汚泥の収集量は、公共下水道等の整備に伴い、年々減少傾向にあります。今後も施設の適正な運用に努め、適切に処理を実施していくことが必要です。



資料：新治地方広域事務組合環境クリーンセンター（各年3月31日現在）



資料：湖北環境衛生組合 石岡クリーンセンター（各年3月31日現在）

《施策の方向》

1. ごみ、し尿処理の推進

ごみ及びし尿処理については、新治地方広域事務組合環境クリーンセンター、湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターで共同処理をしており、引き続き適正な運営に努めます。

施策の内容

- ① ごみの共同処理については、施設の更新を見据えた新たな処理体制について検討を進めます。
- ② 下水道施設への接続や高度処理型合併処理浄化槽の普及を促進し、効率的なし尿の浄化と再生処理を図ります。

2. リサイクルの推進

環境問題への対応として、ごみの再資源化や減量化、また資源物の有効利用など市民と協働して取り組むことにより、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

施策の内容

- ① 生ごみの家庭処理を推進し、生ごみの減量化及び再資源化を図ります。
- ② 資源ごみを積極的に回収する団体の活動を支援するとともに、リサイクルに対する市民の意識向上を図りながら、資源の有効利用と廃棄物の減量化に努めます。
- ③ 一般家庭からの資源ごみの分別収集を徹底し、リサイクルの推進を図ります。

「第4節 循環型社会の形成」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|---------------------------|-----------------------------|--------|--------|---|
| | | H22年度末 | H28年度 | |
| [1]環境保全・公害 1. 環境保全 | 市公共施設から発生する二酸化炭素年間排出量 (t/年) | 3,660 | 3,000 | 電気、ガス、燃料使用量を二酸化炭素排出量に換算した数値(小中学校等を含む) |
| [1]環境保全・公害 2. 環境美化の推進 | 霞ヶ浦清掃大作戦年間参加者人数 (人/年) | 11,541 | 12,500 | 霞ヶ浦周辺の全市町村が実施する清掃大作戦の本市からの参加者数を増やすことで広域的な環境美化を推進する。 |
| [1]環境保全・公害 3. 水質浄化の推進 | 主要河川 BOD 値の改善達成割合 (%) | 84.6 | 100 | 水環境の指標、市内の9河川13定点でのBOD基準値 2.0mg/l以下の達成割合 |
| [1]環境保全・公害 4. 公害の防止 | 年間立ち入り検査、指導件数 (件/年) | 43 | 50 | 公害苦情に対する発生源の究明、原因者への指導、再発防止策などの年間対応件数 |
| [2]廃棄物処理 1. ごみ、し尿処理の推進 | 市民一人1日当たりのごみの排出量 (g/日) | 945 | 900 | 資源の循環利用やごみの発生抑制を推進する。実績、目標共に当該年度一日平均値 |
| [2]廃棄物処理 2. リサイクルの推進 | ごみのリサイクル率 (%) | 12 | 15 | 環境クリーンセンターに排出されるごみと廃品回収で回収されるごみのうち、リサイクルされる割合 |

第5節 防犯・防災機能の充実

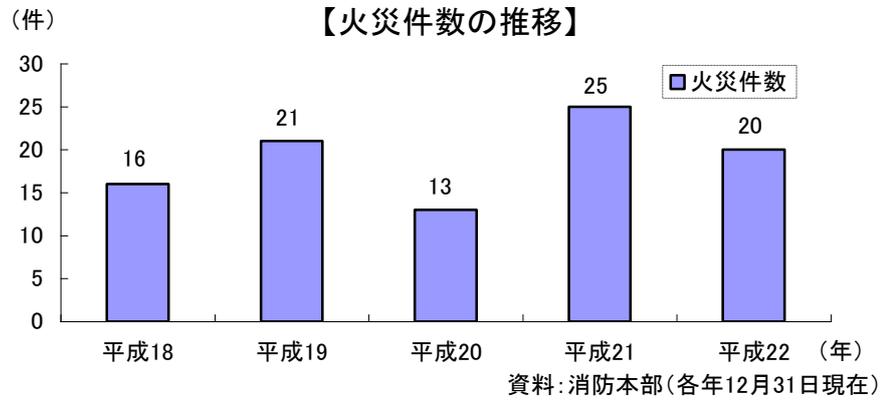
[1] 消防・救急

《現況と課題》

高齢化の進展や疾病構造の変化、交通事故の多発等に伴い、救急要請は年々増加するとともに、火災、交通事故、水難等における救助要請の内容も複雑かつ多様化してきており、高度で専門的な処置が求められています。さらに、地震等の自然災害や高速交通網の発達などに伴う大規模な災害が、数多く発生しています。そのため、安心と安全を目指した地域づくりが求められており、消防・救急体制を一層充実強化することが必要です。

本市の消防体制は、1本部2消防署の常備消防と10分団54部、660人の非常備消防で構成され、消防車両や関連資機材、消防水利など施設面の充実を図るとともに、事業所や危険物施設などへの防火管理指導の徹底、地域の自主防災組織の育成などハード・ソフトの両面から取り組んでいます。今後は、国が推進する消防の広域化や消防救急無線のデジタル化及び消防指令業務の共同化に対応しながら消防体制の充実強化を図ります。

一方、本市の救急体制においては、救急救命士を計画的に養成するとともに、西消防署及び東消防署に高規格救急自動車や高度救命処置用資機材を配備し、高度化する救急需要に対応しています。今後は、増加する救急需要に迅速かつ的確に対応するため、救急救命士を計画的に育成するとともに、高規格救急自動車の更新や高度救命処置用資機材の充実を図る必要があります。



【救急出場の推移】

(単位: 件)

| 年 | 区分 | 総数 | 火災 | 交通 | 水難 | 労働災害 | 運動競技 | 一般負傷 | 加害 | 自損行為 | 急病 | その他 | 自然災害 |
|------|----|-------|----|-----|----|------|------|------|----|------|-------|-----|------|
| 平成18 | | 1,655 | 1 | 267 | 3 | 25 | 11 | 204 | 12 | 26 | 1,092 | 14 | 0 |
| 平成19 | | 1,675 | 3 | 296 | 1 | 18 | 5 | 193 | 12 | 32 | 1,101 | 14 | 0 |
| 平成20 | | 1,517 | 4 | 251 | 0 | 14 | 8 | 195 | 10 | 23 | 1,009 | 3 | 0 |
| 平成21 | | 1,673 | 7 | 268 | 1 | 16 | 10 | 242 | 12 | 26 | 1,086 | 5 | 0 |
| 平成22 | | 1,771 | 4 | 284 | 0 | 22 | 14 | 216 | 11 | 24 | 1,178 | 18 | 0 |

資料:消防本部 (各年12月31日現在)

《施策の方向》

1. 消防力の強化

国の整備指針や地域の実情を踏まえた消防施設、車両、資機材の充実強化や人員の適正化により消防の高度化を図ります。消防団組織を見直し、施設の整備や団員の確保に努め、組織の活性化を図ります。

施策の内容



① 消防団組織の再編を推進し、施設の合理化や団員の確保に努め、組織の活性化を図ります。

② 消防団詰所や消防水利等を計画的に整備し、消防施設の強化を図ります。



③ 消防の広域化と消防救急無線のデジタル化及び消防指令業務の共同化を推進します。

④ 自主防災組織や婦人防火クラブ等の育成により、家庭における防災意識の高揚を図ります。

⑤ 消防本部、消防団、婦人防火クラブ等が連携し、一般住宅への住宅用火災警報器設置の普及啓発を推進します。

⑥ 消防団に対する事業所からの協力を得るため、消防団協力事業所表示制度を普及し活動への理解を促進します。

2. 救急体制の充実

救急患者の救命率の向上を図るため、救急業務の高度化に対応した車両、資機材の充実と救急隊員の育成、増員を推進するとともに、市民による応急手当の技術を高めます。

施策の内容



① 救命救急に関する隊員教育を一層推進するとともに、高規格救急自動車の更新や救急救命士の育成を計画的に進めます。

② 事業所や市民を対象に、A E Dの使用を含めた応急手当の講習を推進し、知識や技術を高めます。

〔2〕 防災

《現況と課題》

我が国では、台風、火山噴火、地震等の自然災害が数多く発生しており、市民の不安はこれまでになく高まっています。近年では、従来の経験やデータが通用しない予想を超える災害が発生しており、特に、東日本大震災は、本市においても、上下水道や道路、公共交通機関、電話、電気などのライフラインの断絶、家屋の損壊や塀の倒壊など、市全域にも多くの被害が発生しました。

さらに、自然災害に加えて、大規模事故、テロ活動、新型ウイルスによる感染症などの発生も危惧されており、防災体制や危機管理体制の強化が急務となっています。

本市では、「地域防災計画」や「国民保護計画」を策定し、自然災害だけでなく人為的な事故も含め、救援・救護体制を強化し、地域と行政、企業、関係機関の連携による被災に備えた危機管理体制の構築を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

今後も、東日本大震災を教訓にするとともに、風水害や土砂災害等、災害に強いまちをつくるため、災害時の避難対策や救援対策、市民への情報提供やライフラインの確保など総合的な防災体制が一層必要になっています。

《施策の方向》

1. 防災対策・体制の充実

東日本大震災での教訓を生かし、各種対策の拡充と広域的な連携による防災体制の一層の充実を図り、市民の安全な暮らしを守ります。

施策の内容



- ① 市民の生命、財産を守るため、防災体制づくりの指針となる地域防災計画の見直しを行い、防災力の強化を進めます。
- ② 常備消防、非常備消防の機能、設備の充実や防災施設の整備、また自主防災組織の充実、強化を図りながら防災体制づくりを推進します。
- ③ 急傾斜地などの崖崩れの危険箇所を解消するため関係機関と協議を進め、早急な対策を促進します。
- ④ 市国民保護計画に基づく、有事における防災活動や避難活動が速やかに実施できる体制づくりを行います。

2. 防災情報体制の整備

防災行政無線などを利用した広報活動を実施し、緊急災害時の迅速な情報伝達を行います。

施策の内容



① 災害発生時、市内全域に迅速に情報を伝達するために、防災行政無線の充実や新たな伝達手段の検討を進めます。



② 土砂災害、河川の破堤や氾濫等水害時の浸水情報、避難情報など防災情報を提供し、市民に対して防災への理解と意識の高揚を促進します。

3. 応援体制の整備

大規模な災害などに対応するため、市民や協力団体、関係自治体との防災に関する連携を強化します。

施策の内容



① 災害協定締結団体との連携を強化し、災害時の応援援助の内容の見直しと充実を図ります。



② 災害の際に応援や援助をしてくれる協力者との災害協定の締結を推進します。

③ 東京都板橋区を中心とした 13 市区町との防災協定などによる緊急災害時の広域的な相互援助の関係を引き続き進めます。

【3】交通安全・防犯対策

《現況と課題》

高齢化など人口構成の変化や生活スタイルの変化、地域コミュニティ機能の低下などに伴って、犯罪や交通事故も多様化しているため、それらの危険から市民を守り、暮らしの安全を確保するための基盤を整備する必要があります。

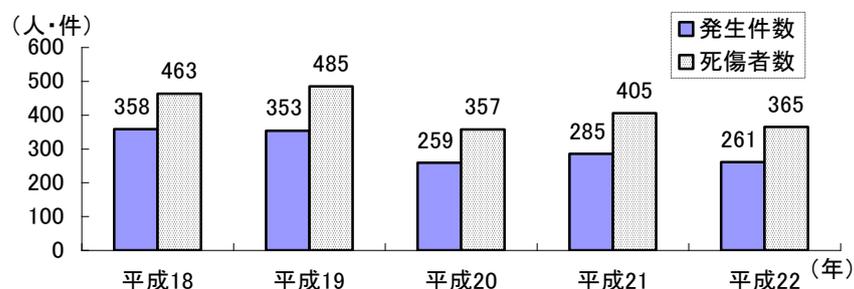
交通安全については、全国的に交通事故件数は減少傾向にあり、本市も同様ですが、国道6号や国道354号など通過交通量の大変多い幹線道路を有していることから、年間約260件程度の交通事故が発生しています。

このため、交通安全に対する意識の高揚と、すべての市民が安心して利用できるよう、道路環境の充実を図るとともに、交通安全施設の整備など、総合的な交通安全対策が必要とされています。

防犯対策については、全国的に社会構造や生活様式の多様化、複雑化などを背景として様々な犯罪の発生がみられ、本市でも犯罪の発生する要因が増えています。地域ぐるみでこれらの問題に取り組み、犯罪等に対して安全で安心のできるまちづくりを進めていくことが重要です。

今後は、市民一人ひとりの防犯意識と、市民間の連帯意識の高揚を図るとともに、地域や行政、警察などの関係機関や団体が連携し、地域における防犯活動をより一層効果的に展開し、安全な地域社会づくりを進める必要があります。

【交通事故発生状況】



資料：消防本部(各年12月31日現在)

《施策の方向》

1. 交通安全対策の充実

交通安全協会や関係団体との連携により、交通安全運動や交通安全教育を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。さらに、歩行者などが安全で快適に通行できる環境を確保するため、交通安全施設の充実を進めます。

施策の内容

- ① 交通安全関連団体との連携のもとに交通安全運動やパトロールなどを実施し、交通安全の啓発を進めます。
- ② 保育所、学校などにおいて関係機関と協力し、交通安全教育の徹底を図ります。
- ③ 交通危険箇所の解消のため、地域の意向等を踏まえ、道路照明やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。
- ④ 交通事故被害者の救済のため、県の交通事故相談所を活用するとともに、県民交通災害共済の加入促進を図ります。

2. 防犯対策の強化

社会生活の安定を目指した安全な地域社会を実現するため、地域住民の理解と協力を得ながら関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯活動の充実、強化を進めます。

施策の内容

- ① 警察との連携による広報活動を推進し、地域防犯体制の充実を進めます。
- ② 「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯協調を促しながら、犯罪の未然防止に対する意識の高揚を図ります。
- ③ 犯罪の未然防止を図り夜間の安全性を確保するため、防犯灯の整備を進めます。
- ④ 子どもたちを地域全体で守るため、「こどもを守る 110 番の家」の設置促進や自主的防犯パトロールなどと連携体制の強化を図りながら、安全な登下校ができるよう環境整備を進めます。
- ⑤ 自主防犯組織の結成に際し、用具貸与等の支援を行います。

「第5節 防犯・防災機能の充実」に関する目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|------------------------------|------------------|--------|-------|--|
| | | H22年度末 | H28年度 | |
| [1]消防・救急 1. 消防力の強化 | 消防水利の設置数(箇所) | 1,532 | 1,568 | 市が設置、管理している消防水利の数。 |
| [1]消防・救急 2. 救急体制の充実 | 救急救命士の数(人) | 15 | 24 | 救急救命士の資格を有する消防職員の数。 |
| | 救命講習受講者累計人数(人) | 1,733 | 5,000 | 消防本部が行う救命講習会の受講人数。 |
| [2]防災 1. 防災対策・体制の充実 | 防災訓練参加者人数(人) | 600 | 4,000 | 市で実施する防災訓練への参加者数(22年度実績値は単年度、28年度目標値は24~28年度の5年間の合計) |
| [2]防災 2. 防災情報体制の整備 | 防災無線の故障件数(件) | 2 | 0 | 定期点検の着実な実施により故障を防ぐ。 |
| [2]防災 3. 応援体制の整備 | 連絡調整会議の年間開催回数(回) | 1 | 2 | 構成する13市町村による連絡調整会議 |
| [3]交通安全・防犯対策 1. 交通安全対策の充実 | 交通死亡事故件数(件) | 7 | 0 | 市内で発生した死亡事故件数 |
| [3]交通安全・防犯対策 2. 防犯対策の強化 | 防犯灯の設置補助(灯) | 60 | 300 | 行政区が設置する防災灯に対する補助 |

第2章 健やか・安心・思いやりのまちづくり

第1節 健康づくりの推進

[1] 保健・医療

《現況と課題》

市民一人ひとりが健康で幸せな生涯を送れるようにするには、身体的、精神的な健康の保持や増進に努めるとともに、市民のニーズに応じた総合的な保健・医療体制の充実を図ることが大切です。

市民の健康づくりに対しては、霞ヶ浦保健センター及び千代田保健センターを拠点に、市民の疾病の予防、健康増進を図るため、保健サービスや保健指導を実施しています。

市民が豊かな生活を送れるよう、個々に健康への取り組みが必要となっており、乳幼児から高齢者まで、すべての市民を対象とした健康増進計画に基づき、様々な分野の団体との連携による、市民の健康づくりを支援していく必要があります。

一方、医療については、現在、市内の医療機関は、14の医院、18の歯科医院があり、それらと近隣に立地する総合病院等が利用されています。休日や夜間の救急医療について、比較的軽症な患者に対しては、石岡市医師会や土浦市医師会に所属する医療機関で対応を図るほか、重症救急患者の救急医療については、関係区域の医療機関が参加する石岡地域病院群輪番制と土浦・阿見地域病院群輪番制により対応しています。

少子高齢化の進行や市民の医療ニーズに対する変化を踏まえ、関係する保健、医療、福祉機関それぞれの特性を生かしながら、地域医療の水準の維持向上、救急医療体制のさらなる充実が求められています。

【各種検診の状況】

(単位：人)

| 区分 年度 | 合計 | 結核健康診断 | 基本健康診査 | 婦人の健康診査 | 成人検診 | 肝炎ウイルス検診 | 肺がん検診 | 胃がん検診 | 大腸がん検診 | 乳がん検診 | 子宮がん検診 | 腹部超音波検診 | 前立腺がん検診 | 骨粗鬆症検診 |
|----------|--------|--------|--------|---------|------|----------|-------|-------|--------|-------|--------|---------|---------|--------|
| 平成 18 | 22,840 | 6,078 | 5,331 | 678 | 302 | 5,447 | 897 | 994 | 792 | 832 | 480 | 746 | 263 | |
| 平成 19 | 23,494 | 6,248 | 5,493 | 702 | 158 | 5,597 | 897 | 1,027 | 866 | 873 | 507 | 875 | 251 | |
| 平成 20 | 17,609 | 4,175 | 4,076 | 352 | 185 | 4,212 | 747 | 814 | 800 | 837 | 539 | 617 | 255 | |
| 平成 21 | 19,989 | 4,560 | 4,419 | 369 | 234 | 4,588 | 861 | 985 | 1,071 | 1,088 | 666 | 838 | 310 | |
| 平成 22 | 19,533 | 4,376 | 4,283 | 360 | 200 | 4,416 | 780 | 906 | 1,104 | 1,351 | 668 | 804 | 285 | |

資料：健康増進課（各年 3 月 31 日現在）

注）平成 20 年度以降は、後期高齢者、特定健診等、制度の変更等を反映した人数である。

《施策の方向》

1. 保健の充実

健康管理や保健予防を支援する環境を整えるため、保健支援体制の充実を図りながら、市民一人ひとりの健康管理と生活習慣の改善を目指します。

施策の内容

- ① 各種の健診の受診機会を増やすとともに、人間ドックや脳ドックの受診しやすい体制を整備し受診率の向上を図ります。
- ② 医療機関と連携を図りながら、予防接種を推進します。
- ③ 市次世代育成支援地域行動計画に基づき、母子の健康指導、健康保持に努めます。また、妊婦教室への父親の参加を促し、保健指導の充実を図ります。
- ④ 乳幼児健診や家庭訪問などを実施し、母子の健康と健全な発育を支援します。
- ⑤ 各種の健康診査、健康教育、健康相談及び歯科事業等を推進します。
- ⑥ 市高齢者福祉計画に基づき、高齢者の保健、福祉、医療の連携を強化します。
- ⑦ 献血協力者の確保のため、パンフレットの配布、企業や地域組織への訪問などの周知を図ります。
- ⑧ 不妊治療費を一部助成し、少子化の抑制に努めます。
- ⑨ 自殺対策として、相談業務、パンフレット作成、講演会などを実施し、心のケアに努めます。

2. 健康増進

生涯を通じて健康で安心した生活を送ることができるよう、市民が各個人に合った栄養、運動、休養を取り入れたライフスタイルを確立することを支援します。

施策の内容

- ① 市健康増進計画に基づき、健康で長生きするための施策を総合的に推進していきます。
- ② 健康教室等を開催し、健康への自主的な取り組みを支援するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。
- ③ 食生活改善推進員、健康増進推進員などの育成を図り、市民の健康づくり体制の強化に努めます。
- ④ 健康増進、疾病の予防、早期発見・早期治療の啓発や健康管理の奨励など各種の健康づくり事業を推進します。

3. 医療体制の強化

休日、夜間等における初期医療体制や小児医療体制等の充実を図り、医師会や関係医療機関の連携のもと、市民が適切な治療を受けることができるよう医療体制の充実を図ります。

施策の内容

- ① 近隣市の病院を含めて構成される休日・夜間の当番医制方式により、救急医療体制の充実を図ります。
- ② 市民が身近なところで安心して医療サービスが受けられるよう、医療機関との連携強化を図り、地域医療の充実に努めます。

[2] 国民健康保険

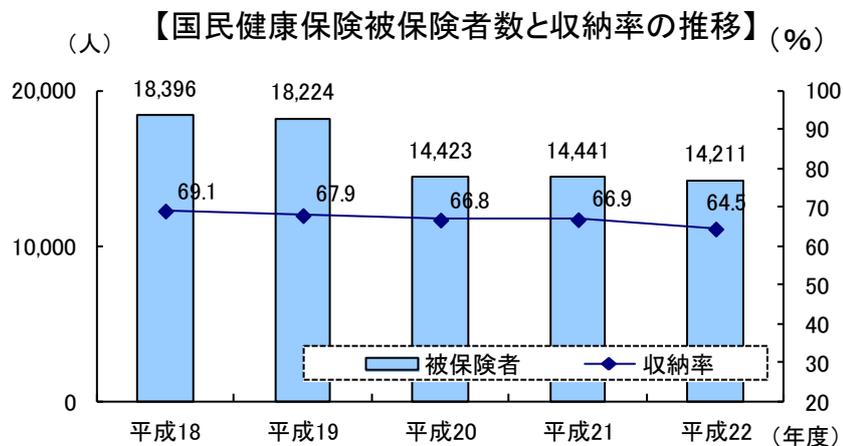
《現況と課題》

国民健康保険制度については、国民皆保険制度の中心的な役割を果たしながら、市民の健康を守ることを基本的な目的とした医療保険制度です。

高齢化や疾病構造の多様化、高度医療の発達などによる医療費の増加に加え、保険税負担においても、近年の不安定な経済情勢の影響や収納率の低下などを背景に、その運営は厳しい状況が続いており、市町村間の国保税及び医療費一部負担など市民の負担についても違いがでてきています。

今後も、高齢化する被保険者の病気の予防と早期発見のための受診機会の拡充を図るとともに、レセプトの点検や医療費の通知、納税相談や短期被保険者証の交付の実施など、医療費の適正化や収納率向上への取り組みを進め、国民健康保険事業の安定運営を図る必要があります。

一方、医療福祉制度は、妊産婦、乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者等が必要な医療を容易に受けられるよう医療費を助成する制度ですが、市民ニーズが高いことから安定した運営を図る必要があります。近年の景気や雇用状況が不安定化しているなか、今後も、市民が安心できる体制を整えるために、助成の充実等が求められています。



資料：国保年金課

注)平成20年度以降については、後期高齢者医療制度の導入を反映した人数である。

《施策の方向》

1. 医療費適正化と保険財政の健全化

国民健康保険制度に対する理解を高め、市民が安心して医療を受けられるよう医療費の給付や助成を行います。また、国民健康保険税の徴収体制の強化を図り、保険財政の安定化を進めます。

施策の内容

- ① 国保税の納税相談、電話催告、臨宅徴収を実施し、国民健康保険税収納率の向上に努め、財政の健全化を図ります。また、広報誌等を利用して国民健康保険制度とその実情について理解を深めます。
- ② 被保険者に対して受診した医療費の通知を行い、国民健康保険制度と健康管理に対する理解を促します。また、重複・頻回受診者に対して適正な利用を促します。
- ③ 国民健康保険適用の適正を図るため、レセプト点検の充実に努めます。
- ④ 茨城県市町村国保広域化等支援方針に沿って各種保険事業を検討します。

2. 高齢者医療制度の充実

茨城県後期高齢者医療広域連合と円滑な連携をすることにより、制度の適正な運用を図ります。また、健康を保持するため、病気の予防と早期発見を促進します。

施策の内容

- ① 茨城県後期高齢者医療広域連合と円滑な連携を図りながら、健康管理に関する諸制度の利用促進に加え、人間ドック等の受診費用の一部助成を実施します。
- ② 国の新たな高齢者医療制度への対応を見極めながら、高齢者が安心して医療を受けられる環境を整え、適切な医療制度の運用に努めます。

3. 医療福祉制度の充実

乳幼児等の医療費に対する助成の充実を検討するとともに、必要な医療を容易に受けられるようにします。

施策の内容

- ① 妊産婦、ひとり親家庭、乳幼児等の医療費の外来自己負担の助成などを実施します。
-  ② 医療福祉制度の周知に努めるとともに乳幼児等に対する助成の充実を検討します。

「第1節 健康づくりの推進」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|--------------------------------|------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]保健・医療 1. 保健の充実 | 特定検診の受診率(%) | 32.8 | 40.0 | 受診者数／対象者数 |
| [1]保健・医療 2. 健康増進 | 健康教室の参加者数(人／年) | 1,161 | 1,300 | 健康教室への参加により、健康への意識を高める。 |
| [1]保健・医療 1. 医療費適正化と保険財政の健全化 | 収納率(%) | 現年度 87.98 滞納分 16.59 | 現年度 91.00 滞納分 20.00 | 国民健康保険税収納額／国民健康保険税調定額 |
| [2]国民健康保険 2. 高齢者医療制度の充実 | 後期高齢者健康診査の受診率(%) | 20.99 | 23.00 | 後期高齢者健康診査受診者数／健康診査対象者数 |
| [2]国民健康保険 3. 医療福祉制度の推進 | 小児受給者証の交付率(%) | 83.3 | 85.0 | 受給者証交付者数／受給対象者数(非該当者含む) |

第2節 高齢者福祉の充実

[1] 高齢者福祉

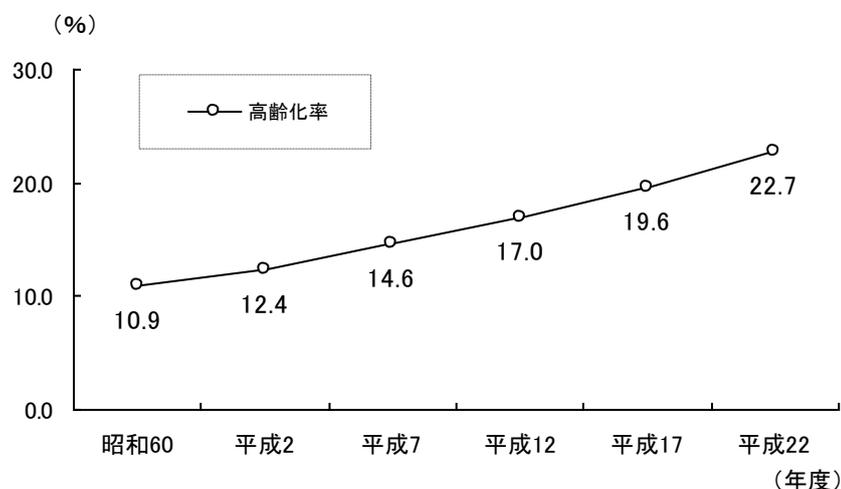
《現況と課題》

我が国は、世界最高水準の平均寿命を誇る長寿社会を迎えています。

本市においても、高齢化率は22.7%（H22.7.1現在／常住人口調査）で、茨城県全体の高齢化率22.4%（H22.7.1現在／常住人口調査）と、ほぼ同様の割合で高齢化が進んでいます。今後、団塊世代がさらに加わってくることから、高齢化がますます進行することが想定されます。このような中、援護を必要とする高齢者の生活を社会全体で支援しながら、高齢者がそれぞれの地域のなかで、生きがいを持って健康で充実した生活ができるような仕組みをつくる必要があります。

本市では、平成23年度に「かすみがうら市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定し、保健、医療、福祉の分野で民間福祉施設等と連携を図りながら総合的な福祉サービスの提供を行っています。今後も、高齢者が健康を保持し、要介護状態にならず、自立した生活を送ることができるよう、社会参加や交流活動など様々な生きがいづくりを進めていくことが必要です。

【高齢化の推移】



資料：国勢調査

平成22年度は、常住人口調査による7月1日現在の人口

《施策の方向》

1. 福祉施設等との連携体制の強化

地域包括支援センターの充実を図るとともに、地域ケアセンター業務との連携を強化しながら、地域ケアシステムや在宅介護支援センター及び市保健センターなどの関係機関との協力体制の維持に努めます。

施策の内容

- ① 地域包括支援センターが主体となり、地域ケアシステムや在宅介護支援センターなどと連携して、介護支援専門員や福祉関係者等の情報交換及び総合的協議の継続を図ります。
- ② 市高齢者福祉計画に基づき、実態の把握と必要性を判断し、適正な民間福祉施設の整備を促進します。

2. 高齢者の安全な環境の整備

様々な状況にある高齢者が、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、社会福祉協議会などを始めとする関係機関と連携し、生活支援サービスの充実を図ります。

施策の内容

- ① 民生委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者の世帯や要援護者を抱える世帯の保護に努めます。
- ② 災害時における要援護高齢者の防災意識の高揚を図るなど、高齢者に十分配慮した防災体制を確保し、その普及・啓発を図ります。
- ③ 緊急通報用機器を貸与し、ひとり暮らしの高齢者に対し、日常生活の不安の軽減と緊急時対応の迅速化を図ります。
- ④ 援助が必要な高齢者に対し、草取り、清掃など、簡易な日常生活の支援を行い、自律生活の継続や介護予防を図ります。
- ⑤ 要援護者の安全な移動を図るため、福祉タクシーの利用助成や移送サービス体制の強化に努め、介護する家族等を多方面から支援します。

3. 社会参加活動の促進

高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、シルバー人材センターの活性化や地域間・世代間交流の充実など、高齢者の社会参加を促進するための生きがいづくりを支援します。

施策の内容

- ① 高齢者の健康づくりや生きがい対策の一環として、老人クラブ活動や趣味の教室、スポーツ大会など各種活動への支援を行います。
- ② 高齢者のもつ高い蓄積された技能や経験を生かすとともに、高齢者の就業機会確保としてシルバー人材センターへの支援を行います。
- ③ 長寿を祝福し、高齢者を敬う意識の啓発に努めるため敬老事業を行います。
- ④ 新治地方広域事務組合が運営する、老人福祉センター「ふれあいの里」の利用促進を図ります。

[2] 介護保険

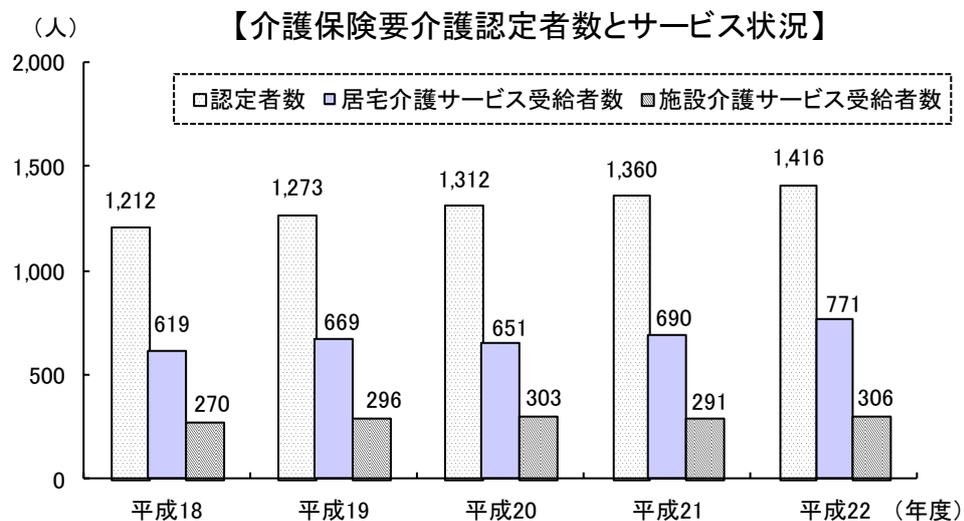
《現況と課題》

平成12年度から運用が開始された介護保険制度については、介護保険制度の開始以来、制度の浸透と高齢化を背景に、認定率は伸び続け、それに伴って介護サービスの利用量も増加している状況です。特に居宅介護サービスの利用の伸びが著しく、介護給付費も増大しています。

本市では、平成23年度策定の「かすみがうら市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」に基づきながら、要介護状態の発生予防、悪化防止、改善に重点を置きながら、適正なケアプランの作成に努め、体系的に在宅サービスや施設サービスなどを提供しています。さらに、市役所や在宅介護支援センター内に設置した窓口で苦情や相談を受け、介護サービスの質の向上にも努める他、家族介護者への支援なども行っています。

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする方や認知症高齢者の増加が予測され、それぞれ心身の状況に応じて、自由な意思と選択に基づき、いつでもどこでも介護について、良質なサービスを総合的かつ連続的に利用できる体制を継続していくことが重要です。

また、高齢者の多くは、出来るかぎり住みなれた家庭や地域で老後生活を送ることを希望していることから、それらのニーズに応じ、保険者としての積極的な基盤整備、事業者指導などの取り組みが求められています。



資料：長寿福祉課（各年3月31日現在）

《施策の方向》

1. サービス提供体制の充実

介護保険制度の改正に伴うサービス提供体制等を充実させるとともに、増大するサービスの利用に対応できるよう努めます。

施策の内容

- ① 介護施設の待機者に対して、適切な相談を行い利用者又は家族の負担を軽減し安心した生活が出来るように取り組みます。
- ② 住み慣れた地域で、要支援・要介護者の安心した生活を支える地域密着型サービスを提供します。
- ③ 新たな事業者の参入や既存事業者のサービス提供拡大により、利用の増大に対応した需給バランスのとれた事業展開を促進します。

2. 地域包括支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域において健康で自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者を地域全体で支える地域包括支援体制の充実を図ります。

施策の内容

- ① 要支援や要介護になる前からの介護予防を推進するため、介護が必要になる恐れのある高齢者を対象に、効果的な介護予防事業を地域支援事業と位置付け、進めていきます。
- ② 地域包括支援センターを中核とした総合的な介護予防システムの充実を図ります。
- ③ 高齢者が、心身ともに、より健康な生活を維持していくために、各種健康教室を開催します。

3. 質的向上の推進

介護保険サービスの量的拡大に伴い、サービスの適正な利用を推進し、介護給付費の適正化を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

施策の内容

- ① 介護給付等の費用の適正化を図るため、利用者の状態に応じたサービスや点検を実施します。
- ② 介護支援専門員の専門知識の修得と技術向上に向けた研修を義務付け、資質や専門性、中立性の向上を図ります。

4. 相談・支援体制の充実

介護を行う家族は心身ともに負担が大きいため、介護者の悩みなどに対する相談・支援体制について充実を図ります。また、介護保険制度に対する周知徹底を図り、市民参加のもとで健全な運営に努めます。

施策の内容

- ① 家族介護者の支援については、地域支援事業の任意事業として実施するとともに、周知を図りながら、利用の促進に努めます。
- ② 介護や認知症、成年後見制度、高齢者虐待などに関する市や県の相談窓口を周知するとともに、各相談機関の連携体制の充実強化に努めます。
- ③ 高額介護サービス費の支給など経済的負担を軽減するとともに、各種介護保険サービス利用についての相談と支援を行います。
- ④ 相談窓口の連絡体制と処理体制の拡充を図るとともに、相談体制の周知に努めます。

「第2節 高齢者福祉の充実」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|------------------------------|----------------------|----------|---------|---|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]高齢者福祉 1.福祉施設等との連携体制の強化 | 各種生活支援サービスの利用者数(人/年) | 567 | 500 | 「食」の自立支援事業、緊急通報装置設置事業、要介護高齢者等福祉タクシー等の充実を図る。 |
| [1]高齢者福祉 2.高齢者の安全な環境の整備 | 自立高齢者の割合(%) | 86 | 90 | 高齢者の生活を支援するため、様々なサービスの充実を図る。 |
| [1]高齢者福祉 3.社会参加活動の促進 | 単位老人クラブ数(団体) | 25 | 30 | 社会奉仕、生きがいのづくり、介護予防等の促進のため活動の更なる拡大に努める。 |
| [2]介護保険 1.サービス提供体制の充実 | 介護保険サービスの利用率(%) | 87 | 92 | 介護保険サービスを質・量ともに向上させ、多くの市民に利用してもらう。 |

第3節 障害者福祉の充実

[1] 障害者福祉

《現況と課題》

近年、高齢化の進展や生活習慣病の増加を背景に、障害者の高齢化や障害の重度化・重複化が進んでいます。

こうした状況の中、本市では、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づき、障害のある人々が自立した生活を送れるよう支援する地域生活支援事業の推進を図っているほか、平成19年3月には、障害福祉施策の基本的方向性と具体的な取組を明らかにした「かすみがうら市障害者計画・障害者福祉計画」を策定し各種施策を展開しています。

平成23年3月31日現在、本市の身体障害者手帳の所持者は1,671人、療育手帳保持者は273人、精神障害者保健福祉手帳は124人です。本市における障害者数は、障害の重度化や重複化によって、要介護の実態にある障害者が増加傾向にあり、障害者を取り巻く厳しい現状が伺われます。

このような状況を踏まえながら、今後は、国の施策の動向に注視しつつ、きめ細かな取組を展開する必要があります。

そして、障害者が住みなれた地域で社会の一員としてかかわりを持ちながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、障害者の自立と社会参加を促進するための施策を総合的に展開していく必要があります。

【障害手帳所持者数の推移】

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神保健福祉手帳 | 合計 |
|------|----|---------|------|----------|-------|
| 平成18 | | 1,473 | 232 | 60 | 1,765 |
| 平成19 | | 1,612 | 234 | 68 | 1,914 |
| 平成20 | | 1,602 | 243 | 88 | 1,933 |
| 平成21 | | 1,624 | 250 | 102 | 1,976 |
| 平成22 | | 1,671 | 273 | 124 | 2,068 |

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

《施策の方向》

1. 障害者自立支援の推進

障害者が、自立した日常生活や社会生活を可能とするために必要な障害福祉サービスを利用できるよう、制度運営の円滑化を図ります。また、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅福祉に重点をおいた事業を拡充します。

施策の内容

- ① 自立支援制度のもと、公正公平な福祉サービスを提供するために審査会の適正運営に努めます。
- ② 自立支援給付の充実を図るため、市内及び近隣の福祉施設等と連携しながら地域の支援体制づくりを推進します。
-  ③ 障害者が自立した生活が送れるよう地域生活支援体制の強化を図ります。
- ④ 生活環境の整備のため、住宅リフォームの助成を行うなどバリアフリー社会の実現を推進します。
- ⑤ 各種年金や手当の制度や公共料金の割引制度等について、パンフレットなどを活用して周知を図り利用を促進するとともに、関係機関に対しても利用の充実について要請します。

2. 障害者の社会参加の推進

障害者の社会参加を促進するため、福祉作業所を通じた自立支援及び各種就職支援等による雇用機会の拡充などを進めます。また、障害児教育の充実や総合的な療育支援体制を整備します。

施策の内容

- ① 雇用対策の強化のため、福祉施設や関係機関との連携により自立支援や各種の就労支援などの事業の充実を図ります。
- ② 社会参加の機会拡大のため、スポーツ大会や文化活動への参加を支援します。また、手話通訳や移動支援の充実を図ります。
- ③ 障害児の早期療育のため、地域での療育体制の整備や施設における機能訓練等の充実を図ります。

「第3節 障害者福祉の充実」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|----------------------------|--------------------------|----------|---------|--|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]障害者福祉 1. 障害者自立支援の推進 | 訪問系・日中活動系サービス等の利用人数(人/月) | 114 | 153 | ニーズに対応した訪問系サービス及び日中活動系サービス等の提供体制の充実を図る。 |
| [1]障害者福祉 2. 障害者の社会参加の推進 | 就労支援の延べ利用人数(人/月) | 29 | 35 | 利用者のニーズに対応した各種就労支援延べ利用人数(就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)) |

第4節 次世代育成の支援

[1] 児童福祉

《現況と課題》

本市の人口に占める年少人口（15歳未満）の割合は、年々低下し、さらに出産期といわれる女性人口の減少も見られ、少子化が進む傾向にあります。また、核家族化の進行とともに、「18歳未満の児童がいる世帯」の減少や「ひとり親世帯」、「単独世帯」の増加など、世帯構成に変化が見られています。

本市では、平成21年度に策定した「かすみがうら市次世代育成支援地域行動計画・後期計画」に基づき、保育所、幼稚園、学校、職場、地域社会などが連携し、総合的な子育て支援策を推進しています。

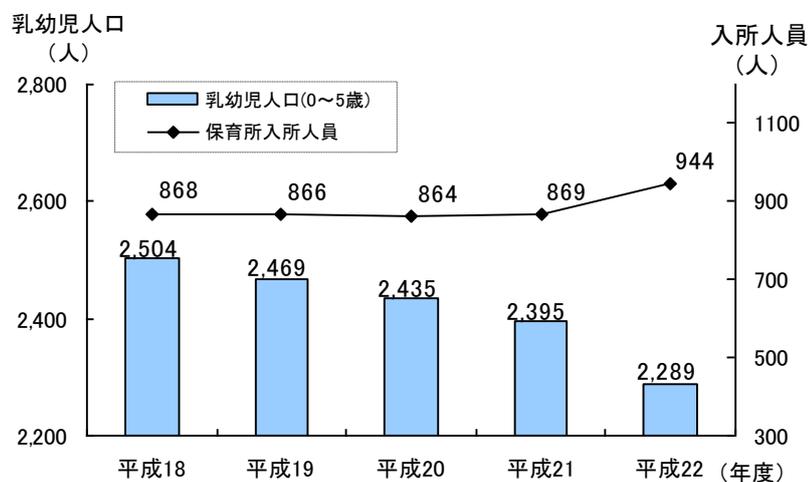
市内の保育所については、現在、公立保育所4か所、認可私立保育園3か所あり、多様化するニーズに対応した各種保育サービスに努めています。

このような中、国の子育て支援に対する制度の充実などを背景に、乳幼児の保育に対するニーズが増加しており、待機児童の解消が課題となっています。そのため、民営化も視野に入れた保育所運営を進め、保育の受け入れ体制の整備と保育サービスの充実を図っていくことが求められています。

また、児童館や学校の余裕教室などを利用した放課後児童クラブの運営などの放課後児童対策、地域子育て支援センターにおける親子交流事業や子育てに関する悩みを解消する相談等の子育て支援なども展開していますが、今後も高まるニーズに対応したサービスの充実が求められています。

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などを背景に、家庭や地域の子どもたちを取り巻く養育力の低下、親の育児にかかる負担の増加など、子どもを育てる環境が厳しさを増す中、子どもが健やかに育つためには、家庭のみならず地域社会全体で子育てしやすい環境をつくる必要があります。

【乳幼児人口と市内保育所の入所人員の推移】



資料: 市民窓口課、子ども福祉課(各年4月1日現在)

《施策の方向》

1. 保育サービスの充実

社会情勢や保護者の雇用環境の変化に応じ、保育サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを預けられる保育所を目指します。

施策の内容

- ① ゼロ歳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育など特別保育の拡充や多様化するニーズへの対応などを継続して推進します。
- ② 各保育所との連携により、低年齢児の待機児童数の減少に努めます。
- ③ サービスの提供の充実を図るため、保育士の確保と資質の向上に努めます。
- ④ 保育所の効率的な運営と保育サービスのさらなる充実を図るため、保育所の民営化を推進します。また、幼保一元化については、国の動向を踏まえ、関係機関と連携を図りながら速やかな対応に努めます。
- ⑤ 保育所の機能を活用し、地域に開かれた保育所を推進します。また、保育所における福祉施設などへの慰問など世代間交流の充実に努めます。
- ⑥ 保育事業の健全化を進めるため、保育料金徴収の強化に努めます。

2. 子育て支援の充実

市次世代育成支援地域行動計画に基づき、安心して子どもを産み、育てることができるよう、地域全体で子育て支援に取り組めます。

施策の内容

- ① 気軽に集い悩みを分かち合ったりできるような環境の構築を図り、妊娠、出産、子育てをする中で生じる様々な問題等に対して適切な対応をとることができるスタッフの養成と相談体制の拡充を推進します。
- ② 子育て支援ネットワークづくりや子育てサロンを推進します。また、保育所を活かした交流事業や相談等の支援を行います。
- ③ 地域社会全体で子育て支援の取り組みを広めるため、広報・啓発活動を推進します。子育てガイドブックの配布を行うとともに、インターネット等による子育て情報の提供、相談体制について検討します。
- ④ 児童館を拠点とした母親クラブの組織活動を支援し、子育ての情報の提供を推進します。
- ⑤ 子育てに係る経済的負担を軽減するため、「子ども手当」の支給等により、子育て家庭への支援を推進します。

3. 児童福祉施設の整備充実

施設の老朽化への対応と保育サービスの拡充を図るため、民営化を推進し、良好な施設環境を保つための適正な維持管理を進めます。

施策の内容



- ① 公立保育所の民営化を推進し、補助金や民間資本等を活用した施設整備を進めます。
- ② 子ども広場などの機能の充実を図るため、環境の整備に対して支援を行います。

4. 児童の健全育成

子どもも保護者も安心して暮らすことのできるよう、児童の健全育成を図るための環境整備の充実に努めます。

施策の内容

- ① 放課後において、仕事などによる保護者不在家庭への支援や児童の安全確保と健全育成を図るため、遊びや集団生活の場を提供する放課後児童クラブの充実を推進します。
- ② 子どもに関する様々な相談ごとに対して、家庭児童相談員による助言や指導を推進します。
- ③ 要保護児童対策協議会を中心として関係機関と連携を図りながら、虐待等による要保護児童の適切な保護への支援を推進します。
- ④ 児童虐待の予防及び早期発見に努めるため、専門相談員による相談体制の充実を図ります。

「第4節 次世代育成の支援」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|---------------------------|--------------------------------|----------|---------|--|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]児童福祉 1. 保育サービスの充実 | 市内公立、私立保育所(6か所)での一時保育延べ実施日数(日) | 944 | 980 | ニーズに合った保育メニューの充実を図り、安心した子育て体制を支援する。 |
| [1]児童福祉 2. 子育て支援の充実 | チャイルドシート等の貸出(台) | 16 | 100 | 子どもの健全な育成環境を確保するため、チャイルドシート等の貸出しを行う。 |
| [1]児童福祉 3. 児童福祉施設の整備充実 | 公立保育所の民営化数(所) | 2 | 4 | 公立保育所を民営化した保育所数 |
| [1]児童福祉 4. 児童の健全育成 | 児童館来館者数(人) | 67,572 | 71,000 | 年齢層ごとの多様なニーズへの対応や施設の状況に応じた特色のある運営を推進し、児童館来館者数の増加を図る。 |

第5節 地域福祉の推進

[1] 地域福祉

《現況と課題》

本市では、誰もが地域で安心して暮らし続けられる各種福祉サービスの提供や相談体制の充実に取り組んでいます。また、市及び社会福祉協議会を中心に市民の協力を得ながら、助け合い運動や募金活動をはじめとする地域福祉活動を展開しています。

近年、人々の価値観の多様化や社会環境の変化などにより、地域での相互扶助機能が低下したことに伴い、行政に対する福祉ニーズは増加する傾向にあります。

そのため、公的機関を主体とした福祉体制の充実と併せ、各種福祉団体の育成・支援などにより民間の福祉団体や福祉ボランティアの活力を十分に生かし、自助・共助・公助の連携による地域福祉活動をより一層促進する必要があります。

今後は、市民参加と福祉施設などとの連携強化を図り、地域の創意と工夫により具体的な課題に対応するとともに、子どもから高齢者まであらゆる人々が世代を超えて互いに助け合い、支え合う地域社会を築くことが望まれています。

《施策の方向》

1. 地域福祉意識の高揚

福祉に関する広報、啓発活動や福祉教育の充実により市民の理解と意識高揚を図り、市民参加による地域福祉活動を支援します。

施策の内容

- ① 地域福祉活動の推進のため、関係機関や福祉団体と互いに協力し合い、広報活動の充実や啓発事業の展開を推進します。
- ② 福祉に関する教育の充実や地域活動を通して社会福祉の意識高揚を図るなど、市民参加型の地域福祉を推進します。

2. 地域福祉施設の充実

多様化する福祉ニーズに適切に対応していくため、在宅福祉の充実、市民参加による交流機会の充実、健康生きがいつくりの充実などを進めます。

施策の内容

- ① 地域福祉活動の拠点であるあじさい館及びやまゆり館については、利用者が快適で安全な利用ができる施設管理に努めるとともに地域住民の交流の場として提供します。
- ② 関係機関や地域との調整を図り、在宅介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように保健、医療、福祉サービスを組み合わせて提供する地域ケアシステムの充実に努めます。

3. 福祉団体の育成

福祉関連組織への支援やボランティア等、人材の発掘・育成を図りながら、市民の参加を促し、地域福祉のネットワークを確立します。

施策の内容

- ① 地域福祉を担う人材の発掘や育成に努めるとともに、その組織化を図りながら、地域住民との連携によるボランティア活動を支援します。
- ② 社会福祉協議会との連携により、地域に根ざした幅広い福祉施策を推進します。
- ③ 地域における最も身近な相談者である民生委員・児童委員について、関係機関との情報交換や研修等を進め、指導・助言活動の充実を図ります。

[2] ひとり親家庭福祉

《現況と課題》

本市では、離婚や家族形態の多様化に伴い、ひとり親の家庭が増えており、経済的困窮や子育ての悩みなどを持つ人が多くなっています。

母子家庭の多くは、就労しているのにもかかわらず、低賃金や不安定な雇用体系など、一般世帯に比べ低水準の年収にとどまっていることも多くあります。また、父子家庭においては、子育てを中心とした日常生活面での支援とともに、就業の安定なども課題となっています。

昨今の経済状況の急速な悪化は、就労面からも、ひとり親家庭の生活に大きな影響を与え、子育てをしながらより良い条件で就業し経済的に自立できることが、子どもの成長にとっても重要であり、これまで以上に自立支援策の充実が求められています。

本市では、平成 22 年 3 月に策定した「かすみがうら市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」において「ひとり親家庭の自立支援の推進」を掲げ、育児・家事等の援護の充実を図るとともに、経済的支援の充実と生活支援・相談事業などの充実を目指してきました。

今後は本市のこれまでの対策を継続しながら、ひとり親家庭のニーズに応じたきめ細かな支援を総合的かつ計画的に展開することがより一層重要となっています。

《施策の方向》

1. ひとり親家庭福祉

子育てや経済的自立を促すための相談業務などを行い、実態に応じた支援に努め、ひとり親家庭の生活安定の向上を図ります。

施策の内容

- ① ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所で実施している資金の貸付制度の利用促進に向けた広報等を推進します。
- ② ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、関係機関との連携のもと、子育て相談や、必要な技術を身につけるための相談や雇用情報等の提供の充実を図ります。
- ③ 母子・寡婦福祉会の会員相互の協力による生活の向上を図りながら、組織活動の活性化を推進します。

[3] 低所得者福祉

《現況と課題》

生活保護制度は、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする最後のセーフティネットです。

近年の厳しい雇用情勢と長引く不況の影響により、生活保護の被保護世帯は全国的にも増加している中で、本市においても増加の傾向が見られます。世帯類型別で見ると、高齢者世帯、傷病者世帯及び障害者世帯で全体の9割を超えており、特に高齢者世帯は年々増加し、最近では稼働年齢層と考えられるその他の世帯も増加傾向にあります。

このような状況下、被保護世帯に対しては、民生委員・児童委員や福祉関係団体と連携を図り、生活保障としての経済的支援を推進しながら生活意欲の向上と自立や就労支援の強化を図ることが必要です。

また、生活保護を受けるまでには至らない低所得者層に対しても、関係機関と連携を図り実態の把握に努め、相談支援体制の充実を図るとともに、それぞれの世帯の実情に応じた対応を図ることが必要です。

【低所得者福祉（生活保護状況）】

（単位：人、世帯）

| 年度 区分 | 平成 18 | 平成 19 | 平成 20 | 平成 21 | 平成 22 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 被保護延べ世帯 | 164 | 161 | 175 | 189 | 203 |
| 被保護延べ人員 | 202 | 198 | 220 | 239 | 246 |

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

《施策の方向》

1. 適正保護と自立支援の推進

生活に困窮する人々の安定した生活に向け、適正な保護の推進を図るとともに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関との連携を図り、自立の支援に努めます。

施策の内容

- ① 関係機関と連携を図りながら、世帯の実情を把握し相談体制を強化するとともに、指導援助を推進します。
- ② 要支援者の多様なニーズに応じられるよう、ケースワーク等の専門性を高めるために職員の研修の強化に努めます。
- ③ 生活意欲の向上や自立の支援を図っていくために福祉関係機関のネットワークを充実させ、組織的対応を推進します。
- ④ 生活福祉資金など各種制度の活用などを図り、生活の安定を支援します。

[4] 国民年金

《現況と課題》

国民年金は、すべての人に生涯にわたって老齢基礎年金を支給する制度です。この制度は、被用者年金制度に加入していない人を対象にした社会保障制度として位置付けられ、老後における所得の保障を担い、高齢化が進む社会においてますますその役割が高まってくると考えられます。

市では、国からの法定受託事務として、資格の取得・喪失や年金受給の請求などの届出に関する窓口業務と制度の周知に関する広報、相談業務等を行っています。

しかしながら近年では、国民年金制度に対する不信感が強くなっており、若年世代を中心にした制度に対する無関心が広がっています。

そのため、年金制度の理解を深め、すべての市民が将来年金を受け取ることができるよう、広報誌やホームページ等を通じて制度のPRに努め年金に対する周知を行うとともに、相談や指導体制の充実を図りながら、加入促進を図る必要があります。

さらに、今後予定されている年金制度の改正にも、柔軟に対応するため、広報活動等の充実を図る必要があります。

【国民年金被保険者数の推移】

(単位：人、%)

| 年度 | 第1号被保険者 | | 第3号被保険者 | 合計 | 人口 | 加入割合 (%) |
|-------|---------|------|---------|--------|--------|----------|
| | 強制加入 | 任意加入 | | | | |
| 平成 18 | 7,894 | 58 | 3,592 | 11,544 | 46,044 | 25.1 |
| 平成 19 | 7,442 | 64 | 3,567 | 11,073 | 44,967 | 24.6 |
| 平成 20 | 7,128 | 60 | 3,464 | 10,652 | 44,785 | 23.8 |
| 平成 21 | 6,865 | 62 | 3,348 | 10,275 | 44,421 | 23.1 |
| 平成 22 | 6,665 | 69 | 3,290 | 10,024 | 44,084 | 22.7 |

資料：日本年金機構（各年3月31日現在）

《施策の方向》

1. 加入と納付の促進

広報誌などを通じて国民年金制度の理解と普及を図るとともに、加入促進に努めます。また、だれもが年金受給権を確保できるよう、関係機関との連携及び協力を図りながら、保険料未納の防止に取り組みます。

施策の内容

- ① 制度に対する理解や趣旨の周知徹底を図るため、広報活動の強化や年金相談体制の整備に努めます。
- ② 国との協力や連携のもと、制度の理解と加入促進を図ります。また、受給権確保のため、保険料の納付及び保険料の免除制度について周知に努めます。

「第5節 地域福祉の推進」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|----------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]地域福祉 1. 地域福祉意識の高揚 | 民生委員・児童委員数(人) | 87 | 90 | 担当エリアの再編及び市街地周辺への増員により福祉行政の更なる推進を図る。 |
| | 民生委員・児童委員定例研修会の開催回数(回/年) | 11 | 11 | 定期的に研修会を実施し、必要な知識、技術を習得することにより、地域活動の充実を図る。 |
| [1]地域福祉 2. 地域福祉施設の充実 | あじさい館内福祉館の利用者数(人/年) | 65,185 | 66,100 | 毎月15人増、5年後の28年度末には900人増を目指す。 |
| | やまゆり館の利用者数(人/年) | 47,131 | 52,000 | 地域福祉活動の拠点として気軽に利用でき、快適で安全な施設利用が出来るような運営・管理を図る。 |
| [1]地域福祉 3. 福祉団体の育成 | ボランティア団体数及び会員数(団体・人) | 団体数 20 会員数 338 | 団体数 23 会員数 360 | 地域福祉を支えるボランティア団体数及び会員数の増加を図る。 |
| | ボランティア養成講座数(講座/年) | 3 | 4 | ボランティア養成講座を開催し、意識啓発、必要な知識の習得を促し、人口の普及を図る。 |
| [2]ひとり親家庭福祉 1. ひとり親家庭福祉 | 児童扶養手当の受給者(人/年) | 337 | 370 | 児童扶養手当の給付を行い、経済的自立の支援を行う。 |
| [4]国民年金 1. 加入と納付の促進 | 年金情報の「広報かすみがうら」への掲載回数(回/年) | 12 | 12 | 国民年金制度の普及・啓発事業として、国民年金情報を市の広報紙に毎月掲載する。 |

第3章 豊かな学びと創造のまちづくり

第1節 教育の充実

[1] 幼児教育

《現況と課題》

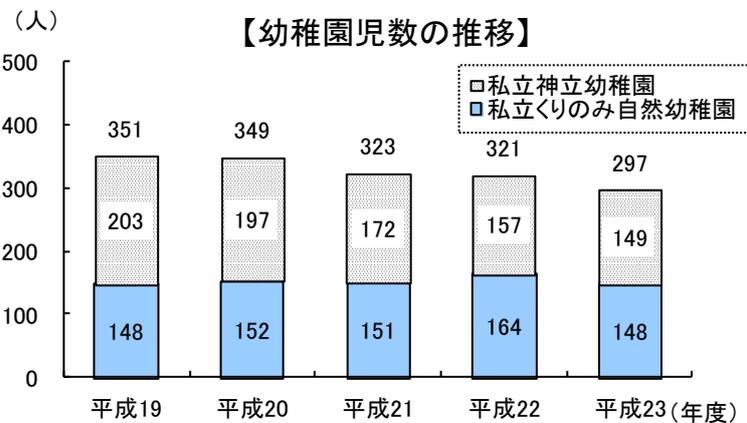
幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要であり、幼児教育の果たす役割は今後ますます重要になります。

市内の幼児は、市内2つの私立幼稚園のほか、市外の幼稚園に就園しています。

市では、幼稚園就園の支援を行い、私立幼稚園に就園させる保護者の負担軽減を図り、幼稚園教育の機会の確保、充実を図っています。

近年では、幼稚園において「生きる力」の基礎の育成や、親と子の育ちの場としての機能が求められており、就学前の教育と保育を一体とした幼児教育が進みつつあり、幼児期からの教育環境が変化しつつあります。

地域の実態、保護者や地域の人々のニーズや要望などを踏まえつつ、柔軟に対応しながら、幼児教育環境を充実させていくことが必要です。



資料:学校教育課(各年5月1日現在)

《施策の方向》

1. 幼児教育の推進

次代を担う子どもたちの主体的な活動を確保しながら、個性や才能を伸ばすなど、幼児期の発達の特性に配慮した幼児教育を支援します。

施策の内容

- ① 幼稚園での活動を通じて、子どもたちの年齢に合った活動や教育が行われるよう、引き続き幼稚園への就学を奨励します。
- ② 幼保一元化については、国の動向を踏まえ、関係機関と連携を図りながら速やかな対応に努めます。

[2] 学校教育

《現況と課題》

本市には、平成 23 年 6 月現在、小学校が 13 校、中学校が 4 校あります。それぞれの学校において、教育施設の充実に努めながら、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな指導や体験的、問題解決的な活動などを取り入れ、地域社会の実情や課題に即した特色ある教育にも取り組むなど、魅力ある学校づくりに努めています。

近年、少子・高齢化や情報化、国際化、価値観の多様化など社会環境の変化が著しく進み、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況の中、新学習指導要領の理念である「生きる力」（確かな学力・豊かな心・たくましい体）をはぐくむ教育を、各小中学校において推進しているところです。

今後も、かすみがうら市学校教育目標として掲げた「人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図ります。」に基づきながら、本市に合った、新しい時代に対応できる教育の推進や安全・安心して学べる学校づくり、教育環境の確保と整備を進めていくことが必要になっています。

【小学校児童数・学級数の推移】

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 合計 | | | 下大津小 | 美並小 | 牛渡小 | 佐賀小 | 安飾小 |
|-------|----|-------|-----|-----|------|-----|------|------|-------|
| | | 児童数 | 学級数 | 教員数 | 児童数 | 児童数 | 児童数 | 児童数 | 児童数 |
| 平成 19 | | 2,527 | 112 | 179 | 86 | 186 | 110 | 126 | 99 |
| 平成 20 | | 2,542 | 116 | 180 | 85 | 201 | 114 | 127 | 89 |
| 平成 21 | | 2,509 | 117 | 184 | 84 | 200 | 106 | 116 | 93 |
| 平成 22 | | 2,528 | 123 | 199 | 83 | 206 | 95 | 120 | 102 |
| 平成 23 | | 2,476 | 123 | 197 | 93 | 214 | 91 | 113 | 99 |
| 年度 | 区分 | 志士庫小 | 宍倉小 | 志筑小 | 新治小 | 七会小 | 上佐谷小 | 下稲吉小 | 下稲吉東小 |
| | | 児童数 | 児童数 | 児童数 | 児童数 | 児童数 | 児童数 | 児童数 | 児童数 |
| 平成 19 | | 100 | 131 | 128 | 142 | 102 | 27 | 710 | 580 |
| 平成 20 | | 101 | 134 | 115 | 139 | 102 | 35 | 717 | 583 |
| 平成 21 | | 93 | 136 | 111 | 128 | 94 | 44 | 697 | 607 |
| 平成 22 | | 88 | 142 | 105 | 135 | 92 | 47 | 709 | 604 |
| 平成 23 | | 89 | 140 | 102 | 115 | 95 | 45 | 692 | 588 |

資料：学校教育課(各年 5 月 1 日現在)

【中学校生徒数・学級数の推移】

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 合計 | | | 南中 | 北中 | 千代田中 | 下稲吉中 |
|-------|----|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|
| | | 生徒数 | 学級数 | 教員数 | 生徒数 | 生徒数 | 生徒数 | 生徒数 |
| 平成 19 | | 1,193 | 43 | 90 | 267 | 152 | 217 | 557 |
| 平成 20 | | 1,188 | 43 | 90 | 250 | 143 | 223 | 572 |
| 平成 21 | | 1,222 | 42 | 88 | 246 | 162 | 210 | 604 |
| 平成 22 | | 1,205 | 42 | 86 | 242 | 162 | 199 | 602 |
| 平成 23 | | 1,207 | 41 | 87 | 247 | 166 | 205 | 589 |

資料：学校教育課(各年 5 月 1 日現在)

《施策の方向》

1. 教育環境の充実

児童生徒が安心してのびのびと健やかに学習できるよう、教育環境や教育施設の整備充実を計画的に進めます。

施策の内容



- ① 学校の適正規模と適正配置の計画と整合性を図りながら、耐震性能が劣る施設の耐震化を進めます。
- ② 情報教育機器の計画的更新を行います。また、教職員に対して研修機会を設けて情報技術活用技能の向上を図ります。
- ③ 学校図書館蔵書の整備と司書の配置により、読書意欲向上に繋がる学校図書館の環境の整備に努めます。
- ④ 児童生徒の健康管理の指導や安全確保に努めます。



- ⑤ 児童生徒数の減少に伴い、教育環境を改善するため学校の統廃合を推進します。

2. 教育内容の向上

社会環境の変化に対応し、主体的に対応できる能力と豊かな心をもちたくましく生きる児童生徒を育成するため、基礎的・基本的な内容の確実な定着や一人ひとりの主体的な学習を進める学習指導方法の改善・充実を図り、教職員の指導力向上などに努めます。

施策の内容

- ① 児童生徒の確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な学習の定着や一人ひとりの習熟度に合わせた主体的な学びを引き出す教育に取り組みます。

- ② 情報化や国際化など新しい時代に対応した教育を進めます。また、本市の自然環境を活用した環境教育や福祉施設、各種事業所での社会体験を取り入れた教育など、地域に合った教育の実践に取り組みます。
- ③ 教職員の資質向上、指導力の強化を図るため各種研修事業への積極的な参加を促進するとともに、指導主事、A L T（外国語指導助手）などの継続配置を行います。
- ④ I C T（情報コミュニケーション技術）などの専門知識を有する人材の配置を促進し、教育内容の充実を図ります。
- ⑤ 心身ともに健康で、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣を培うため、指導計画や指導体制の整備に努めます。

3. 教育相談の充実

社会環境や学校環境の変化とともに、様々な悩みや問題を抱える児童生徒、保護者を対象に教育相談事業を推進します。

施策の内容

- ① 教育相談員やスクールカウンセラー等を配置し、教育に係る様々なケースの相談やサポートする体制の充実により、学校、行政、医療機関と連携を図りながら、社会環境や学校環境の変化に対する対応の迅速化に努めます。
- ② 総合的な教育相談体制の整備及び施設や設備等の充実に努めます。

4. 特色ある学校づくり

幅広い交流、体験に基づいた環境教育や福祉教育、郷土への愛着を育む地域ぐるみ教育などを推進し、学校や地域社会の実情に応じた特色と魅力あふれる学校づくりを進めます。

施策の内容

- ① 児童生徒の創造性や活力を生かした様々な体験・交流活動など、各小中学校の特色ある取り組みを支援します。
- ② 児童生徒の望ましい食習慣づくりを促進するとともに、地域の食材を生かした学校給食に取り組みます。

5. 地域・家庭教育との連携

社会性や人間性豊かな児童生徒の育成を図るため、地域社会や家庭における教育との連携に努めます。

施策の内容

- ① 学校と離れた児童生徒の活動や地域社会との交流や世代間の交流を通じ、社会性や秩序ある集団的行動力などの向上を図ります。
- ② 社会環境の変化やそれぞれの家庭環境に応じた、地域社会及び家庭における教育の推進に努めます。
- ③ 学校、保護者、地域社会が一体となってパトロール活動を進め、「子どもを守る 110 番の家」の受け入れ家庭及び事業所等の協力を求めながら、児童生徒の登下校や放課後の安全確保に努めます。

「第 1 節 教育の充実」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指 標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|------------------------------|------------------------|-----------|----------|---|
| | | (H22 年度末) | (H28 年度) | |
| [1] 幼児教育 1. 幼児教育の推進 | 幼稚園就園 児童数(人) | 372 | 400 | 幼稚園への就園を奨励するため、奨励費事業を継続実施し、幼児教育を受ける機会の拡充を図る。(実績値、目標値ともに市外の幼稚園も含む) |
| [2] 学校教育 1. 教育環境の充実 | 学校図書充足率75%以上の学校の割合(%) | 82.3 | 100 | 読書活動を活性化するため蔵書の充実を図る。 |
| | 学校施設の耐震化率(%) | 65 | 76 | 耐震化を促進し児童生徒の日常生活の場としての安全性の向上を図る。 |
| [2] 学校教育 2. 教育内容の向上 | 指導主事の配置人数(人) | 3 | 3 | 教員の資質向上や指導力強化のため、今後も3名の継続配置を推進していく。 |
| [2] 学校教育 4. 特色ある学校づくり | 特色ある学校づくりに取り組む学校の割合(%) | 100 | 100 | 地域交流の維持継続及び活性化を図り、地域を含めた児童生徒の育みを広げていく |
| [2] 学校教育 5. 地域・家庭教育との連携 | 家庭教育学級級の受講者延べ人数(人) | 4,392 | 4,500 | 保護者の教育力を高めるため、市内小中学校1年生の保護者を対象に家庭教育学級を実施する。 |

第2節 生涯学習の充実

[1] 生涯学習

《現況と課題》

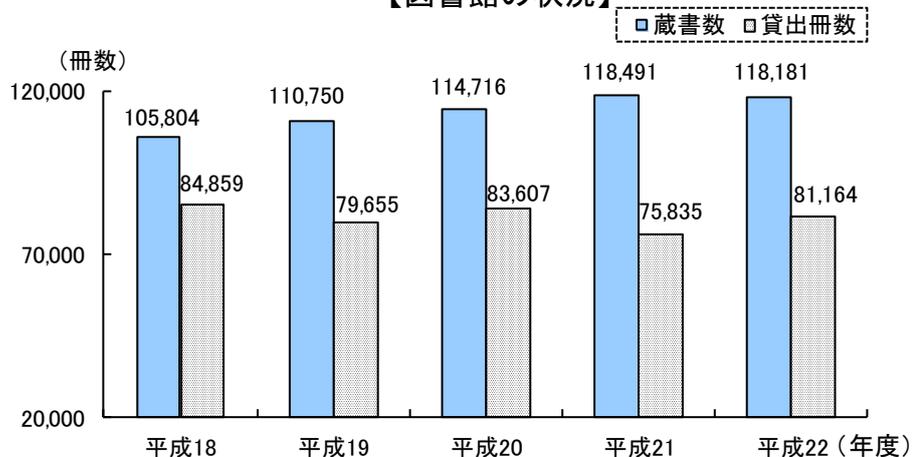
本市では、あじさい館、公民館、地域集会施設、図書館、各種スポーツ施設などの生涯学習施設を拠点として、各種講座、教室、展示発表会、レクリエーション、スポーツ大会など市民ニーズに応じた様々な催しものを開催しています。また、生涯学習団体、スポーツ団体、地域活動団体など自主活動団体への支援、それら団体への施設の貸出しなど、市民の生涯学習活動の支援を推進してきました。また、それと同時に、市民がそういった生涯学習活動を進めていけるよう、施設や設備の適切な維持管理、整備充実にも努めてきました。

近年、高齢化社会や余暇時代の到来などにより、生涯学習へのニーズは年々高まってきましたが、現在は長引く経済不況に加え、今までの常識を遥かに超えた東日本大震災の経験から、物質的経済的な充足よりも、心の豊かさを求めるようになり、市民の生涯学習に対するニーズは更に広く、深くなるものと思われれます。そういったニーズにきめ細やかに対応していくためには、今までの生涯学習施設を拠点とした「機会提供型の生涯学習」に加えて、自らのテーマやライフスタイルに応じて講師の派遣、講座の出前などを取り入れ、あるいは学習機会の場や通信教育を紹介するなどの情報を活用できる「自ら学ぶ生涯学習」ができる体制を推進していくことが必要です。

スポーツ振興については、時代の変化とともに、一人ひとりのスポーツに対しての目的や考え方が多様化してきたことから、競うスポーツ、挑戦するスポーツ、楽しむスポーツ、健康のためのスポーツなど、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの目的に応じたスポーツを行うことができる環境と機会を整え、それらの情報を提供していくことが必要です。

市立図書館については、貸出場所の拡大、インターネット活用による利用拡大、市民のニーズにあった蔵書の充実などが課題となっています。

【図書館の状況】



資料：図書館（各年3月31日現在）

【主な生涯学習施設の利用者数】

（単位／人）

| 区分 年度 | 図書館 | 霞ヶ浦公民館 | 千代田公民館 | 第1常陸野公園 | 海洋センター | 多目的運動公園 | 体育センター | わかぐり運動公園 | グラウンド | 体育館 | 戸沢運動公園 | 郷土資料館 |
|----------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成18 | 45,885 | 33,440 | 19,428 | 18,102 | 9,044 | 29,959 | 7,486 | 37,281 | 21,981 | 15,300 | 6,105 |
| 平成19 | 44,833 | 40,537 | 25,405 | 16,294 | 9,559 | 27,565 | 12,463 | 60,831 | 23,839 | 36,992 | 6,446 | 12,027 |
| 平成20 | 47,028 | 56,380 | 21,487 | 19,317 | 11,980 | 24,125 | 6,825 | 41,030 | 27,399 | 13,631 | 5,742 | 11,603 |
| 平成21 | 46,107 | 48,467 | 21,584 | 21,630 | 11,009 | 27,309 | 4,845 | 41,735 | 25,964 | 15,771 | 3,268 | 13,324 |
| 平成22 | 47,382 | 34,166 | 24,103 | 17,419 | 10,150 | 20,677 | 4,611 | 40,982 | 24,270 | 16,712 | 4,069 | 11,279 |

資料：スポーツ振興課／図書館／霞ヶ浦公民館／千代田公民館（各年3月31日現在）

《施策の方向》

1. 生涯学習推進体制の確立

社会環境や市民意識の変化に対応した多様な学習ニーズにこたえるため、総合的な生涯学習の推進体制を整えます。

施策の内容

- ① 生涯学習推進計画を策定し、生涯学習推進体制の整備充実と計画に沿った推進に努めます。
- ② 生涯学習推進に係る組織の連携と協力体制の充実努めます。

2. 生涯学習機会の提供と生涯学習団体への支援

市民の多様なニーズを的確に把握し、それに応じた生涯学習プログラムを提供するとともに市民の自主的、創造的な生涯学習活動を支援します。

施策の内容

- ① 市民がより充実した人生が送れるよう、学びたい、楽しみたい等、市民の多種多様なニーズに応じた様々な催しもの、講座、教室等を開催し、市民の生きがいづくり、仲間づくり等の機会を提供します。
- ② 市民の生涯学習の意欲を高めるため、各種文化団体や同好会、サークル、講座生の作品展示や発表会など、発表の機会や情報発信とPRの場などを提供します。
- ③ 趣味、教養、芸術等に関する自主的活動を行う文化団体等の活動を支援します。

3. 生涯学習施設の整備充実

生涯学習施設の適切な管理運営と老朽化した施設の計画的な整備を推進し、学習環境の充実努めます。

施策の内容



- ① 市民が快適に利用できるよう、公民館、図書館等の生涯学習施設の適切な維持管理に努め、施設、設備の整備充実を図ります。
- ② あじさい館内の図書館本館については、生涯学習の中核施設として、多様化する市民のニーズに応じた図書館資料を充実させ、情報の提

供を図ります。なお、図書館千代田分館においては、ミニ文庫を継続して行い、図書の利用促進を図ります。

- ③ 読書の普及活動として、ボランティア団体の協力を得ながら、ブックスタートや読み聞かせ会を行います。

4. 生涯学習情報の提供

市民の「学びたい」「教えたい」という気持ちに応えられるような生涯学習情報提供システムの整備拡充に努めます。

施策の内容

- ① 多様な生涯学習活動を支援するため、文化、芸術、レクリエーション活動等、一芸に秀でた市民を「生涯学習推進人材バンク」に登録し、市内の学校、団体、サークル等の求めに応じ、講師、指導者として紹介し、市民の生涯学習の支援を行います。
- ② 市民が学ぶきっかけとなるようマナビーガイドやホームページ等により、講座や教室、文化団体やサークル、指導者などの情報を提供します。

5. 地区公民館活動と地域活性化運動

市民の学習の場であるとともに、地域の独自性を生かして、連帯とコミュニティづくりに資する地区公民館事業を推進し、生活の合理化や文化の向上あるいは地域の生産や環境の改善に取り組む自主的な地域活動団体を支援します。

施策の内容

- ① 霞ヶ浦地区の地区公民館については、地域の自主性、独自性を尊重しながら、学習・集会や地域と連携した活動など、特色ある各種事業を実施します。
- ② 地域活性化のため、関係機関と連携して、新生活運動、集落センターを核としたふるさとづくり運動、花とみどりの環境美化運動を推進します。

6. スポーツ・レクリエーション活動の推進

子どもから高齢者まで生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上でスポーツは不可欠のものであるとの認識の下に、あらゆる人があらゆる機会とあらゆる場所において、その適正及び健康状態に応じて生涯を通してスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

施策の内容

- ① 地方スポーツ推進計画を策定し、施設の整備や組織の育成に努め、地域におけるすべての世代の人々の交流が促進され、地域間の交流の基盤が形成されるようスポーツ・レクリエーション機会の創出を図ります。
- ② 指導者の育成を図りながらスポーツ団体の育成強化に努めるとともに、各種事業や団体活動との連携強化を図ります。
- ③ 総合型地域スポーツクラブを支援し、だれもが健康の保持増進及び安全の確保を図りながら気軽にスポーツに親しめる機会を提供します。

7. スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

市民ニーズに応じた多様な利用が図れるよう、快適で安全なスポーツ・レクリエーション施設を確保します。

施策の内容



- ① 既存スポーツ施設を連携し効果的かつ効率的な活用を図り、様々なスポーツの需要に対応します。
- ② スポーツ施設の利用を促進するため、施設の整備と手続きの簡素化を図り、利便性の向上を図ります。
- ③ スポーツ・レクリエーションの場を幅広く提供するとともに、利用者の利便性を考慮し学校施設の利用を推進します。

8. スポーツ・レクリエーション団体の育成

市民が日常的かつ継続的に様々なスポーツ活動に取り組み、交流を図るため、スポーツ・レクリエーション団体を育成します。

施策の内容

- ① 生涯スポーツ指導員やスポーツ推進委員と連携して、指導の強化や組織の育成を図ります。
- ② スポーツを通して青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団活動を推進します。
- ③ 市民スポーツ団体や競技団体などの育成に努めます。

「第2節 生涯学習の充実」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|------------------------------------|----------------------|----------|---------|---|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]生涯学習 1. 生涯学習推進体制の確立 | 社会教育委員会の年間開催回数(回/年) | 1 | 2 | 会議の開催回数を増やすことで生涯学習体制の整備を図る。 |
| [1]生涯学習 2. 生涯学習機会の提供と生涯学習団体への支援 | 公民館講座の年間受講者数(人/年) | 1,919 | 2,000 | 市民のニーズに的確に対応した各種講座を実施する。 |
| [1]生涯学習 3. 生涯学習施設の整備充実 | ブックスタートの年間開催回数(回/年) | 12 | 12 | 4ヶ月検診の際に乳児とその保護者を対象に読書の普及活動を実施する。 |
| | 図書資料の年間貸出冊数(冊) | 81,161 | 86,000 | 幅広い年齢層の要望に答えるよう、図書資料等の充実をはかり、貸出冊数の増加を目指す。 |
| | DVD等資料の年間閲覧回数(回/年) | 2,181 | 2,700 | 館内の視聴覚コーナーにおける、DVD等閲覧回数の増加を目指す。 |
| [1]生涯学習 4. 生涯学習情報の提供 | 人材バンク年間紹介件数(件/年) | 17 | 25 | 紹介件数を増やし、登録者の増加にもつなげていく。 |
| [1]生涯学習 5. 地区公民館活動と地域活性化運動 | 各種事業への年間参加者数(人/年) | 6,501 | 7,000 | 地区の連帯意識を高め、コミュニティづくりに資するため、各種事業を展開する。 |
| [1]生涯学習 6. スポーツ・レクリエーション活動の推進 | 生涯スポーツに取り組む市民の数(人/年) | 86,607 | 110,000 | かすみがうら市体育協会、総合型スポーツクラブ、体育施設利用団体(登録団体)等に加え、スポーツ等を行っている市民の数 |
| [1]生涯学習 7. スポーツ・レクリエーション施設の利用促進 | 施設の年間利用者数(人/年) | 97,908 | 130,000 | 市内4か所の体育施設の年間利用者数 |
| [1]生涯学習 8. スポーツ・レクリエーション団体の育成 | 市長杯大会の年間参加団体数(団体/年) | 174 | 200 | 市体育協会加盟団体(スポーツ少年団含)の市長杯大会の参加団体数 |

第3節 青少年の健全育成

[1] 青少年育成

《現況と課題》

少子高齢化、核家族化等による家庭教育環境の変化や、情報化や地域コミュニティの低下等による社会環境の変化、社会の閉そく感など、青少年を取り巻く環境は、近年目まぐるしく変わり、有害情報の氾濫やニート、ひきこもり、不登校など若者の抱える問題は深刻化しています。特に、パソコン、携帯電話などの情報機器普及に伴い、目に見えないうちに非行の進行や事件、被害の当事者になっているケースが急増しています。

それらに対応するため、国では、「子ども・若者育成支援推進法（平成22年）」が施行され、総合的な施策展開が求められています。

本市では、青少年の健全な育成と非行の未然防止のため、青少年相談員や青少年育成市民会議と連携を取りながら、各種相談や巡回指導など非行防止活動や社会環境浄化運動などに取り組んできました。

次代を担う青少年の健全育成については、行政はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、これらの事業のさらなる充実を進め、健全な青少年を育む地域づくりに取り組んでいく必要があります。

《施策の方向》

1. 青少年健全育成活動の促進

青少年自身が、多様な交流や自主的活動を通じ積極的に地域社会活動に参加し、自立心や豊かな人間性を身につけられるよう支援します。

施策の内容



- ① 青少年の健全な育成を図るため、地域活動における指導者の養成に努め、活動団体の連携のもと組織の強化を図ります。
- ② 地域の子ども会やスポーツ少年団、地域行事、奉仕活動など青少年が積極的に自主的活動ができる環境づくりを支援します。

2. 青少年の健全育成と体制の整備

次代を担う青少年の心身の健全育成を図るため、各関係団体相互の連携はもとより市民総ぐるみの運動を展開します。

施策の内容

- ① 青少年非行の早期発見や未然防止のため、青少年相談員を中心に家庭と地域と行政が一体となって、街頭指導や夜間パトロールを行います。
- ② 各種相談や非行防止キャンペーンなどの啓発活動や有害図書類の監視など、家庭、学校、地域、各関係機関や団体と一体となって環境浄化活動を行います。
- ③ 青少年育成市民会議の活動を強化し、市民総ぐるみで青少年の健全育成体制の充実を図ります。

「第3節 青少年の健全育成」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|-------------------------------|---------------------|----------|---------|---|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]青少年育成 1. 青少年健全育成活動の促進 | 青少年健全育成団体連絡会の設置(団体) | 0 | 1 | 団体間で横のつながりを持ち、各団体が抱えている諸問題の把握と問題解決を図る。 |
| [1]青少年育成 2. 青少年の健全育成と体制の整備 | 青少年育成市民会議の会員世帯数(世帯) | 7,965 | 8,200 | 市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組む。 会員世帯数/全世帯数 63%⇒65%を目指す。 |

第4節 地域文化の継承と創造

[1] 地域文化

《現況と課題》

本市には、県下一の数を誇る埋蔵文化財や国指定文化財権名家住宅をはじめとする多くの有形文化財、現在も地域に残る特色ある民俗芸能（無形民俗文化財）など、先人たちが長い歴史の中で作りだし、受け継いできた文化財が数多く残っています。これらの文化財は郷土の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできないもので、市民の貴重な財産であり大切に保護、伝承していく必要があります。

市では、これら貴重な歴史遺産を末永く後世に残すため、文化財の調査や指定、保全など文化財保護伝承に関する様々な施策を講じてきました。また、多くの市民に文化財を身近に感じてもらうため、文化財の研究、公開、活用など、様々な文化財普及に関する事業を実施してきました。

今後も文化財が共有の財産であるという意識啓発を図るとともに、観光との連携による活用を積極的に推進するなど、文化財普及に関する事業を継続していくことが必要です。

一方、本市の芸術文化活動は、市の文化協会に加盟する文化団体が中心になって担っています。市では文化協会の育成支援のほか、その加盟団体に対して発表展示の場の提供や各団体の情報発信への支援などを行い芸術文化活動の振興を図ってきました。

生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、心の豊かさやゆとりある生活が求められ、市民の芸術や文化への関心も高まってきています。今後も、引き続き芸術文化活動への支援を続けながら、市民の誇りやこころの豊かさを醸成するとともに、地域固有の文化を内外に向けて発信することが必要です。

【指定文化財一覧】

国指定文化財

| 種類 | 名称 | 所在地 |
|-----|-------|-----|
| 建造物 | 椎名家住宅 | 加茂 |

県指定文化財

| 種類 | 名称 | 所在地 | 種類 | 名称 | 所在地 |
|-----|---------------|-----------|--------|--------------|----------|
| 建造物 | 石造五輪塔 | 山本 | 工芸品 | 石造五輪塔 | 上佐谷 |
| | 木村家住宅(旅籠 皆川屋) | 下稲吉 | | 角赤文庫 | 県立歴史館 |
| 絵画 | 絹本着色涅槃像 | 県立歴史館 | | 宝珠杵 | 深谷 |
| | 絹本着色阿弥陀三尊来迎仏 | 穴倉 | | 石造五輪塔 | 上佐谷 |
| 彫刻 | 木造地藏菩薩立像 | 戸崎 | | 鰐口 | 安食 |
| | 木造十一面千手観音立像 | 中志筑 | 石造九重層塔 | 牛渡 | |
| | 石造阿弥陀如来立像 | 高倉 | 史跡 | 志筑城跡 | 中志筑 |
| | 百体磨崖仏 | 上志筑 | | 太子古墳 | 安食 |
| | 金銅仏多聞天立像 | 東野寺 | | 千代田の一里塚 | 西野寺 |
| | 木造阿弥陀如来立像 | 新治 | | 熊野古墳 | 市川 |
| | 木造阿弥陀如来坐像 | 穴倉 | | 富士見塚古墳 | 柏崎 |
| | 木造弘法大師坐像 | 牛渡 | 名勝 | 歩崎 | 坂 |
| | 木造十一面観音菩薩坐像 | 深谷 | 天然記念物 | 出島の椎 | 下軽部 |
| | 木造天部形立像 | 東野寺 | 考古資料 | 風返稻荷山古墳出土品 | 市郷土資料館ほか |
| | | 富士見塚古墳出土品 | | 市富士見塚古墳展示館ほか | |

市指定文化財

| 種類 | 名称 | 所在地 | 種類 | 名称 | 所在地 |
|------|-------------|--------|---------|------------|--------|
| 建造物 | 稲吉宿本陣 | 下稲吉 | 有形民俗 | 田伏鹿島神社算額 | 田伏 |
| | 雪入の郷倉 | 雪入 | | 柏崎素鷲神社絵馬 | 柏崎 |
| | 長興寺山門と本堂 | 中志筑 | | 雨乞い幕 | 上佐谷 |
| | 千手観音堂 | 中志筑 | | 雪入十五社神社祭礼幕 | 雪入 |
| | 旧福田家住宅 | 坂 | | 帆引き網漁法の漁具 | 市郷土資料館 |
| | 旧福田家板倉 | 坂 | 無形民俗 | 成井ばやし | 西成井 |
| 絵画 | 絹本着色釈迦十六善神図 | 坂 | | 藤切り祇園祭 | 深谷 |
| 彫刻 | 不動明王及び二童子立像 | 中志筑 | 史跡 | 師付の田井 | 中志筑 |
| | 不動明王像 | 上土田 | | 大塚古墳 | 下志筑 |
| | 木造地藏菩薩立像 | 牛渡 | | 願成寺跡 | 上志筑 |
| | 木造阿弥陀如来坐像 | 下志筑 | | 笠松城跡 | 中佐谷 |
| | 木造聖観音菩薩立像 | 下志筑 | | 本堂家の墓所 | 中志筑 |
| | 木造不動明王立像 | 上稲吉 | | 狐塚古墳 | 下志筑 |
| | 銅造菩薩立像 | 深谷 | | 御野立所 | 上志筑 |
| | 銅造千手観音菩薩立像 | 坂 | | 中根長者の屋敷跡 | 下土田 |
| | 木造十一面観音菩薩立像 | 市郷土資料館 | | 椿堂遺跡 | 上土田 |
| | 木造千手観音菩薩坐像 | 安食 | | 関戸瓦窯跡 | 上佐谷 |
| 工芸品 | 石造五輪塔 | 上志筑 | | 助六の首塚 | 下佐谷 |
| | 石造五輪塔 | 中佐谷 | | 西田古墳群 | 上稲吉 |
| | 貞照の刀 | 県立歴史館 | | 穴倉城本丸跡 | 穴倉 |
| | 厨子 | 穴倉 | | 戸崎城本丸跡 | 戸崎 |
| | 粟田の石塔 | 粟田 | | 牛渡銚子塚古墳 | 牛渡 |
| | 本堂家の采配 | 中志筑 | | 折越十日塚古墳 | 坂 |
| | 銅造薬師如来懸仏 | 市郷土資料館 | | 坂稻荷山古墳 | 坂 |
| | 銅造阿弥陀如来懸仏 | 市郷土資料館 | 風返大日山古墳 | 穴倉 | |
| | 石造五輪塔 | 中志筑 | 風返浅間山古墳 | 穴倉 | |
| 考古資料 | 板碑 | 上佐谷 | 牛渡牛塚古墳 | 牛渡 | |
| | | | 天然記念物 | ナギ | 田伏 |

市の登録文化財

| 種類 | 名称 | 所在地 |
|-----|-----------|-----|
| 建造物 | 鈴木家住宅養蚕小屋 | 加茂 |

資料：生涯学習課

《施策の方向》

1. 文化財などの継承と保護、活用

地域の財産である文化財の保護や伝承に努め、郷土の歴史に対する理解を養います。また、文化財の有効活用を図り、地域の魅力向上に努めます。

施策の内容

- ① 市民や関係機関と連携して、有形及び無形の文化財を調査研究し、保存と伝承のための支援を行います。
- ② 指定文化財、埋蔵文化財をはじめとする文化財の現状を常時把握し、適正な保護と管理に努めます。
- ③ 市民の期待に応えられるよう博物館機能を備えた郷土資料館として、学芸員など専門職を継続して配置するとともに、市民とともに運営する郷土資料館を目指し、市民学芸員の養成に努めます。
- ④ 講座、体験教室、講演会、展覧会など、市民が郷土の歴史や文化財にふれる機会を広く提供し、文化財を身近に感じてもらうことで、文化財の保護、伝承などに対する理解と意識の高揚を図ります。

2. ふるさと教育の推進

地域の歴史や文化を学ぶことで、現在に伝わる古来の自然、景観、風習、産業などを再認識し、郷土を理解する心とふるさとに誇りや愛着をもつ心を育みます。

施策の内容

- ① 郷土資料館を中心に、それぞれの年齢層に応じた各種講座、体験教室、展覧会等を効果的に開催し、ふるさと教育の充実を図ります。
- ②  市や団体が刊行した歴史書、文化に関する映像などを(仮称)歴史ライブラリーとして整備設置し、市民や来訪者への貸し出し提供に努めます。

3. 芸術・文化活動の推進

これまでの芸術文化活動をさらに広め、市民の自主的な文化活動を支援しながら、豊かで彩りのある文化を創造します。

施策の内容

- ① 多様な芸術・文化に親しめる環境や、市民が主体的に活動や発表ができる機会の充実を図ります。
- ② 文化活動やサークル活動の支援と活性化を図るため、文化協会及び加盟団体への支援を継続的に実施します。
- ③ 市民が優れた芸術文化に触れる機会が得られるよう、情報の収集と提供に努めます。

4. 観光との連携

文化財、文化的景観、文化活動を市の観光資源として、その活用に取り組みます。

施策の内容

- ① 文化財と文化的景観を観光資源として有効活用努めます。
- ② 観光客にも対応できる文化財体験プログラムの整備と市民学芸員や観光ボランティアなどの人材育成及びその活用に取り組みます。

〔2〕国際交流

《現況と課題》

近年、情報技術の進歩により、海外の情報が手軽に手に入るようになりました。また、茨城空港が開港されたことにより外国が身近になり、県内においても社会のグローバル化が進展し、日常生活においても国際化が進んでいます。

本市でも、企業や農業分野において外国人研修生の受入などにより、常駐する外国人は1,000人を超えています。

このような国際化の流れを受け止め本市では、異文化や習慣に触れ、国際感覚を養うとともに、広い視野から地域社会や国際社会を理解できる人材を育成するため、中学生海外派遣事業を実施するなど、市民の国際感覚の醸成を図りながら、特色あるまちづくりのひとつとして取り組んできました。

今後も、このような取り組みを進めながら、市民が広く世界に目を向け、それぞれの文化を理解しながら世界の人々と交流し会える能力を備えた人づくりを支援し、開かれた地域社会をつくっていくことが必要です。

【外国人登録者数の推移】

(単位：人)

| 区分 \ 年度 | 平成 19 | 平成 20 | 平成 21 | 平成 22 | 平成 23 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 外国人 | 1,066 | 1,140 | 1,113 | 1,116 | 1,101 |
| 日本人 | 44,930 | 44,807 | 44,332 | 44,013 | 43,786 |
| 合計 | 45,996 | 45,947 | 45,445 | 45,129 | 44,887 |

資料：市民課（各年10月1日現在）

《施策の方向》

1. 国際理解と国際交流の推進

市民が主体となった国際交流の展開や国際感覚溢れる人材の育成を行います。

施策の内容

- ① 国際文化交流など外国人を含めた市民同士の相互理解を促進し、地域における多文化共生の推進を図ります。
- ② 学校教育などにおいて地域社会や国際社会に対する理解を深めながら、語学教育や海外派遣事業を推進し、国際性豊かな人材育成に努めます。

「第4節 地域文化の継承と創造」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|------------------------------|------------------------|----------|---------|--|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]地域文化 1. 文化財などの継承と保護、活用 | 市民学芸員数(人) | 31 | 60 | 養成講座を継続して実施し、市民学芸員数を増やす。 |
| [1]地域文化 2. ふるさと教育の推進 | 郷土資料館の講座、教室等の参加者数(人/年) | 1,006 | 1,200 | 歴史や文化財に関する講座を増やし、参加者増につなげる。 |
| [1]地域文化 3. 芸術・文化活動の推進 | 文化協会祭への参加団体数(団体/年) | 32 | 45 | 文化協会加盟団体の文化協会祭への参加率向上(80%)を目指す。 |
| [2]国際交流 1. 国際理解と国際交流の推進 | 中学生海外派遣人数(人/年) | 30 | 30 | 中学生を海外に派遣し、海外の人々とのふれあいを通じ、国際感覚を養い、国際理解を深め、グローバル社会に対応する人材を育成する。 |
| | 国際交流事業への参加者数(人/年) | 1 | 4 | 市が補助する国際交流事業への参加者数の増加を目指す。 |

第4章 活力ある産業を育てるまちづくり

第 1 節 農林業の振興

[1] 農林業

《現況と課題》

本市では、恵まれた自然条件を背景に様々な農産物が生産されています。また、観光農業が盛んで多くの観光客が訪れるなど、基幹産業として、地域産業の振興に重要な役割を果たしてきました。

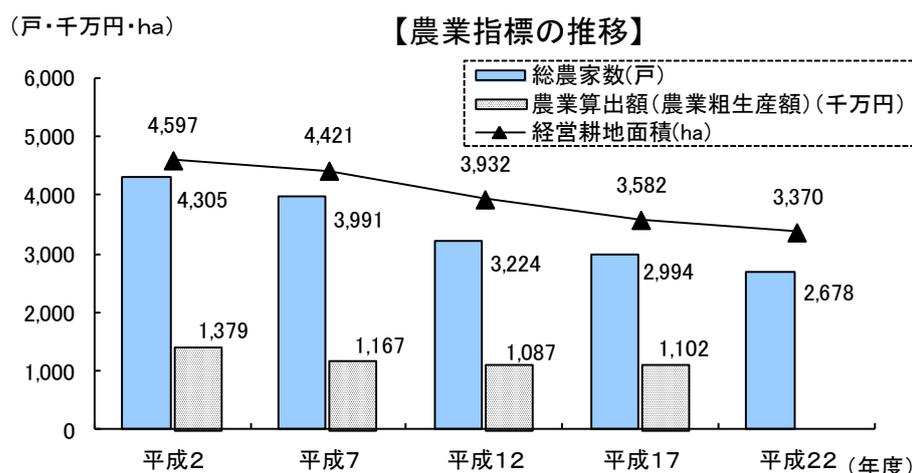
近年における農業を取り巻く環境は、食の安全に対する関心の高まりや食生活の多様化などをはじめとして、農業の自由化やグローバル化の進展、農業就業人口の減少、離農や兼業化の進行、後継者不足による農業従事者の高齢化など厳しい情勢下にあります。

本市においても同様で、総農家数、農業産出額、経営耕地面積が減少しています。特に土地利用型農業を中心とする担い手不足と、その影響による耕作放棄地が課題となっています。

今後は農業生産基盤の整備や担い手の育成、後継者の確保をはじめ、農家の安定的な所得の確保、食の安全と消費者の信頼の確保、環境に配慮した農業づくり、耕作放棄地や遊休農地解消、農地の集積などの農業の振興対策を継続的に進めることが必要です。

また、畜産については、現在、飼料価格の高騰、口蹄疫や鳥インフルエンザ等発生の脅威など、不安要素がある中での経営を強いられています。このため、生産者、行政、JAなどが一体となって、価格の安定と安全で高品質な生産に向けた体制を確立し、国や県の補助事業の導入も視野に畜産経営の安定を図ることが必要です。

一方、林業については、市内における林業労働者の数が年々減少しており、森林の荒廃が進んでいます。そのような現状の中で、森林は木材生産の場だけではなく、災害の防止や水源のかん養、また二酸化炭素の吸収、リラクゼーションの場など、防災や環境の観点から公益的な役割も担っており、これらを維持することが必要不可欠となっています。



資料：農林業センサス及び茨城農林水産統計年報

注) 農業算出額(農業粗生産額)については、平成19年以降は市町村別集計の公表がないため表示をしていない。

《施策の方向》

1. 農業経営確立の推進

農地の多面的な機能を保全しつつ、効率的な農業生産組織の運営のもと、生産性の高い農業を目指します。農業者の育成については関係機関と連携し、各種制度の活用により支援します。また、米を取り巻く環境の変化に対応しながら、生産者の育成と経営規模の拡大を図り、水田農業経営の安定と発展に努めます。

施策の内容

- ① 農地については、計画的な利用調整や担い手への利用集積に向け、県営事業や団体営事業等の補助事業を中心に、圃場整備やかんがい排水整備などに取り組みます。
- ② 土地改良区や水利組合については、維持管理への支援や組織の一本化等による事務効率の向上に努め、生産性の高い農業経営の実現、生産力の維持向上を目指します。
- ③ 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承といった多面的機能を有する農業資源の保全活動を地域ぐるみで支援します。
- ④ 水田と畑作については、安定した経営が図れるよう国、県そして関係機関との連携を強化して所得の安定対策に取り組みます。
- ⑤ 減農薬、減化学肥料米の普及を図り、販売までも視野に入れた、特色のある米産地化に向けた支援と育成に取り組みます。

2. 担い手農家の育成と後継者の確保

経営規模の拡大や法人化など、経営改善へ取り組む能力と意欲のある担い手が育つ環境づくりと、優れた後継者を確保する体制の整備に努めます。

施策の内容

-  ① 担い手育成支援事業の更なる推進のため、関係機関や団体との連携強化を図ります。
-  ② 集落営農の組織化を推進していくとともに、経営の法人化に向けた一層の取り組み強化を図ります。
-  ③ 認定農業者に対して、担い手経営安定化対策や融資制度、補助制度など認定農業者として有利な各種支援策の周知を図り、その活用推進に努めます。
-  ④ 新規就農希望者に対する農地の確保に関する情報等といった新規就農関連情報や就農相談活動など、その体制整備に努めます。
-  ⑤ 市、J A、農業改良普及センター等を中心に認定農業者など担い手確保に努めます。

3. 農地流動化の推進

認定農業者や農業法人組織等の担い手への農地の利用集積を推進し、優良農地の確保と遊休農地や耕作放棄地の解消を図ります。あわせて、農地情報の整備と利用調整活動の強化を図ります。

施策の内容

-  ① 優良農地の保全を図るとともに、遊休農地解消と利用推進への取り組みを強化するため、各種啓発活動を実施します。
-  ② 効率的かつ安定的な経営を目指す土地利用型農家に対し、耕作放棄地の解消とともに農地の集積を促進し、規模拡大への推進を図ります。

4. 農業環境の活性化

消費者の求める安全で付加価値の高い農産物の生産に取り組み、ブランド化を促進します。また、新鮮な農林産物を販売する直売所の活用や地産地消を推進し、魅力ある農業経営の実現を目指します。

施策の内容

- ① 廃プラスチックや農業用ビニールなどを適正に処理し、環境にやさしい農業の支援を推進します。
- ② 減農薬、減化学肥料栽培などの安全・安心な農作物の栽培を支援するとともに、農産物被害の防除対策に努めます。
-  ③ 地域農業の活性化を図り銘柄産地など産地化を支援するとともに、ブルーベリーやイチジク等の新作物の普及促進に向けた事業を支援します。
-  ④ 農作物の販売体制の確立を支援します。
- ⑤ 本市の農産物のイメージアップを図り、消費拡大を進めるため、農産物直売所の充実、都市交流事業を促進します。
- ⑥ 農村環境の活性化に向けて都市と農村の共生、交流活動を促進します。
- ⑦ ポジティブリスト対策に取り組むとともに、エコファーマーの認定を促進します。
- ⑧ 新たな需要の獲得に向け地産地消の取り組みを推進します。

5. 畜産の振興

安全で高品質な畜産物の産出と生産性の向上を図るため、家畜防疫や衛生環境の改善に努めるとともに、環境保全を重視した畜産経営を目指します。

施策の内容

- ① 地域の畜産農家、J A及び市畜産協会等が連携し、家畜防疫や衛生環境の改善に努め、家畜の健康保持と生産性の向上などによる、安全で高品質な畜産物を産出する産地化に努めます。
- ② 耕種農家との連携を図り、堆肥の有効利用を進め、畜産環境の改善に努めます。

6. 林業の振興

林業の活性化を促進するため、計画的な林道の整備や造林などの森林機能の維持確保に努めます。

施策の内容

- ① 森林資源の維持や確保と経営の安定を図るため、地域の実情に即した林道整備を進めます。
- ② 荒廃の進んだ山林や平地林については、復旧造林を推進するなど林業の生産環境の整備を支援し活性化を促進します。
- ③ 山林の保全と活用を図るため、森林の確保や市民に対する森林を守り育てる意識の高揚に努めます。

「第1節 農林業の振興」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|------------------------------|-----------------------------|----------|---------|--|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]農林業 1. 農業経営確立の推進 | 飼料用米作付面積(ha) | 0 | 21 | 実際に収穫できる転作作物として、また、耕畜連携がとれる作物として推進する。 |
| [1]農林業 2. 担い手農家の育成と後継者の確保 | 市内の認定農業者数(人) | 151 | 163 | 市の農業の担い手として認定し、育成を図る。 |
| [1]農林業 3. 農地流動化の推進 | 耕作放棄地再生利用緊急対策事業耕作放棄地解消面積(a) | 632 | 4,232 | 耕作放棄地を再生・利用する取組を総合的に支援する。(実績値は21~22年度の2年間の、目標値は21~28年度までの累計面積) |
| [1]農林業 4. 農業環境の活性化 | エコファーマーの人数(人) | 189 | 200 | 減農薬、減化学肥料の農産物を生産し、差別化を図る。 |
| [1]農林業 5. 畜産の振興 | 畜産農家数(戸数) | 65 | 65 | 全国的には減少傾向だが、畜産振興のため現状維持を目指す。 |
| [1]農林業 6. 林業の振興 | 造林事業年間整備面積(ha/年) | 0.3 | 1.0 | 造林から保育に至る一貫した森林資源の造成整備を推進し、活力ある健全な森林を育成する。 |

第2節 水産業の振興

[1] 水産業

《現況と課題》

霞ヶ浦では、古くからワカサギ漁やシラウオ漁等が盛んに行われてきましたが、水質汚濁をはじめ、外来種の増加に伴う水産資源の減少、漁業従事者の高齢化などにより、漁業を取り巻く環境は厳しくなっています。

水産業経営の安定化には、自然環境の保護に努めながら養殖漁業の育成とともに、稚魚の放流や外来魚の駆除を行うなど、水産資源の増大に向けた取り組みが必要です。

一方、ワカサギやハゼ、フナ、エビの佃煮など、伝統的な加工技術による水産加工品は、「霞ヶ浦ブランド」として全国的に知られています。伝統的な地場産業として引継ぎながらも、新商品の開発やブランド化により、消費拡大を図っていく必要があります。

《施策の方向》

1. 資源の保護と養殖漁業の振興

水産業経営の安定化を促進するため、漁業関係団体、国、県及び関係機関と連携しながら、つくり育て管理する漁業への展開を図ります。

施策の内容

- ① 長期的展望のもと、稚魚の放流や外来魚の駆除などを促進し、水産資源の増大を図ります。
- ② 魚類の産卵場や稚魚の保護育成場などの水質浄化機能をもつ水生植物帯の造成については、関係機関との連携により促進します。
- ③ 関係機関と連携し、養殖業の生産出荷体制の再構築を図ります。

2. 水産加工品の販路拡大

特産品として消費者ニーズをとらえた新商品の開発を進めるとともに、ブランド化や新しい販売方法の研究と販売体制の強化を促進します。

施策の内容

- ① 地域特産品の掘り起こしと付加価値のある水産加工品の新規開発等を進めます。
- ② 水産加工組合と連携し、既存の加工品についても品質の改良を進めるとともに、様々なキャンペーン活動や宣伝媒体を通じた積極的な情報発信など、水産加工品の普及促進、販路拡大を進めます。
- ③ 水産加工品の消費拡大を図るとともに、地産地消の取り組みを推進します。

3. 水産業の多面的機能の活用

県が推進する「海遊業」の振興に向けて、観光帆引き船など、総合的な湖面の活用を図ります。

施策の内容

- ① 観光帆引き船の活用など、観光と水産業の連携により地域の活性化を図ります。

「第2節 水産業の振興」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|----------------------------|--------------------------|----------|---------|------------------------|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]水産業 1. 資源の保護と養殖漁業の振興 | 年間漁獲高(t/年) | 433 | 450 | 漁協組合員の漁獲高 |
| [1]水産業 2. 水産加工品の販路拡大 | 水産加工品のイベント等への年間出店回数(回/年) | 8 | 10 | 水産加工団体のイベントへの出店回数 |
| [1]水産業 3. 水産業の多面的機能の活用 | 帆引き船見学用随伴船年間乗船者数(人/年) | 440 | 500 | 帆引き船を活用し、水産業と観光の連携を図る。 |

第3節 商工業の振興

[1] 商工業

《現況と課題》

近年、モータリゼーションの進展、生活様式や物、サービスに対する価値観の変化により、消費者ニーズは多様化し、それに伴って、商業構造の形態も変化しています。

こうした商業環境の変化により、購買力の多くが市内の大型商業施設や市外に流失しており、市内の商店の商業活動に大きな影響を与えています。

商業は、市の活力を支える大切な機能です。市では、活発な商業活動を促進させるため、今まで、商工会と連携し様々な支援策を講じてきました。今後も、大型商業施設との共存のあり方を模索しつつ、市外への購買力流出を抑制しながら、市内の商業の振興を図っていく必要があります。

工業は、市内6箇所の工業団地等に生産性の高い企業が立地していますが、これまで順調な伸びを示していた製造品出荷額は、景気低迷の影響で平成21年度には減少に転じ、これに比例し従業者数も減少傾向にあります。

今後は、企業ニーズの変化や立地企業の動向を適切に把握しながら、企業誘致と企業活動の活性化を促進する必要があります。

【商業の推移】

| 年度 | 区分 | 事業所数 (所) | 従業者計 (人) | 売場面積 (㎡) | 年間商品販売額 (千万円) |
|-------|----|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 平成 6 | | 389 | 2,074 | 21,585 | 7,240 |
| 平成 9 | | 374 | 2,302 | 33,137 | 7,635 |
| 平成 11 | | 390 | 2,630 | 33,242 | 8,490 |
| 平成 14 | | 367 | 2,336 | 38,691 | 6,179 |
| 平成 16 | | 351 | 2,667 | 48,508 | 6,146 |
| 平成 19 | | 336 | 2,603 | 45,736 | 7,059 |

資料：商業統計調査

【工業の推移】

| 年度 | 区分 | 事業所数 (所) | 従業者数 (人) | 製造品出荷額等 (千万円) | 1事業所あたり (百万円) |
|-------|----|-------------|-------------|------------------|------------------|
| 平成 17 | | 98 | 4,229 | 13,332 | 136 |
| 平成 18 | | 92 | 4,203 | 13,945 | 152 |
| 平成 19 | | 95 | 4,089 | 15,409 | 162 |
| 平成 20 | | 94 | 4,058 | 15,919 | 169 |
| 平成 21 | | 92 | 3,746 | 12,163 | 132 |

資料：工業統計調査

注) 従業者 4 人以上の事業所に限る。

《施策の方向》

1. 商業環境の活性化

特色ある商店街づくりを進めることにより、商業地域としての魅力を増大させ、活気と賑わいのあるまちづくりに努めます。

施策の内容

- ① 商業活動を支援するため、商工会を中心とした情報の提供や指導、相談体制の充実に努めます。
- ② 既存商業については、商工会による経営診断や経営指導などにより、経営の合理化と近代化への意欲を促進し、消費者ニーズに対応した商店経営の改善を図ります。
-  ③ 商業地域及び幹線道路沿いに新たな商業施設の誘致を図ります。
- ④ 安定した商業活動を支援するため、各種融資制度の周知徹底と活用の促進を図ります。
-  ⑤ 立地の特性を生かし、駅前の区画整理事業を推進しながら、商業地域の活性化を図ります。

- ⑥ 高齢者を対象とした福祉サービスを新たなサービス産業（シルバー産業）としてとらえ、本市の地域的な特性を生かした特色ある産業活性化対策の一つとして、振興や活用について検討を進めます。

2. 工業の振興

既存の立地企業のフォローアップに努め企業活動をサポートするとともに、新たな企業誘致の促進を図ります。

施策の内容

- ① 商工会と連携し、各種融資制度の充実や情報提供の迅速化に努め、地域の中小企業が安心できる経営環境づくりを進めます。
- ② 企業の技術力の向上や企業間の連携を促進し、競争力のある企業の育成を目指します。
-  ③ 既存立地企業のフォローアップと新たな企業の誘致に関する優遇措置等の情報を広く発信し、企業誘致の促進に努めます。

3. ふるさと商品づくり

農林水産業や観光の視点から、地域の特性を生かした商品づくりを奨励します。

施策の内容

-  ① 地域資源を活用した新商品の開発を積極的に促進し、「湖山の宝」推奨品の拡大と普及に努めます。
-  ② 市民交流の場に地元企業や生産者の出展を促し、地場産品に対する理解を深めながら地産地消の推進に努めます。

4. 起業化の支援

新規分野の参入する起業への支援や情報通信技術や地域資源を活用した企業などの育成を支援します。

施策の内容

- ① 新たに起業する者に対し、県及び各支援機関が実施している支援事業のPRを行います。
- ② 県及び商工会と連携し、事業資金の融資制度等の周知に努め、市内経済の活性化を図ります。

5. 就労環境の整備

企業の誘致や地場産業の活性化を進め、働く意欲のある様々な人の就業機会の拡大に努めるとともに、福利厚生充実などにより雇用の安定を図ります。

施策の内容

- ① 求人者や求職者のニーズにこたえながら、ハローワークなど関係機関と連携し、雇用者と就業希望者の正確な情報交換を促進します。
- ② 市内の企業や新たに誘致する企業に対して、積極的な市民の雇用を促し、就業への環境整備を整えます。
- ③ 勤労青少年ホーム、働く女性の家の充実など、勤労者の支援や福利厚生の推進を図ります。
- ④ 自主福祉活動に取り組む労働福祉団体への支援を行います。

〔2〕消費生活

《現況と課題》

生活水準の向上や消費者ニーズの多様化などに伴い、様々な商品やサービスが供給されていますが、その安全性や品質などを消費者が即座に判断することが難しくなっています。

また、商品の取引形態や販売方法も複雑化、高度化しており、訪問販売やインターネット取引などに関するトラブルが多発しています。これらに伴う苦情や相談件数も増加しており、消費者保護の観点から、市民の誰もが気軽に相談、指導を受けられる体制の充実が必要となっています。

市民がこうした商品取引による被害に遭わないよう、市民自らが消費生活に必要な知識を習得し、自立した消費者として主体的に判断、行動することが求められています。

《施策の方向》

1. 消費者支援の促進

消費者保護と安定した消費生活を確保するため、県と連携を図り、相談体制の充実や悪徳商法の撲滅に努めます。

施策の内容

- ① 消費生活センターの充実を図り、苦情や相談に対応する体制を強化するため、消費生活相談員の研修参加を支援します。
- ② 悪質商法などの撲滅を図るため、県消費生活センターと連携し、情報のいち早い提供など迅速な対応による消費者の保護に努めます。

2. 消費者意識の啓発と団体の育成

広報活動の充実により市民の消費者意識の啓発や消費者団体の育成に努め、消費者トラブルの防止を図ります。

施策の内容

- ① 消費者行政啓発用リーフレットの配布など、消費者に対する知識の普及と情報の提供を図ります。
- ② 消費者の権利を守るための積極的な活動を展開する消費者団体等の育成に努め、消費者意識の向上と浸透を図ります。

「第3節 商工業の振興」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|-------------------------|--------------------------|----------|---------|---|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1] 商工業 1. 商業環境の活性化 | 中小企業の年間相談件数 (件/年) | 1,938 | 2,500 | 商工会に加盟する市内の中小企業を対象にした経営診断や経営指導などの指導、相談体制の充実に努める。 |
| [1] 商工業 2. 工業の振興 | 工業団地内における年間訪問件数 (件/年) | 3 | 6 | 立地企業に情報を提供して、安心できる経営環境づくりを進める。 |
| [1] 商工業 3. ふるさと商品づくり | 「湖山の宝」推奨品の認定数(件) | 6 | 20 | 市内企業・団体・生産者を対象に地場産品開発を啓発し、ブランド化推進会議が認定する「湖山の宝」推奨品数の増加を図る。 |
| [1] 商工業 5. 就労環境の整備 | 求人情報の年間閲覧者数(人/年) | 0 | 30 | ハローワークなどと連携して、未就労者に最新の就業情報を提供する。 |
| [2] 消費生活 1. 消費者支援の促進 | 消費者の年間相談件数 (件/年) | 285 | 300 | 消費者生活センターを充実させ、苦情・相談に対応する体制の強化を進める。 |

第4節 観光の振興

[1] 観光

《現況と課題》

本市の観光資源は、市の北西部の筑波地域と南東部の水郷地域を擁する水郷筑波国定公園地域など、雄大な景色や多くの歴史的遺産に恵まれています。

観光やリゾートに対する需要は年々増加していますが、その形態は、発達した交通網を活用した広域滞在型に移行するとともに、高齢者や小グループ、家族による旅行が増加し、観光客のニーズも多様化してきています。

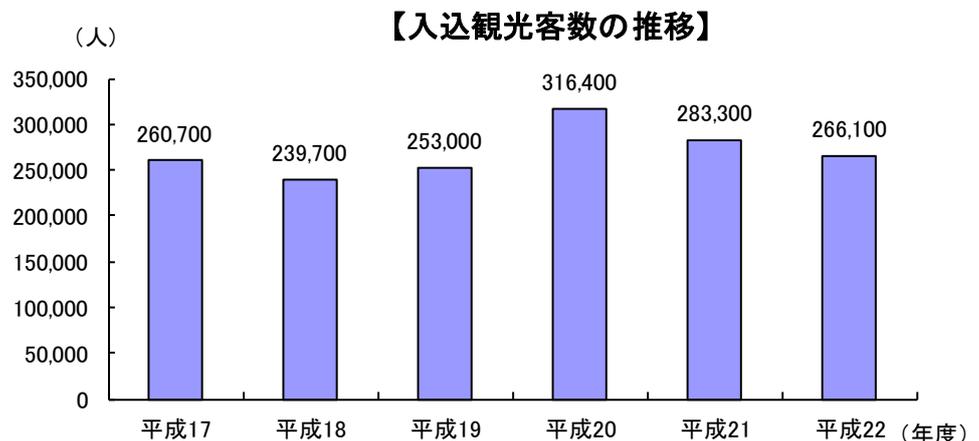
このような変化に対応するため、果樹観光や霞ヶ浦観光をはじめ、地域を代表する特産品や市推奨品などを「湖山の宝」としてブランド化し、一年を通して観光客を呼べる新たな観光産業を確立する政策が必要とされています。

歩崎公園や雪入ふれあいの里公園は、体験・学習・休養機能の充実を図りながら、観光拠点としてより魅力ある施設づくりを行っていくことが課題です。

さらに、広域観光ネットワークの形成を目指す周辺市町村などとの有効な地域間連携のあり方を検証し地域全体の魅力を高める中で、独自の個性を築いていくことが課題となっています。

このような課題に重点的に取り組みながら、都心から近いという立地を生かし、身近で気軽な観光エリアとしての魅力を向上し、かすみ

がうらブランド「湖山の宝」の知名度を高めながら、引き続き魅力ある観光地づくりに努めることが必要です。



《施策の方向》

1. 観光拠点の整備

歩崎公園や雪入ふれあいの里公園など、主要観光施設の充実を図りながら、帆引き船発祥の地や果樹のふるさととしてのイメージを生かし、観光拠点ネットワークの形成と周遊性を高めます。

施策の内容

- ① 歩崎公園や雪入ふれあいの里公園などの自然環境と景観の保全管理、施設展示の充実など、特性を生かしたイベントの企画などにより観光ニーズをとらえた施設運営に努めます。
- ② 国、県など関係機関との協力のもとに、景観を高めるような親水護岸の整備を促進します。
- ③ 果樹観光農園の集積する地域では、観光客の受入れ態勢の充実に努め、集客力を高めます。
- ④ 来訪者などに対する利便性や本市イメージの定着を図るため、美観や統一性に配慮した、わかりやすいサイン事業を進めます。
- ⑤ 観光施設間の連携やそれらを結ぶ広域的なネットワークづくりを進め、本市がもつ多彩な観光資源を紹介し集客力の向上を目指します。
- ⑥ 都市農村交流の新しい姿を創りあげ、観光型地場産業の創出や観光の拠点となる施設の整備を促進します。

2. 観光資源の活用

他産業との連携のもと、既存の観光資源を保護、活用しながら、新たな地域資源の発掘、活用に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

施策の内容



- ① かすみがうら祭やあゆみ祭りなど、既存のイベントの更なる充実と新たな市民交流、情報発信の機会の創出に努めます。
- ② 本市のシンボル「帆引き船」については、体制やシステムの検討をしながら継続していきます。
- ③ 市内外から愛好家が集い、交流するスポーツと健康をテーマにした観光イベント（スポーツ・ヘルスツーリズム）の創出に努めます。

- ④ 地元の生鮮品や加工品などの展示販売を行う直売施設の運営を支援しながら、特産品の掘り起こしや消費拡大に努めます。
- ⑤ 文化財や伝統芸能を観光資源として活用し、地域の個性を高めます。
- ⑥ 特色ある田園景観、里山や水辺の自然景観をフィルムコミッション事業に活用し、新たな観光地づくりを目指します。
- ⑦ 果樹農家や生産団体の新たな取り組みを支援し、果樹観光農園の通年性を高めることにより、集客向上を図りリピーターの確保に努めます。

3. 観光の推進体制とPRの充実

観光協会を核として関係団体が一丸となり、恵まれた交通基盤や立地条件を生かし、多様で魅力ある観光を提供する活力ある観光地の実現を目指します。

施策の内容

- ① 教育機関との連携により、小中学生等を対象とした学習旅行の誘致に努め、歩崎公園や雪入ふれあいの里公園を拠点とした環境学習を進めます。
- ② 観光協会を積極的に支援し、地域ぐるみのきめ細かな観光客の受入れ態勢づくりに努めます。
- ③ マスメディアやインターネット、モバイル、ツイッターなどを活用し、イベント情報など、効率的に最新の情報を発信し、観光イメージの定着化を図ります。
- ④ 「ふるさと市民」の拡大を図りながら、イベントなどを通じた市のイメージアップに努めます。
- ⑤ 都市部への観光情報の発信と地元の生鮮品や加工品の地域商品PRを兼ねた販売ルートの確保に努めます。

4. 広域観光基盤の整備

本市のみならず筑波山や霞ヶ浦は、広域で共有する観光資源であり、周辺観光地と観光ネットワークを形成するよう、様々な施策を展開し、地域全体のブランド化を図ります。

施策の内容

- ① 筑波山周辺地域全体の魅力を活かしながら、散在する観光資源のネットワークを構築します。
- ② 霞ヶ浦周辺地域においては、県や沿岸市町村などで作成する「霞ヶ浦環境創造ビジョン」に基づき、霞ヶ浦の活用と保全を実現するための各種施策を展開します。
- ③ 霞ヶ浦自転車道の早期完成を促進し、関係市や県などとの連携による有効活用を図り、霞ヶ浦観光の新たな魅力を引き出します。
- ④ 霞ヶ浦周辺地域の観光情報の発信の拠点となるような施設の整備を促進し、水郷筑波国定公園エリアの魅力向上を図ります。
- ⑤ 水郷筑波国定公園エリアの観光的魅力を定着させる中で、本市の個性を引き出すイベントや観光地づくりを進めます。
- ⑥ 茨城空港を活用した、広域観光ネットワークの形成により、地域の農林水産資源や観光資源の情報提供を行い、地域ブランド力の向上と新たな地域づくりを推進します。

「第4節 観光の振興」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|----------------------------|------------------------|----------|---------|---|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1] 観光 1. 観光拠点の整備 | 年間入込観光客数 (人/年) | 266,100 | 270,000 | 主要観光施設の更なる充実を図り、集客力の向上に努める。 |
| [1] 観光 2. 観光資源の活用 | 観光イベント年間開催回数 (回/年) | 6 | 8 | 市・観光協会・商工会・各種実行委員会等が関与するイベントの年間開催回数を増やし、活力のある街づくりに寄与する。 |
| [1] 観光 3. 観光の推進体制とPRの充実 | 都市交流活動の年間実施回数 (回/年) | 3 | 5 | 板橋区等との交流事業 |

第5章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり

第 1 節 市民活動の支援

[1] コミュニティづくり

《現況と課題》

コミュニティ活動は、市民相互の交流や相互扶助意識など地域の連帯感を生み出し、地域づくりに欠くことのできない重要なものです。しかし近年は、都市化や少子高齢化の進展、生活形態の変化などにより、地域社会における連帯意識や人間関係が希薄化しており、地域に対する関係が弱まりつつあります。

本市では、地域コミュニティ活動の基盤として、行政区が、地域生活の向上や自主的な住民自治の推進、行政運営の円滑化などに大きな役割を担っています。また、あじさい館、やまゆり館さらには地区公民館などを拠点として、文化、芸術、スポーツ、ボランティア、NPO法人など、各種の団体による様々なコミュニティ活動が行われています。これらのコミュニティ活動の拠点となる地域の施設は、老朽化もみられることから、計画的な施設の改修や改築などを進める必要があります。

今後も、地域コミュニティや地域づくり団体との連携を深めながら、市民の活動を支援する拠点づくり、地域づくりの担い手の育成に努めるとともに、東日本大震災を教訓とした地域団体と連携を強化する必要があります。

《施策の方向》

1. コミュニティ活動の推進

地域コミュニティへの参加を促進するとともに、コミュニティ組織や各種団体の支援により、多様な主体の連携によるまちづくりを推進します。

施策の内容

- ① 地域の要請に応えながら、区長会や行政区の円滑な運営を促進します。
- ② 市民公益活動など、地域の特性を生かした市民の自主的な地域活動や地域づくり活動を支援します。

2. コミュニティ施設の整備

各種助成制度を活用しながら、コミュニティ活動の拠点整備に努めます。

施策の内容

- ① 地域集会施設などについては、地域住民の世代間のふれあいや交流の場として活用されており、老朽化や狭隘など機能向上のための施設整備を支援します。

[2] 協働体制

《現況と課題》

市民のまちづくりに対する意識が高まりを見せるなか、市民が行政サービスの受け手としてだけでなく、まちづくりの担い手として地域の課題に対して自ら行動することが求められています。本市でも、福祉や環境など様々な分野でボランティア活動が行われ、市民と行政が協力しながら地域づくりに努めています。

本市では、平成 22 年 5 月に協働のまちづくり指針を策定し、まちづくりへの市民の参加意識の向上を図るとともに、参加機会の拡充に努めながら、市民との対話と協働によるまちづくりを進めています。

今後、「協働」を定着、拡大していくためには、各種情報の共有化とともに、市民や各種団体の相互交流を促すネットワークづくりが必要です。

また、本市への想いを抱いているふるさと市民（市の出身者やゆかりのある人など）との絆を結び、その多様な人材や優れた知識、技能などを活かしたまちづくりを推進します。

《施策の方向》

1. 市民参加のまちづくり

市民と一体となったまちづくりを進めるため、市民参加機会の充実を図るとともに、市民と行政のネットワークづくりに努めます。

施策の内容

-  ① 市民との対話の機会を増やすなど、市民と行政とのコミュニケーションの円滑化を図ります。
-  ② パブリックコメント手続の活用や市民の意見提言を収集する機会の充実を努め、公正の確保と透明性の向上を踏まえ、各分野の施策に市民の意見を反映します。
-  ③ 各種委員会や協議会へ市民が委員として参加できる機会の拡大を図ります。
-  ④ 地域振興グループに助成を行うなど、市民や事業者がまちづくりに対して参加しやすい環境づくりを進めます。
-  ⑤ 市民公益活動団体の活性化に向けて、市民活動情報を集約し、提供する仕組みを検討します。

2. ふるさと支援者を活かしたまちづくり

地域産業の活力増進を目指し、地域外の人材や知識、技術を取り入れ活用するために人材ネットワークの構築を図ります。

施策の内容



① 本市出身者や市にゆかりのある人たち等を登録する「ふるさと市民」の定着と拡大を図ります。



② 各分野で活躍する市外在住者を「ふるさと大使」に委嘱し、連携によるまちづくりを図ります。

「第1節 市民活動の支援」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|----------------------------------|-------------------------|----------|---------|---|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1] コミュニティづくり 1. コミュニティ活動の推進 | 市集落センター連絡協議会への加入団体数(団体) | 27 | 33 | ふるさとづくりを推進するため、様々な地域づくり活動を展開し、市の活性化を図る。 |
| | 行政区への加入割合(%) | 72.8 | 75 | 全世帯のうち、行政区に加入している世帯の割合。 |
| [2] 協働体制 1. 市民参加のまちづくり | 市民懇談会の開催(回/年) | 1 | 1 | 市民懇談会を毎年開催する。 |
| [2] 協働体制 2. ふるさと支援者を活かしたまちづくり | ふるさと大使の委嘱者数(人) | 6 | 50 | 市外在住の本市出身者や市にゆかりのある方の中から、市の活性化に協力的な方を「ふるさと大使」に委嘱する。 |

第 2 節 男女共同参画の推進

[1] 男女共同参画社会

《現況と課題》

「男女共同参画社会」とは、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かちあい、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成 22 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されるなど、法律や制度の上では男女共同参画社会の形成に向けた整備が進んでいます。茨城県においても、平成 23 年に「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）いきいき いばらきハーモニープラン」が策定されています。

本市では、「男女（ひととひと）共に生きふれあい育む豊かなまちづくりをめざして」を基本理念とする「かすみがうら市男女共同参画計画」に基づいて、男女共同参画社会づくりに取り組んでいます。

しかし、社会の中には、性別による固定的な役割分担などの考え方が根強く残っており、様々な不平等をもたらしています。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの社会問題への対応も必要となっています。

このような状況に対応するため、「男女共同参画社会」の実現に向けた施策を継続的に推進していくとともに、今までの社会における制度や習慣、慣行にとらわれずに、時代や環境の変化に即した社会を構築していく必要があります。

また、男女がともに地域社会の発展を担っていける環境づくりも必要となっています。

《施策の方向》

1. 市民意識の啓発

男女共同参画社会の実現を目指し、地域、家庭、学校教育や職場等において意識の高揚に努めます。

施策の内容

- ① 市男女共同参画計画に基づき、市民や各種団体等と連携し施策の推進等に努めます。
- ② 講演会の開催や研修、各種講座の充実により、男女共同参画に関する意識の啓発を推進します。
- ③ 家庭内暴力や人権侵害などの防止を図るため、啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。

2. 社会参画への支援

働きやすい環境整備や相談支援体制の充実など、女性の社会参画の環境整備を行います。

施策の内容

- ① 女性がもてる能力を十分に発揮し、地域づくりの担い手として活躍できる場の整備に努めます。
- ② 女性団体の自主的な活動を支援し、資質の向上、地域社会に貢献できる団体の育成に努めます。
- ③ 子育て支援や介護サービスなど、各種サービスの充実に努め、女性の仕事と家庭の両立を支援します。
- ④ 働く女性の家については、機能の充実など学習活動の場の確保に努めます。

「第2節 男女共同参画の推進」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|----------------------------|-------------------------|----------|---------|----------------------------------|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1] 男女共同参画社会 1. 市民意識の啓発 | 男女共同参画社会啓発事業への参加者数(人/年) | 74 | 81 | 市や他自治体主催の講演会等の啓発事業への参加者数の増加を目指す。 |

第3節 広報・広聴活動の充実

[1] 広報・広聴

《現況と課題》

個性と魅力にあふれたまちづくりを推進するには、広報・広聴活動を充実し、市民の積極的な市政への参加を促すことが重要になってきます。

本市では、毎月1回発行の「広報かすみがうら」や市ホームページ、メールマガジン、ツイッター、マスメディアの活用などにより行政情報の提供を行っています。「広報かすみがうら」においては、市民に親しまれる紙面づくりを目指すとともに、公共施設やコンビニ等に広報誌を設置し、より多くの市民に読んでもらえる仕組みづくりを行っています。ホームページでは、各種情報や災害時等の緊急情報の発信など、迅速で幅広い情報の提供を行っています。

近年では、インターネットや携帯電話等の普及に伴い、情報の提供や習得方法もめまぐるしく多様化していますが、年齢などの違いにより情報媒体の利用格差が存在していることから、世帯へ、等しく情報を提供するためにも、広報誌等による従来の情報発信は重要なものとなっています。

また、行政区長を通して行われる各行政区からの要望の受付や市民提案制度などを実施し、市民ニーズの把握に努めています。

市民が自らまちづくりについて考え行動できるよう、様々な情報媒体を有効に活用しながら、幅広い広報・広聴活動を展開し、市民と行政の信頼関係の構築に努める必要があります。

《施策の方向》

1. 広報活動の推進

積極的に行政情報やまちづくり情報の公開を推進し、確かな情報を迅速に市民へ提供できる環境を整備します。

施策の内容

- ① 市民ニーズの多様化に対応するため、分かりやすい「広報かすみがうら」の誌面づくりに努めます。
- ② 多くの市民が、いつでも市の行政情報を得ることができるよう、ホームページ等の充実を図ります。
- ③ 新聞やテレビを活用した情報の発信に努めます。

2. 広聴活動の充実

市民の意見が広く行政運営に反映されるよう、広聴体制の整備に努めます。

施策の内容

- ① まちづくりに対する意見提言の情報収集のため、市民提案制度の充実に努めます。
- ② 行政相談委員による相談活動を支援し、苦情の解決や行政制度及び運営への反映に努めます。

「第3節 広報・広聴活動の充実」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|------------------------|-------------------|----------|---------|----------------------|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]広報・広聴 1. 広報活動の推進 | ホームページのアクセス数(件/年) | 172,109 | 189,000 | ホームページのアクセス数の増加を目指す。 |
| [1]広報・広聴 2. 広聴活動の充実 | 市民提案件数(件/年) | 12 | 13 | 市民提案件数の増加を目指す。 |

第4節 行政サービスの向上

[1] 行政運営

《現況と課題》

地方分権の進展や少子高齢化に伴う人口減少社会の到来など、国や地方を取り巻く状況は大きく変化しています。取り分け、地方自治体においては、自己決定と自己責任の原則のもと、複雑化、多様化する市民ニーズにこたえる行政サービス体制の確立が課題となっています。

行財政運営については、限られた財源の中で、多様化する行政需要に対応するために、より効果的、効率的な行政運営を積極的に進めていく必要があります。そのため、行政組織の合理化及び事務事業の改善、職員の能力の向上、民間活力の活用など、引き続き行政改革を推進する必要があります。

窓口サービス・情報化については、市民サービスの高度化や迅速化などによる効率的な事務処理やわかりやすい窓口体制など、質の高いサービスの提供に努めることにより、市民の満足度を高めていく必要があります。

広域行政については、地方分権の進展に伴い、地方自治体の役割と責任が増大する中で、個々の自治体だけでは対応できない課題の増大が予測されるなど、今後も近隣市町村と連携、強化を図る必要があります。

総合計画の進行管理については、総合計画の実施状況を的確に把握し、事務事業が計画どおり進行するよう管理体制を確立することが求められています。

《施策の方向》

1. 行政改革の推進

「第2次行政改革大綱」及び「行政改革実施計画（集中改革プラン）」の着実な実行に向けて全庁的な取り組みを推進し、PDCAサイクルによる不断の点検に努めます。

施策の内容

- ① 行政が対応すべき範囲、施策の内容及び手法等について評価を行い、事務事業の見直しに取り組みます。
- ② 効率的に行政需要に対応するとともに、意思決定スピードの向上を図るため、組織機構のスリム化やフラット化に取り組みます。
- ③ 市民との協働を推進し、市民の目線に立った、わかりやすく利用しやすい行政組織の構築を進めます。
-  ④ 行政改革大綱に基づき、事務事業や行政組織の見直し、民間委託の推進などにより計画的な定員管理に取り組みます。
- ⑤ 職員の能力や実績に応じた給与制度の確立に取り組むとともに、能力や努力を客観的に評価し、育成につなげる人事評価制度などを進めていきます。
- ⑥ サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、必要に応じて指定管理者制度の導入など、民間委託を検討します。
- ⑦ 行政改革実施計画（集中改革プラン）の進行管理と公表を行います。

2. 情報システムの整備

行政窓口サービス事務のICT化を進め、行政サービスの向上、行政事務の効率化、高度化に努めるとともに、電子自治体を推進する人材の育成を図ります。

また、本市を取り巻く情報化の進展を積極的に活用し、行政情報化と地域情報化を総合的にとらえることによって効果的な情報化の推進を図ります。

施策の内容

- ① インターネットによる、市民からの申請や申込みの受付、様々な行政手続情報やサービスの提供を進めます。
- ② 市が保有する情報資産を適切に管理し、人的、物理的、技術的なセ

セキュリティ対策を進め、情報の改ざんや漏えい等を未然に防止します。

- ③ 共同アウトソーシングなどへの積極的な参加による行政コストの削減を図ります。
- ④ 統合型GISを推進し、地理情報システムの効率的運用と市民への情報提供の充実を図ります。
- ⑤ 情報セキュリティを確保するため情報セキュリティポリシーの定期的検証と個人情報保護の強化に努めるとともに、情報セキュリティを維持するための監視体制の充実を図ります。
- ⑥ 安全・安心な市民生活や地域産業の活性化などを実現するため、積極的にICT（情報コミュニケーション技術）を活用した各種行政情報の提供に努めます。
- ⑦ スポーツ施設の予約や空き状況を確認できるシステムなど、生涯学習機会を充実するため、情報化を推進します。
- ⑧ 市民の利便性向上のため、電子化を含めた効率的な行政運営と行政サービスの向上に努めます。

3. 窓口サービスの向上

市民に配慮した窓口体制づくりを進め、市民ニーズに対応した窓口サービスの提供に努めます。

施策の内容

- ① 千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎や中央出張所については、総合窓口としての充実を図り、市民の利便性の向上を目指します。
- ② 市民カードの普及と自動交付機の利用を促進するとともに、窓口時間の延長を実施するなど、市民ニーズに対応した窓口サービスの向上を目指します。

4. 広域行政の推進

関係自治体等との連携などにより、広域的な行政課題への対応に努め、事務事業の一層の合理化と行政サービスのさらなる向上を図ります。

施策の内容

- ① 広域的な対応を必要とする行政需要や課題に応えるため、関係市町村との連携のもとに、広域的なソフト事業やハード事業の積極的な展開に努めます。
- ② 関係市町村との連携強化を図りながら、地域全体の総合的かつ一体的な発展を目指します。
- ③  市町村合併については、国の動向や県が目指す将来目指すべき合併パターンを踏まえながら、周辺市町村との関係づくりに努めます。

5. 総合計画の進行管理

総合計画の実効性の確保を図るため、財政状況を勘案した上で、市の政策や事業等に関する必要性や効率性、成果などの評価に基づき進行管理に取り組みます。

施策の内容

- ① 総合計画の適正な管理を目指し、適宜評価システムの見直しを図ります。

〔2〕 財政運営

《現況と課題》

地域主権改革により、地方自治体は抜本的な改革に迫られ、自立的、自主的な財政運営が強く求められています。

また、地域格差が増大しつつある中、国の地方交付税及び国庫支出金等の制度改正、さらには地方への税源移譲など大幅な見直しによっても地方財政の厳しい現状からの脱却は不透明な状況です。

さらに、景気の先行きは、各種の政策効果などを背景に持ち直し傾向が続くことが期待されますが、東日本大震災の影響に留意しなければならぬところです。

市の歳入面については、少子・高齢社会や経済の成熟により、財政運営の要となる市税の伸びが期待できず、国からの交付金等の減少や合併算定替えの段階的縮減により、一般財源全体では大幅な減収となることが予測されます。

このため、市税をはじめとする自主財源の確保など収入全般にわたる長期的な財源の確保のほか、事務事業の見直し、民間活力の積極的な導入、地域振興策としての企業立地の推進による課税客体の拡大及び、市民サービスにおける受益と負担の適正化を図る中で、新地方公会計制度など企業の視点による分析を踏まえ、安定的かつ効率的で持続可能な財政運営に努める必要があります。

【一般会計の決算状況】

歳入

(単位：千円)

| 区分 年度 | 歳入合計 | 市税 | 市債 | 国庫 支出金 | 繰越金 | 地方 交付税 | 県支出金 | その他 |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 平成 18 | 15,008,950 | 4,961,856 | 2,103,700 | 764,014 | 592,112 | 3,720,937 | 601,602 | 2,264,729 |
| 平成 19 | 15,435,419 | 5,694,176 | 1,699,800 | 1,126,934 | 766,076 | 3,546,996 | 665,999 | 1,935,438 |
| 平成 20 | 15,709,323 | 5,820,210 | 1,400,400 | 1,771,179 | 780,399 | 3,317,107 | 711,528 | 1,908,500 |
| 平成 21 | 15,950,327 | 5,436,393 | 1,347,400 | 1,638,858 | 1,303,570 | 3,466,947 | 838,100 | 1,919,059 |
| 平成 22 | 16,639,065 | 5,413,824 | 1,654,100 | 2,362,588 | 701,009 | 3,853,691 | 847,428 | 1,806,425 |

歳出

| 区分 年度 | 歳出合計 | 民生費 | 教育費 | 衛生費 | 総務費 | 土木費 | 公債費 | その他 |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 平成 18 | 14,242,873 | 3,742,302 | 1,185,065 | 1,321,240 | 2,180,122 | 2,509,784 | 1,399,063 | 1,905,297 |
| 平成 19 | 14,655,020 | 4,226,135 | 1,141,275 | 1,266,595 | 2,798,356 | 1,948,089 | 1,435,272 | 1,839,298 |
| 平成 20 | 14,405,753 | 4,163,869 | 1,212,097 | 1,167,502 | 2,630,861 | 2,008,428 | 1,464,891 | 1,758,105 |
| 平成 21 | 15,249,318 | 4,162,447 | 1,466,370 | 1,127,093 | 3,332,978 | 1,757,377 | 1,570,789 | 1,832,264 |
| 平成 22 | 15,743,399 | 4,948,921 | 1,987,455 | 933,176 | 2,998,287 | 1,327,065 | 1,732,857 | 1,815,638 |

資料：財政課

《施策の方向》

1. 計画的・効率的な財政運営

事務事業の持続的な見直しを行うために、評価システムや新地方公会計制度を活用し、併せて、職員の意識改革を図ります。特に、事務事業の優先度に重点を置き、中長期的な視点に立ち、計画的・効率的な財政運営の維持に努めます。

施策の内容

-  ① 行政評価を活用して事務事業の効率化を図りながら、総合計画の進行管理と連動した予算編成に努めます。
-  ② 行政経営の視点を踏まえ、事業型予算編成や行政評価の活用により、事務事業の優先順位を一層精査し、市民からの提案型事業の活用を図るなど市民ニーズに応じた優先化、重点化した財源配分を行います。
-  ③ 行政経営に視点を置いて、財政指標や財務諸表に基づく分析を踏まえ、計画段階での協議を十分に行いながら、事業の優先順位の設定や負担とサービスの徹底を図ります。

2. 財源の確保

市税等の収納率の向上や国や県補助金等の活用及び市有財産の利用により財政基盤の強化を図ります。

施策の内容

- ① 課税対象の適正な把握のもと、公平な課税に努め、自主財源の確保を図ります。固定資産税の土地については、市街化区域等において路線価評価方式を導入し、市税においては、電子申告等の更なる普及を促進し、適正評価と納税者の利便性向上に努めます。
- ② 茨城県租税管理機構への定期的な職員派遣など、職員の各種研修への参加により、法律の理解を高めるとともに、徴収体制を整え、市税等の収納率の向上を図ります。
- ③ 事業を遂行するにあたり、国や県などの補助事業の効果的な活用を図りながら、産業の振興や育成に積極的に取り組み課税客体の拡大に努めます。

- ④ 未利用地となっている市有財産について精査を行い、将来にわたる活用の可否を個別に検証しながら、企業立地の推進等、積極的な活用と売却を図ります。
- ⑤ 益者負担の原則に基づく、負担の公平性を確保するため、各種使用料、手数料等の見直しを行います。
- ⑥ 増大する行政需要に対処する資金を確保するため、各基金の目的に応じ、中長期の見通しによる、積み立てと取り崩しの効率的な運用を行い対処に努めます。

3. 経費の削減

民間委託等の推進、指定管理者制度の活用、地方公営企業の健全化、定員管理と給与の適正化、補助金等の整理合理化など行政改革を進め、経費全般にわたる徹底した節減合理化を進めます。

施策の内容

- ① 職員自らの能力を発揮すべき業務を安易に委託することのないよう、再度点検を図りながら物件費の抑制に努めます。
- ② 扶助費や補助金については、行政評価の活用を図り、目的や効果を十分検証し、見直しを図るとともに、社会情勢を踏まえた基準額の検証等を行います
- ③ 公債費関係の財政指標を意識した財政運営により、合併による有利な財政支援を積極的に活用していきます。
- ④ 特別会計及び企業会計の経営基盤強化を推進し、自律的な財政運営に努めます。

「第4節 行政サービスの向上」に関わる目標値一覧表

| 施策名称 | 指標 | 実績値 | 目標値 | 指標の考え方 |
|-------------------------|----------------------------|-----------------|---------|---|
| | | (H22年度末) | (H28年度) | |
| [1]行政運営 1. 行政改革の推進 | 第2次行政改革大綱及び実施計画の達成項目の割合(%) | 調査中 (10月末判明) | 100 | 第2次行政改革大綱及び行政改革実施計画に掲載した内容のうち、計画期間中に目標を達成した割合 |
| [1]行政運営 2. 情報システムの整備 | 公共施設予約システム利用者数 (人/年) | 5,593 | 7,000 | スポーツ施設予約システムを活用し、体育施設のより一層の利用促進を図る。 |
| [2]財政運営 3. 経費の削減 | 照明・冷暖房の節電による経費削減額 (円/年) | - | 200,000 | 地球温暖化防止及び東日本大震災による電力不足に対応するため、経費の削減を図る。 |